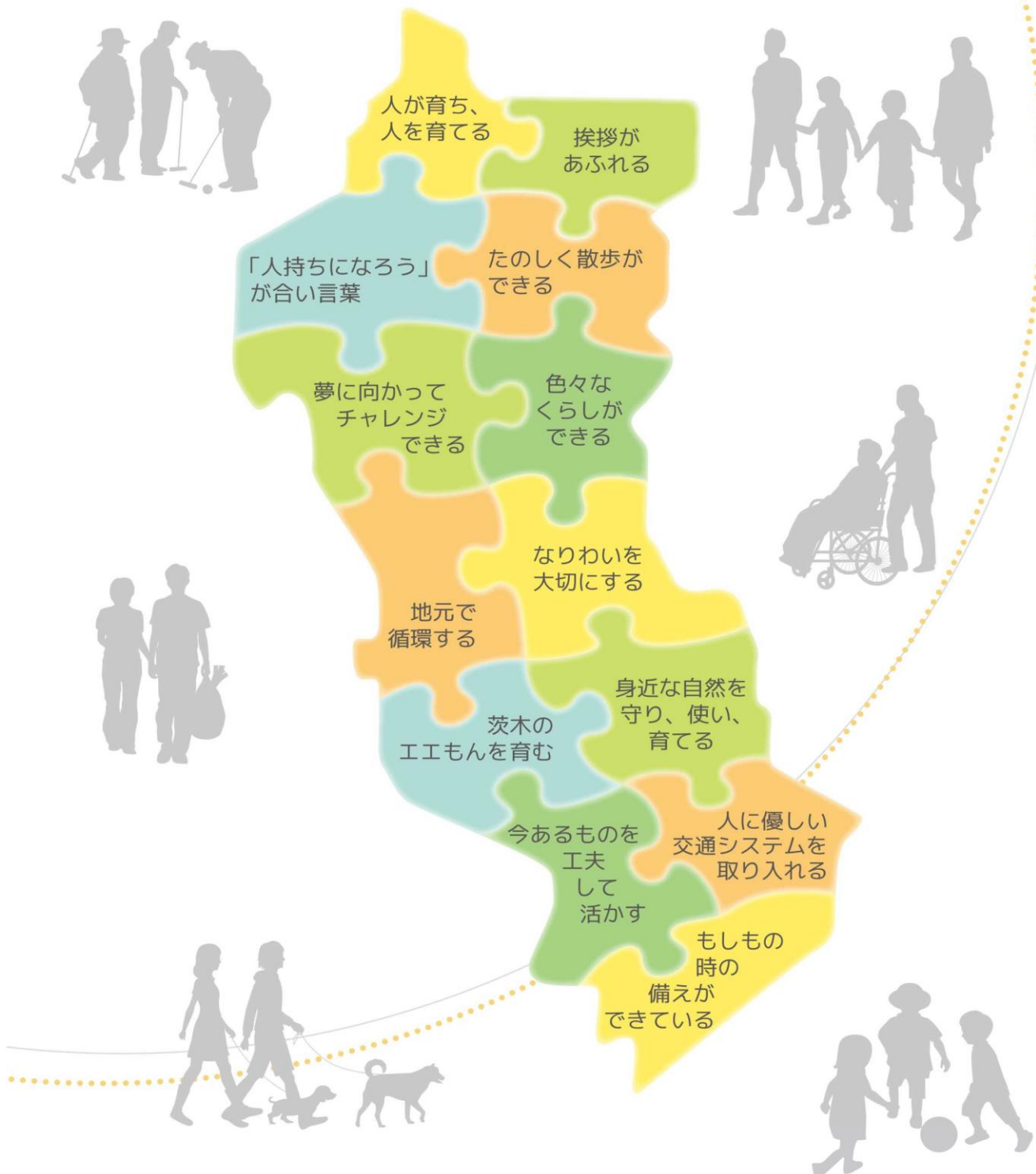


茨木市都市計画マスタープラン

～「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木～



令和2(2020)年1月
施策中間見直し(案)

市長あいさつを掲載予定

目次

序章 都市計画マスタープラン改定 から中間見直しに至るまで.....	1
---------------------------------------	---

1 都市計画とまちづくり ～マスタープラン改定（平成 27 年）にあたって～	2
（1）本市の基本計画（昭和 34 年）	2
（2）現行計画策定時（平成 27 年）の本市の状況	3
（3）これからを見据えたマスタープランとして	3
（4）時代を先導する都市計画マスタープランとして	4
2 都市計画マスタープランの位置づけと役割	5
（1）都市計画マスタープラン改定の背景	5
（2）これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割	6
（3）都市計画マスタープランの位置づけ	7
（4）都市計画マスタープランの目標年次	7
（5）都市計画マスタープランの構成と特徴	8
（6）策定プロセスにおける市民参画	9
3 本市の都市づくりの歩みと 現在の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化	10
（1）本市の都市づくりの歩み	10
（2）現行計画策定時の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化	11
4 現在（令和元（2019）年）の本市の状況と 施策中間見直し	15
（1）現在（令和元（2019）年）の本市の状況	15
（2）施策中間見直し	18

第 1 章 市民が考えるまちの姿	21
------------------------	----

1 はじめに	22
2 キャッチフレーズ	23
3 市民が考えるまちの姿	25

第2章 都市づくりプラン.....39

1 本市における都市構造・土地利用の考え方.....	40
2 都市づくりプラン	43
テーマ①広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める	45
テーマ②無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める	46
テーマ③既存ストックの有効活用を進める	48
テーマ④暮らしの安全・安心を確保する.....	51
テーマ⑤良好でうるおいのある住環境の形成を進める	55
テーマ⑥多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ	59
テーマ⑦都市の活力を高める産業を創り、守り育てる	61
テーマ⑧暮らしを支える「拠点」を活性化する	64
テーマ⑨憩いと癒しの空間を守り、つくる	69
テーマ⑩まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める.....	72
テーマ⑪地域と暮らしを支える交通システムを構築する	76
テーマ⑫人と環境にやさしい都市づくりを進める	80
テーマ⑬市民・民間によるまちづくりを進める	82
3 都市構造.....	85
本市における都市構造・土地利用の考え方と都市構造の区分.....	85
都市構造図	86
都市構造の区分① 中心市街地（都市拠点）	88
都市構造の区分② 地域拠点・生活拠点.....	90
都市構造の区分③ 北部地域.....	92
都市構造の区分④ 産業集積地域	94
都市構造の区分⑤ 一団の住宅地	96
都市構造の区分⑥ 市街地に隣接したみどり	98

第3章 都市づくりとまちづくりの進め方.....101

1 都市づくりとまちづくり施策の推進.....	102
（1）施策推進の姿勢	102
（2）進捗管理の仕組み.....	102
2 都市づくりやまちづくりの主体となる市民・民間との連携・協働...103	
（1）市民との連携・協働.....	103
（2）民間との連携・協働.....	106
（3）市民・民間との連携・協働の推進に向けて	108

用語説明	111
------------	-----

本文中、※印を付している語句について用語解説を行っています

参考資料	S-1
------------	-----

都市計画マスタープラン内での用語の使い分けについて

■都市計画、都市づくり、まちづくり

都市計画と都市づくり、まちづくりは以下のように使い分けを行います

都市計画…法や制度としての都市計画や学問領域、理論をさす場合に使用

都市づくり…都市計画や都市整備など、市としての大きな方針に係わる活動をさす場合に使用

まちづくり…地域における住民、企業、行政等による自律的で継続的な環境改善に関する活動をさす場合に使用

■市民、住民、民間

市民と住民、民間は以下のように使い分けを行います

住民…一定の地域の居住者を想定する場合に使用

市民…市内居住者全般をさす場合に使用

市民等…市内居住者だけでなく、在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々をさす場合に使用

民間…企業、事業者、大学、NPOなどの主体

序章 都市計画マスタープラン改定から中間見直しに至るまで

序章では、本市におけるこれまでの都市計画の流れや、現行の都市計画マスタープランを改定するに至った社会情勢の変化についてとりまとめています。

また、その後の本市をとりまく状況の変化を踏まえ、令和元年度の「施策中間見直し」に至った背景等についてとりまとめています。

1 都市計画※とまちづくり～マスタープラン改定（平成 27 年）にあたって～

・・・大きな変化の時期を迎えて

（1）本市の基本計画（昭和 34 年）

都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村都市計画マスタープラン※の制度が設けられて、今回が3代目のマスタープランになります。

しかし、本市では、マスタープランの作成が義務づけられた都市計画法※の改正（平成 2（1990）年（施行は平成 4（1992）年）の相当前に、都市づくりのマスタープランを作成していました。昭和 34（1959）年の「茨木市基本計画」です。

この茨木市基本計画作成に先立つ昭和 27（1952）年から、市の広報に都市計画についての連載が行われていました^{注1）}。都市計画に関わった者なら誰もが知っている E. ハワードの「田園都市」の考え方を紹介した連載です。ハワードの田園都市論が、邦訳されて出版されたのは昭和 43（1968）年です。市民は、16 年も前に都市計画の名著に触れていたことになります。

当時、本市は、財政赤字に悩み、赤字再建団体に陥っていました。この状況から脱却するために全市をあげて取り組んだのが工場誘致でした。日本麦酒（現サッポロビール）、東京芝浦電気（現東芝）、松下電器（現パナソニック）などの工場が本市に建設されました。この工場誘致政策を都市計画の観点から体系化していたものが「田園都市論」の本市への適用でした。田園都市論という名前から、緑豊かな住宅地と農地、山林との調和した都市づくりを思い浮かべる方が多いかもしれませんが、ハワードが理想とした田園都市は、単なる住宅地づくりの計画ではなく、住宅、工場用地、農地等のバランスがとれた総合的な都市を、住民自ら経営していくというものです。都市計画の視点からみた工場誘致施策の位置づけを「田園都市論」に見出し、この考え方を集大成したものが「茨木市基本計画」でした。

茨木市基本計画の一部を紹介します。

市長のことばに「個々の土地所有者による、無制限な土地の開発は、やゝもすれば無秩序で、しかも市全体の経済効果を阻害する場合が多いのであるが、本計画を基盤として、市民の協力を得るならば、この理想郷の実現も容易であろうし、公共の利益に根ざした市民全体のよりよき都市の開発が促進せられると思われる」（原文ママ）というものがあります。また、序文には「日本の都市計画が、従来ややもすれば画餅に期してしまうのは都市の生長発展が産業、社会、文化等々の都市を構成する人的、物的のあらゆる因子が、お互いに複雑な関係においてなされることを忘れ、単に机上の計画をしたからである」「都市自体が建設の計画において、産業－財政－建設の関連性の大きなることを軽視したことにも原因があると思はれる」（原文ママ）ともされています。

無秩序な開発ではなく、計画的な都市づくりを市民の協力を得て進めていくこと

都市計画は産業、社会、文化などと大きく関わるものであることを忘れず、産業－財政－建設の関係を軽視してはいけない。

という重要な示唆を与えてくれる基本計画です。

本市の都市計画マスタープランは、この先達から脈々と受け継いできた想いを基本に作成してきたものです。

注 1） 広報いばらき第 21 号、23～25 号（1952）にて 4 回にわたり連載。E. ハワードの著書「明日の田園都市」

に示された図を日本語訳して掲載するなど、当時の茨木市の都市づくりの基本的な考え方として「田園都市論」を位置付け、市民に広く示した。

（２）現行計画策定時（平成 27 年）の本市の状況

本市が茨木市基本計画を作成し、工場誘致を行ってから約 60 年が経過しました。当時、誘致し、本市の発展に大きく寄与してきた工場が、近年、撤退、流出しています。産業活動等のグローバル化*や施設の老朽化、生産の効率化など経済環境が大きく変化してきたことが大きな原因だろうと思われます。今回のマスタープランは、昭和 34(1959)年の茨木市基本計画時に取り組んでいた工場が移転し、跡地利用が具体化している環境での改定です。

そしてこれは、平成 19(2007)年 6 月のマスタープラン策定時には想定していなかったことでした。

企業所有地の売却等が進み、その跡地の大半が住宅や商業施設に変わるという状況が、多くの自治体と同様、本市でも起こっています。

しかし、その中で新しい動きが生まれはじめました。

サッポロビール大阪工場の跡地には、立命館大学の大阪いばらきキャンパスが誕生することになりました。

また、東芝大阪工場の跡地では、これからの社会を先導する地域を生み出そうと「スマートコミュニティ*構想」の取組が進められています。

さらにフジテック工場跡地付近には、民間と連携、協力したＪＲ総持寺駅や周辺の整備がスタートしました。

（３）これからを見据えたマスタープランとして

このような新しい動きと、「茨木市基本計画（1959）」策定の状況を比較し、これからの都市づくりの方向を考えてみます。

茨木市基本計画は、前述のとおり、都市経営に視点をおいた計画でした。また、都市計画分野だけでなく産業、社会、文化と都市との関わりも重要視されていました。この考え方は先進的で評価されなければなりません。平成 27(2015)年の都市計画マスタープランの改定にあたっては、茨木市基本計画の策定にあたって掲げられた考え方と軌を一にしたものでなければならぬと考えています。

	茨木市基本計画(1959)	都市計画マスタープラン(2015)
大きなテーマ	工場誘致、都市基盤整備	既成市街地*や工場跡地の再整備、環境配慮
ターゲット	モノ	人
開発の課題	新たな土地利用	既成市街地の再整備
人の活動の捉え方	労働	知識、情報
支える都市論	田園都市、産業社会、工業社会	創造都市、知識社会、脱工業社会
社会背景	戦後復興から高度成長へ	少子高齢化の進行、グローバル化

上表のように都市を取り巻く環境を整理してみると、時代によって、都市づくりの考え方が大きく異なっているように見えますが、これは、策定当時の社会、経済の環境が、60 年余りの時間経過の中で大きく変化してきたということです。そして、①都市を巡る環境が大きく変わっていて、その変化を的確にとらえたうえで、②本市の都市づくりを総合的に進めていかなければならないということです。①は「変わる」環境の理解、②は「維持する」姿勢だと考えます。

また、茨木市基本計画は、工業を軸にした成長へと大きく変わりつつあった時代の都市づくりの計画であり、今回の都市計画マスタープランは、人の力が都市の活力の源泉とも言われている^{注2)}時代の都市づくりの計画であるという違いはありますが、それぞれ大きな変化を迎えている環境の中で、将来の本市の姿を描いていくという点で、その果たす役割は共通しています。

これを、平成 27(2015)年の都市計画マスタープラン改定にあたっての基本的な姿勢としました。

(4) 時代を先導する都市計画マスタープランとして

平成 19(2007)年に策定した都市計画マスタープランは、本市に関わる多くの市民の方とともに考え、つくってきたものです。平成 27(2015)年の改定にあたっては、第5次総合計画※の策定、新たな環境基本計画※の策定と足並みを揃えて、市民の皆さんと一緒に、これからの本市の姿を考えました。そこで出された市民の想いは、平成 19 年のマスタープラン策定に際して示された本市に対する夢や、本市での暮らしを豊かにするための提案と共通するものでした。

この想いを大切にしたいとの考えから、基本的なまちの姿は、大きく変えないことにしました。

その上で、本市を取り巻く社会や経済環境の大きな変化をこれからの都市づくりに、どのように活かしていくかを考え、施策に位置づけるべく、検討を進めてきました。

平成 19(2007)年の都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念（市民の皆さん方が考えるまちの姿）として「つながり」を掲げました。改定にあたって協調、連携して策定を進めてきた「第5次総合計画」のまちづくりの視点にも、この「つながり」が掲げられています。

近年、まちづくりの分野で「コミュニティデザイン※」という言葉がよく使われます。コミュニティデザインとは「人がつながるしくみをつくる」ということです。社会を構成するソーシャル・キャピタル※（社会関係資本）では、家族や企業等、同質的な集団内での結束力だけでなく、NPO※活動などに象徴されるように特定の集団内に限らず、異質な団体や人同士が、相互に緩い結びつきで交流していくようなブリッジング型（橋渡し型）と呼ばれる役割、機能が注目されています。さらに、都市の経済を支えるのは、多様な人の集積とネットワーク（顔と顔のつながり）と言われ、このつながりが、新たな活力を生むという指摘もあります。平成 27(2015)年の都市計画マスタープランにおいては、輪を広げ、協力してまちを育むこと等に加えて、能動的、積極的な視点からも「つながりをつくること」の意味をもとらえていくことにしました。

社会は、これからも大きく変化していくでしょう。都市づくりの考え方も、変えなければいけない場面に直面すると考えています。しかし、このまちを、もっともっと住みやすく、活気のあるところにしたいという気持ちを持ち続け、都市計画マスタープランで示した施策の推進に取り組んでいきたいと考えています。

変化には的確、柔軟に、まちに対する想いは変えずに。

注2) 例えばアメリカの社会学者R. フロリダは「経済成長は複雑な過程である。人間の歴史の大半において、富は肥大な土地や原材料など、その場所の天然資源の恵みによってもたらされていた。しかし、今日の重要な資源はクリエイティブな人材であり、それは流動性が非常に高い。この資源を呼び込み育成し、動かす能力が競争力の重要な側面となっている。」（「クリエイティブ都市論」R. フロリダ著、井口典夫訳、2009 ダイヤモンド社）としている。

2 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープラン改定の背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が市民の意見を反映して策定するものです。本市の最上位計画である第 5 次総合計画に基づき、より具体的な都市づくりの方針を定め、第 5 次総合計画の都市計画の分野を実現していくための計画とも言えます。

本市では平成 10(1998)年に初めて都市計画マスタープランを策定し、その後、平成 19(2007)年には広く市民の意見を取り入れた都市計画マスタープランに改定しました。

この計画は概ね 10 年を計画の期間として定めていましたが、この間の都市計画を取り巻く動向の変化に目を向けると、全国的に人口増加や都市の拡大を前提とした社会から、少子高齢化等の進展による本格的な人口減少の時代へ移りつつあります。また、既存ストック※の老朽化や地球環境問題の深刻化、財政状況の悪化、産業構造の変化、地方分権社会への移行など、都市を巡る状況は大きく変化しつつあります。特に、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災はかつてない甚大な被害を都市にもたらし、自然災害への備えが都市づくりの重要な課題であることを再認識しました。

そのため、これまで掲げてきた目標とするまちの姿や考え方は、今後も長期的な方針として念頭に置き、時代の変化を的確に捉えながら、新しい時代に即した都市計画マスタープランの改定を行うこととしました。

(2) これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割

平成 19(2007)年に策定した都市計画マスタープランの見直しや、第5次総合計画を基軸として各種分野別計画が連動した計画となるよう市全体の計画体系を構築する中で、これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割を明らかにし、以下の視点で計画の改定を行うこととしました。

①市の総合計画に対して都市づくりの面から具体化を図る計画

第5次総合計画（平成 27(2015)年3月に策定）では、本市の全施策の基本的な方向性が示されています。

都市計画マスタープランは、第5次総合計画で示されたまちの将来像や方向性、施策展開などに対して、それらを支える土地利用や道路、公園などによる都市づくりの面から計画を具体化していく役割を担っています。

②今後予想される都市づくりのテーマに対応する取組の道筋を示す計画

本市では、平成 19(2007)年の都市計画マスタープラン策定後、大規模な工場が閉鎖し、その跡地に立命館大学が進出したり、JR総持寺駅の設置が進むなど、大きく土地利用が転換しています。

また、人口減少・少子高齢化、地球環境問題への対応や、大規模災害に備えた防災の都市づくりなど、これからの都市づくりを展望した上で新たな課題も生まれてきています。

そのため今回の改定においては、今日の都市づくりの状況の変化を捉え、これからの都市づくりのテーマに対応し、その道筋を示す計画とする役割を担っています。

③都市計画決定の権限の移譲を踏まえた、市の都市計画の方向性を示す計画

地方分権の推進により、平成 24(2012)年4月から、地域地区や公共施設の一部などに関する都市計画決定の権限が市町村に移譲されました。そのため、本計画においてはこれまでより一層、市としての主体性と責任を持った都市計画の方針を示す計画としていく役割を担っています。

④民間や市民等との協働※を重視した計画

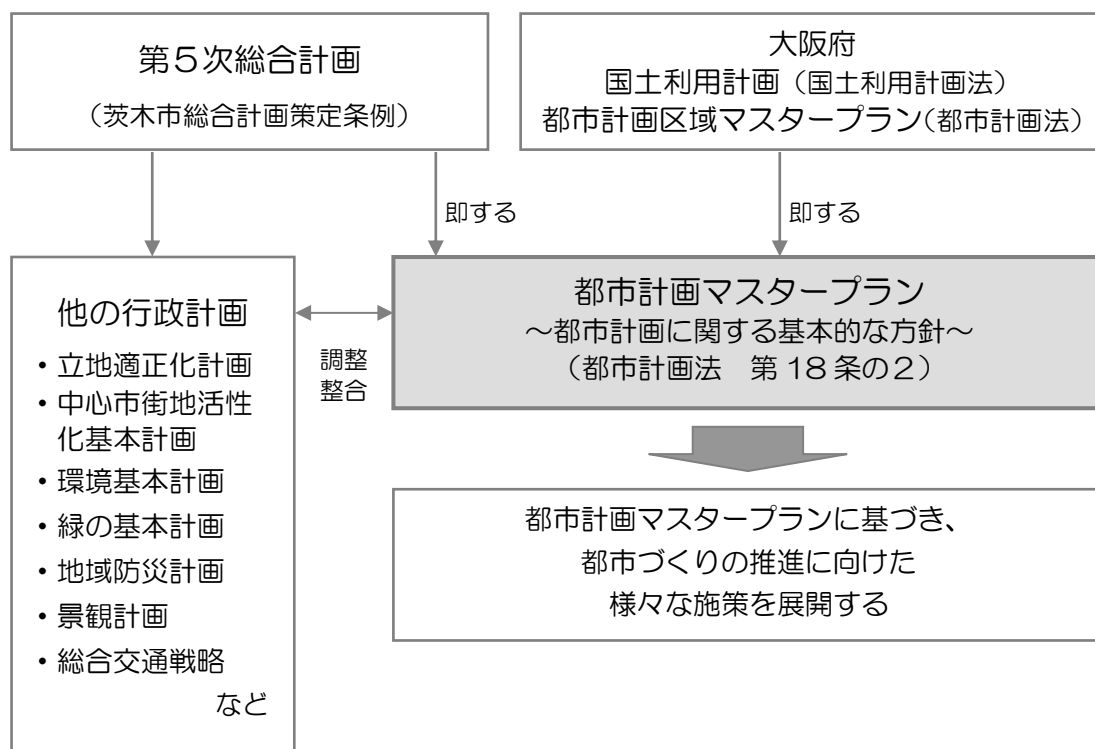
近年では、市民・民間・行政など多様な主体が参画・協働し、まちづくりに取り組んでいく流れが重要視されていることから、本計画においても多様な主体がまちづくりに関わることを支援できる方針を定める役割を担っています。

また、平成 19(2007)年の都市計画マスタープランの策定プロセスにおいて、市民との協働で作成した「まちづくりビジョン」については、本市の協働のまちづくりにおける普遍的なビジョンとして、本計画においても「市民が考えるまちの姿」として位置付け、都市計画マスタープランをさらに発展させていくための指針とします。

（３）都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の最上位の計画である「第５次総合計画」と、大阪府が定める「大阪府国土利用計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン※）に即して定めます。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



（４）都市計画マスタープランの目標年次

第５次総合計画に即して、計画期間は平成 27(2015)年度を初年度とした概ね 10 年間とします。

なお、社会情勢の変化等を見極めつつ、第５次総合計画や大阪府都市計画区域マスタープラン等との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

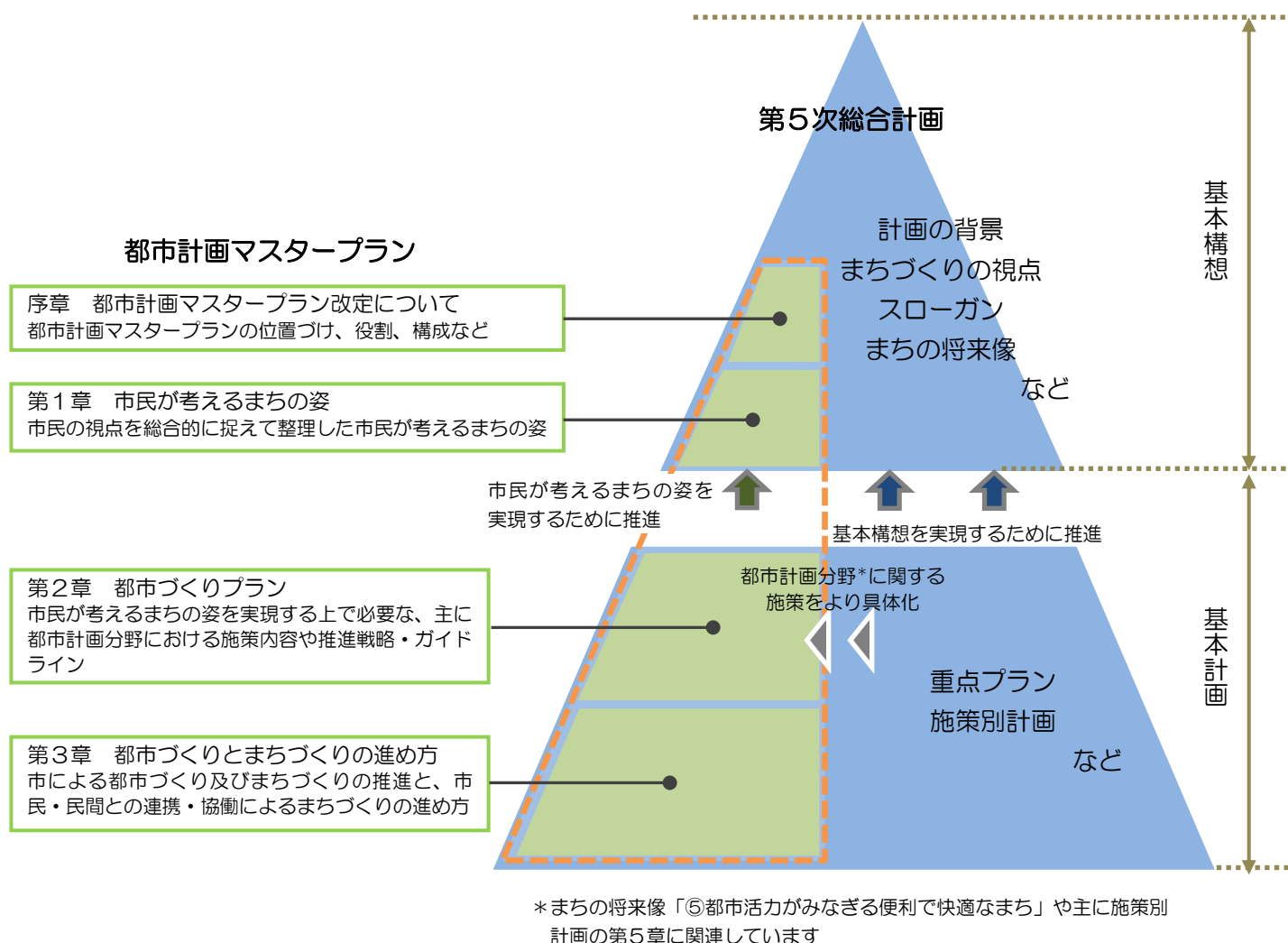
(5) 都市計画マスタープランの構成と特徴

序章「都市計画マスタープラン改定について」は、本市の最上位の計画である「第5次総合計画」やその他の計画との関係性のほか、改定の背景、都市計画マスタープランの役割を整理しています。

第1章「市民が考えるまちの姿」は、市民の暮らしの中から総合的にまちづくりを捉え、本市の望ましい姿を整理したもので、その中に含まれる多面的な視点や必要な施策テーマは、都市計画の分野にとどまらず、生活全般に広がりを持つ内容となっています。今回の改定では、第5次総合計画策定に向けて平成25(2013)年度に実施された市民ワークショップ※「いばらき MIRAI カフェ」で出された意見等を踏まえ見直しを行っています。

第2章「都市づくりプラン」は、第5次総合計画の施策の体系を踏まえ、都市づくりの面から具体化を図っていくべきテーマや、「市民が考えるまちの姿」の実現に向けて取り組むべきテーマについて具体的な方針や施策内容を整理しています。この都市づくりプランは、行政が行っていく計画だけでなく、市民や民間に向けた誘導指針（ガイドライン）として、また市民が進めるまちづくりへの支援について、その考え方を整理しています。

第3章「都市づくりとまちづくりの進め方」は、市による都市づくり及びまちづくりの推進と、市民・民間との連携・協働によるまちづくりの進め方について整理しています。



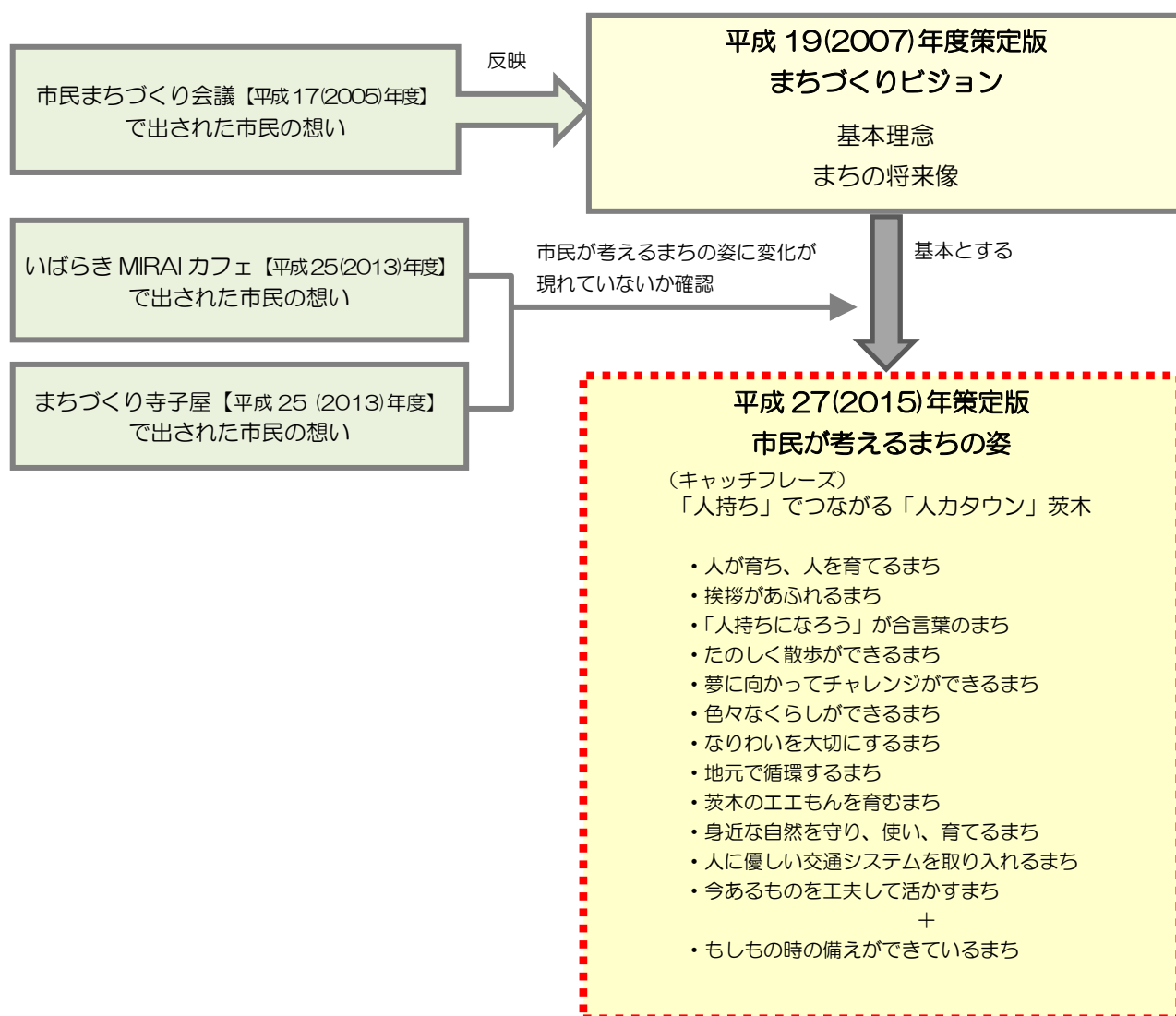
(6) 策定プロセスにおける市民参画

平成 19（2007）年の都市計画マスタープランでは、計画策定における市民の関わりを増やし、市民と行政との連携を進める土台づくりや、10 年後、20 年後を見据えてまちづくりを進めるための土台づくりを行うために「市民まちづくり会議（平成 17（2005）年度）」を開催しました。

市民まちづくり会議では、市民の暮らしの視点からまちづくりを考えることをテーマに議論が進められ、ここから生まれたものがまちづくりビジョン（市民が考えるまちの姿）です。これにより、市民と行政がめざすべきまちの姿を共有し、それを実現していくために都市づくりプランを推進してきました。

平成 27（2015）年の改定では、前回の都市計画マスタープランに定められたまちづくりビジョンを基本としながらも、まちづくりビジョン策定後に東日本大震災などが発生したことから、市民が考えるまちの姿に変化が現れていないか、確認を行う必要がありました。

そのため、第5次総合計画策定時に開催された市民ワークショップ「いばらき MIRAI カフェ」で出された意見や、平成 17 年度から継続的に実施されている「まちづくり寺子屋」で出された意見を踏まえて見直しを行い、「市民が考えるまちの姿」として再設定しました。



3 本市の都市づくりの歩みと現在の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化

(1) 本市の都市づくりの歩み

①茨木市基本計画の策定【昭和 34 年】

本市の計画的な都市づくりに対する画期的な取組として、昭和 34(1959)年に作成した「茨木市基本計画」があります。この計画は、アメリカのデトロイト・マスタープランを手本に、田園都市論に加え近隣住区※という考え方を基本としており、当時の最新の都市計画（住区毎の人口・小学校配置、水と緑の軸等）の考え方が詰まったものでした。

高度成長期の都市化が進む中で、将来の本市の姿を描いた計画でしたが、当時の緊迫した財政事情から、計画を全て実現することができませんでした。しかし、当時からある「計画的な都市づくりを進めていこうという意志」は、今も受けつがれています。



②第 1 次茨木市都市計画マスタープランの策定【平成 10 年】

平成 4(1992)年の都市計画法の改正により、全国の市町村で都市計画マスタープランの策定が始まりました。本市においても、平成 8(1996)年度から策定作業を開始し、平成 10(1998)年に本市で初めての都市計画マスタープランを策定しました。

策定にあたっては、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、国の通達にも示されたように、市民の参加が重要と考えていました。そこで、本市においても、アンケート調査や意見はがき付き素案の全戸配布、中学校区単位での説明会などを実施してきました。

また、計画策定後は概要版の全戸配布を行い、広く市民に都市計画マスタープランを認知してもらえるように働きかけました。

本計画期間内においては、都市計画制度が平成 12(2000)年 4 月に施行された地方分権一括法※により国の機関委任事務から自治事務となり、都道府県や市町村ごとの課題に的確に対応し得る制度へと変化しました。また、住民発意の都市計画制度（都市計画提案制度）も生まれ、市民や民間と都市計画との距離が、制度上は非常に縮まった時期と言えます。

③第 2 次都市計画マスタープランの策定【平成 19 年】

第 2 次都市計画マスタープランの策定作業は平成 17(2005)年から始まりました。計画策定において重視していたことは、策定プロセスに多くの市民に参加してもらい、まちの将来像を共有するとともに、市民・民間・行政など多様な主体が参画・協働して地域レベルのまちづくりを進めていくための土台づくりを行うことでした。そのため、平成 17 年度に市民まちづくり会議を開催し、市民の皆さんの議論により、都市計画マスタープランの基本理念やまちの将来像を策定しました。

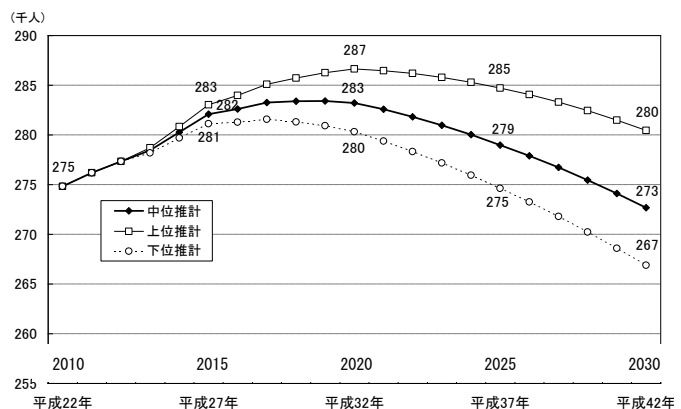
本計画期間内においては、都市の拡大に向けた都市づくりから持続可能な都市づくりへと移行し、都市景観の向上を目指した景観計画※の策定のほか、建築物による市街地環境への影響を緩和していくために高度地区※の見直しを行ったり、災害の防止や都市の不燃化に向けた準防火地域※の指定を行うなどの施策を積極的に実施しました。

(2) 現行計画策定時の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化

今後、高齢化や人口減少等が進展する中であっても、都市として持続的に発展し、成熟していくために着目すべき現状と社会情勢の動向について整理します。

①高齢化の進行と人口減少社会の到来

- 日本の総人口は、平成 22(2010)年の国勢調査の結果では 12,806 万人となっていますが、今後は減少し、令和 32(2050)年には 9,515 万人になる見込みです。また、全国的な高齢化率は平成 22 年の 23.0%から、令和 32 年には 39.6%に達する見込みです。
- 本市の人口は、平成 22 年時点で 274,822 人となっており、現在も増加傾向にありますが、平成 29～令和 2(2017～2020)年にかけてピークを迎え、その後減少する見込みとなっています。また、高齢化率は平成 22 年の 19.5%から令和 7(2025)年には 25%を超える見込みとなっています。
- 高齢化や人口減少社会の進展により、買い物や病院への通院が困難な高齢者等の増加や空き家の増加などの課題が発生することが予想されます。
- 一方で、退職した元気な高齢者が市内に滞在する機会が増加することが予想され、地域活動等への参加が活発になることが期待されます。



本市における今後の総人口推移

出典：「茨木市 将来推計人口等調査報告書」平成 25(2013)年 3 月

②経済のグローバル化等による産業・商業構造の変化

- 近年、国際競争力を強化するための生産拠点の再編が進む中、生産拠点を海外に設ける企業が増加し、海外生産比率が上昇しています。一方、国内の工場立地件数は低迷しているとともに、立地再編も進んでいます。
- また、3Dプリンターをはじめとするデジタル工作機械の出現など、誰もが「ものづくり」に携わることができ、低価格・小ロット生産が行える環境が整いつつあります。
- 本市では製造業の流出が見られる一方で、彩都のライフサイエンスパークでは今後の成長が期待できるバイオ関連*分野の施設の集積や、関西イノベーション国際戦略総合特区*を活かした企業の誘致を進めています。
- また、本市及び周辺には、彩都などのライフサイエンスパークのほか、多数の大学、研究機関など、多くの知的集積を持つ機関や団体が存在しています。また、本市は国土軸に位置し、広域的な利便性を有しており、新名神高速道路が開通することで、本市の企業立地に関する評価がさらに向上することが考えられます。
- 商業においては、大手全国チェーン店の展開など、全国どこでも同じ品質の物やサービスが同じ価格（比較的安価）で大量に提供される社会となり、小規模な小売店などが、立地や価格などで競争力を持つことが難しくなってきています。

③都市間競争の激化による都市魅力や都市ブランド※力の向上の要請

- ・人口減少社会に入り、各都市で人口の定着や交流人口の増加に向けた施策を打ち出しており、都市間での競争が発生しています。そのため、地域性や空間的特徴などの特色を活かして、他都市との差別化・ブランド化を図ることが求められています。
- ・本市は緑豊かな都市環境や歴史・文化などの地域資源を活かした個性豊かなまちのイメージを形成してきましたが、本市の都市ブランドを構築するため、「学術」「文化」など新たなまちのイメージを向上させ、まちとしての活力や魅力を高めることが求められます。

④行財政を取り巻く厳しい状況と公共施設の修繕・更新時期の到来

- ・今後、全国的に人口減少と生産年齢人口の減少により市民税の税収が減少し、財源確保が厳しくなることが予想されています。
- ・一方で、高度成長期に整備した公共建築物や、都市基盤施設※等の公共施設が耐用年数を経過し、一斉に更新時期を迎えた構造物を同一機能で更新すると仮定した場合、現在ある国土基盤ストックの維持管理・更新費は令和 12(2030)年ごろには現在の約2倍になると予測されています。
- ・本市においても、公共施設の大半が高度成長期に整備されており、今後一斉に更新時期が訪れます。
- ・しかし、高齢社会の進行により、社会福祉経費が伸びている財政環境においても、老朽化する公共施設の効率的な維持管理を行うには、市全体の公共施設マネジメントの考え方をまとめ、それに沿った適切な対応が求められます。

⑤自然災害の増加による安全・安心なまちづくりに対する関心の高まり

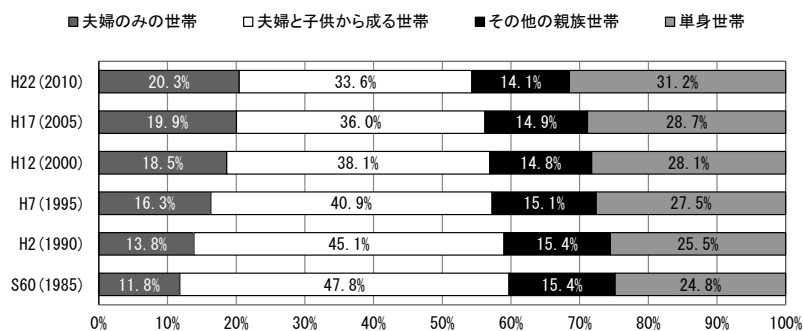
- ・平成 22(2010)年に政府の地震調査研究推進本部から発表された全国地震動予想地図では、30 年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、関東地方を中心に大幅に上昇しているほか、1 時間降雨量が 50 mm以上となる大雨の回数が増加傾向にあり、大雨の影響で山地における斜面崩壊のリスクや洪水が起こる確率が高まっています。
- ・本市においても集中豪雨の発生件数は増加傾向にあります。また、地震については南海トラフ地震などの発生により、震度5強～7の揺れが発生すると想定されています。
- ・平成 23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機に、防災への備えに対する市民の関心が大きく高まっており、本市でも自主防災組織※の結成数が増加しています。

⑥地球温暖化※等、環境問題の深刻化

- ・近年、CO₂の排出等による地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、身近な自然環境の悪化など、環境に係わる問題が深刻化しています。
- ・環境問題が深刻化している中、低炭素社会※を実現するべきという意識が国民の間で高まっており、省エネ家電や環境に優しい自動車の普及、資源の有効利用、再生可能エネルギー※の利用、植林・森林の保全等に対する取組が求められています。
- ・また、平成 23(2011)年に発生した東日本大震災による電力不足などを背景に、再生可能エネルギーに対する国民の関心が高まっています。本市においても太陽光発電導入に対する補助を実施しています。

⑦地域社会における人とのつながりの希薄化

- 社会構造の変化や世帯の小規模化、ライフスタイル※の多様化等により、保育や介護などの社会化が進んでいます。
- 本市では、単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。
- また、平成 10(1998)年度には 80%近くあった自治会加入率が平成 25(2013)年 5 月には 63.6%に低下しています。一方で、本市の市民活動センターに登録している市民活動団体数は、平成 26(2014)年 6 月時点で 173 団体にのぼっており、特定の課題解決のために地域を越えて展開されるテーマ型の活動が活発化しています。
- 今後、世帯の小規模化が進行する中、地域コミュニティ※内での相互扶助をめざした地域活動等によるまちづくりが進められていくことが求められます。



本市の家族類型の推移 出典：国勢調査

⑧市民・民間主体によるまちづくりへの流れ

- まちづくり会社や NPO 等の民間組織がまちづくりに積極的に取り組む事例が増加しています。
- また、大阪市では平成 25(2013)年度に全国初となる、地権者から徴収した分担金を地域の活性化に充てる BID (Business Improvement District) 制度※の導入が決定するなど、市民・民間による地域の特性に応じたまちの賑わいや都市の魅力向上を支援する制度の構築も進められています。
- 本市においては、提案公募型公益活動支援事業により、地域の魅力アップイベントや中心市街地活性化の取組に対する補助制度を運用しており、市民や民間が参画した様々な取組が増加してきています。

茨木と田園都市論

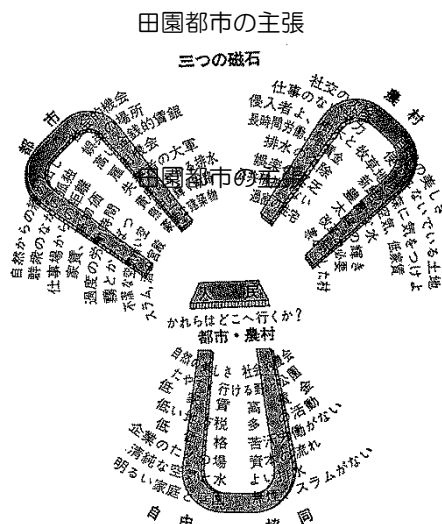
都市計画論を代表する考え方として有名な、エベネザー・ハワード（1850～1928）の田園都市論。序章でも触れましたが、この田園都市論は、本市の都市づくりの歩みを語る上で、重要なキーワードのひとつになっています。

ハワードは、田園都市論の考え方について述べている「明日の田園都市(Garden City of To-morrow)」(長素連訳、鹿島出版会)の中で、都市には高賃金、多くの雇用機会、多様な娯楽性に魅力があるとし、一方の農村には自然美、新鮮な空気、低家賃という都市にはない魅力があると分析しています。その上で『都市と農村は結婚しなければならない。そしてこの楽しい結合から、新しい希望と新しい生活と文明が生まれてくるであろう。(84 ページより引用)』と述べています。

茨木市広報には、昭和 27 (1952) 年からハワードの田園都市論を紹介する記事が載せられており、昭和 28 (1953) 年に発行された広報いばらき第 36 号には以下の記述が残されています。

『茨木市は商工都大阪の郊外住宅地として成長し(大阪への定期通勤者は二万五千人である)又農耕地帯は大阪市民の生鮮食料品の供給地として生育しつつある。いわば大阪市の衛生都市群の一つとして住宅都市としての性格を持ち、又農園都市として建設せられるべき必然的特質を持っている。(略) 茨木市の農耕地帯が戦前大阪府における園芸地帯として名をなしていたのであるが、このことは今後の茨木市の都市計画にあたって農耕一体の田園都市建設に好条件をそえるものであり、衛星都市建設の一つのモデルケースとして特異な存在であると思われる。(略) このように茨木市は平凡な街ではあるが、都市経営或いは都市計画上の観点から見ると、イギリスにおけるレッチウオースやウエルマンとその形態においてよく似ていることが窺われる。即ち第一田園都市レッチウオース、第二田園都市ウエルマンをイギリスにおける新しく建設せられた田園都市とするならば、茨木市はその経営方式こそ異なるが、まさに自然にその形態を持つところの日本的田園都市ともいふべき特色を持っている。この点さきにも少しふれたように茨木市の建設にあたってはこうした事柄を十二分に生かして農工一体の都市計画の実現を推進すべきであると思われる。(広報いばらき第 36 号 5 ページより引用)』

このように、本市では戦後間もない時期から、田園都市論を意識した都市計画が熟考されており、今のように利便性が高く自然環境にも恵まれた都市空間がつくりあげられてきたといえます。



出典：「明日の田園都市」(長素連訳、鹿島出版会)
78 ページ

4 現在（令和元(2019)年）の本市の状況と施策中間見直し

（１）現在（令和元(2019)年）の本市の状況

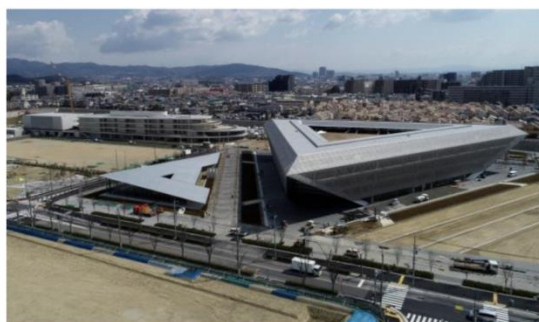
平成 27(2015)年に策定した都市計画マスタープランは第5次総合計画の策定と合わせて、市民の皆さんと一緒に、これからの本市の姿を考えるとともに、今後の都市づくりのあり方としてとりまとめました。策定後、本計画に基づき、着実に都市づくりを推進してきましたが、この5年間に都市計画・都市整備及びまちづくり分野において、事業の進展、計画の策定、社会情勢の変化等、以下のような本市をとりまく状況の変化がありました。

①主要な事業の進展

- ・新名神高速道路の開通（平成 30(2018)年）、ＪＲ総持寺駅の開業（平成 30(2018)年）などのヒトやモノの流れが変わるハード整備
- ・立命館大学大阪いばらきキャンパスの開学（平成 27(2015)年）、追手門学院大学総持寺キャンパスの開学（令和元(2019)年）といった新たな知的資源の立地



立命館大学大阪いばらきキャンパス



追手門学院大学総持寺キャンパス

②主な都市計画の決定・変更

- ・新堂二丁目地区の市街化区域*編入（平成 27(2015)年度）
- ・阪急総持寺駅西口交通広場の決定、総持寺太田線の変更（平成 28(2016)年度）
- ・東芝工場跡地（東芝スマートコミュニティ）周辺の都市計画変更（平成 29(2017)年度）
- ・大阪大学地区計画の決定、彩都やまぶき三丁目の都市計画変更（平成 30(2018)年度）
- ・中央公園の変更、国道 171 号西河原交差点拡幅、南目垣・東野々宮地区の市街化区域編入（令和元(2019)年度）

③まちづくりに関連する計画の策定・見直し

- ・総合戦略、人口ビジョン（平成 27(2015)年度）
- ・産業振興アクションプラン（平成 27(2015)年度）
- ・環境基本計画（平成 27(2015)年度）
- ・緑の基本計画（平成 27(2015)年度）
- ・空家等対策計画（平成 27(2015)年度）
- ・バリアフリー基本構想（平成 27(2015)年度）
- ・住宅建築物耐震改修促進計画（平成 27(2015)年度）
- ・公共施設マネジメント基本方針（平成 28(2016)年度）
- ・総合交通戦略<中間見直し>（平成 30(2018)年度）
- ・立地適正化計画（平成 30(2018)年度）

④社会情勢の変化

・大阪北部地震等、大規模な災害の経験

平成30(2018)年には大阪北部地震や台風21号など、これまでに経験したことのない大きな災害が立て続けに発生しました。今後、検証を踏まえ、継続的な施策展開を検討していく必要があります。

<大阪北部地震>

- ・平成30年6月18日に発生し、市内で震度6弱の揺れを観測。
- ・本市では、死者1人、負傷者102人、住家については、全壊3棟、半壊95棟、一部損壊13,510棟の被害が発生。被害に遭った家屋では特に屋根瓦に被害を受けたものが多く、梅雨の時期でもあり、多くの家屋の屋根にブルーシートが張られ、応急的な対応をせざるを得ない状況であった。
- ・市内の全75指定避難所を開設し、最大時750人の市民が避難した。



中穂積二・三丁目（H30.6月末）



避難所

・人口減少社会におけるコンパクトシティの取組

将来にわたって持続可能な都市を維持していくため、全国的にコンパクトシティの取組が進められていますが、本市の現状を俯瞰してみると、これまでの計画的なまちづくりにより、国が提唱する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が概ね実現され、総じて暮らしやすい環境にあるといえます。そのような暮らしやすい環境を将来にわたって維持・充実していくことを目指し、平成31(2019)年3月に立地適正化計画を策定しました。

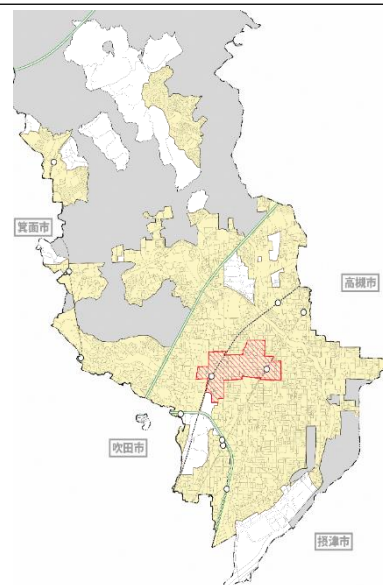
立地適正化計画では、居住を誘導する「居住誘導区域」の設定等、計画実現のための施策・取組等を定めており、当該内容は今回の施策中間見直しでも十分考慮の上、継続的に取り組んでいきます。

<居住誘導区域(右図における黄色部分)>

- ・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域として設定するものです。
- ・本市では、これまでの計画的な都市づくりによりコンパクトな市街地形成を図ってきたことから、現状の市街化区域をベースに、土砂災害の危険性があるエリアや、居住系以外の土地利用を進めるエリア(彩都東部地区や都市計画上の工業地域など)を除外した区域を、居住誘導区域として設定しました。

<都市機能誘導区域(右図における赤色部分)>

- ・都市機能誘導区域は、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として設定するものです。
- ・本市では、中心市街地(阪急茨木市駅～JR茨木駅間)を都市機能誘導区域として設定しました。



- ・都市における多様性とイノベーション※の創出

多様な人材の出会いや交流によりイノベーションが創出され、人中心の豊かな生活が実現されるような都市像が、まちづくりの新たな方向性として認識されはじめています。

そのためには、多様な主体の出会いや活動・交流が絶えず生まれるような、人の回遊が生まれる場づくりや、それでいてそこにいて「居心地が良い」ような、多様性を認め合うゆるやかなつながり（コミュニティ、サードプレイス※）の形成が求められます。

そうしたことを踏まえ、本市では、市民会館跡地エリアにおける新たな拠点形成を契機として、中心市街地全体に人の回遊・滞在・交流・活動を波及させる取組を進めています。検討すべき要素としては「拠点」「みどり」「景観」など多岐にわたるため、施策横断的な取り組みが必要であると考えています。

- ・SDGs達成に向けた取組の推進

SDGsがめざす『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現については、本市総合計画における後期基本計画の施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うこととしており、都市計画分野に関する施策をより具体化した本計画においても各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

SDGs(Sustainable Development Goals)とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。



- ・Society 5.0の提唱

Society 5.0とは、平成28(2016)年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」で明記された概念で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされており、すべての市民が、ICTについての専門的な知識や操作を必要とせず、その利便性が感じられる社会とされています。本市におきましても、これらの動向を捉え、市民の利便性の向上に向け、積極的に推進します。

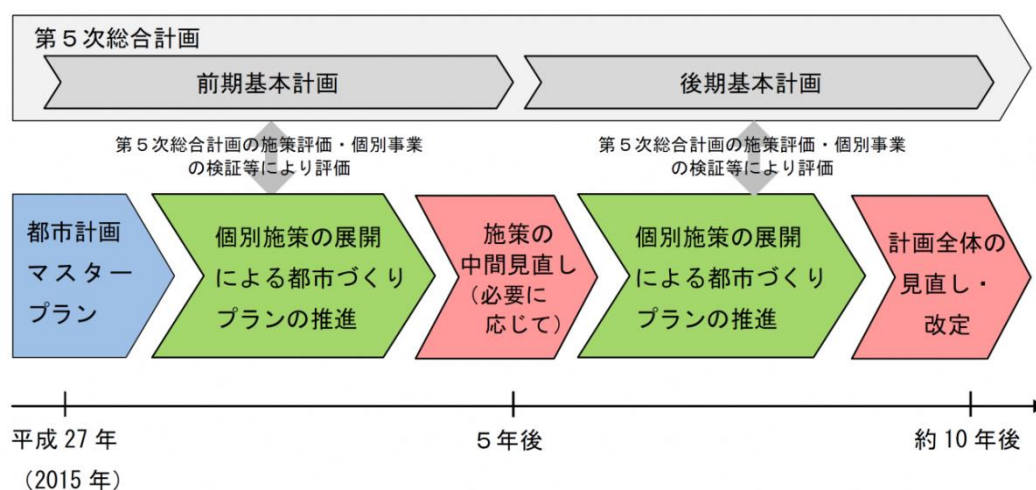
（２）施策中間見直し

①施策中間見直しの必要性

このように本市をとりまく状況が変化していることを踏まえ、本計画の大きな方向性自体に変化はないながらも、都市づくりに関し、残りの５年間で取り組むべき方向性を改めて確認する必要性が生じています。

そこで、本計画は、進捗管理として、第５次総合計画が後期基本計画へ移行する際（策定５年後）に、これまでの施策の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて施策（第２章都市づくりプラン）の中間見直しを行うこととしていたことから、５年間の本市をとりまく状況の変化に応じ、施策の中間見直しを行い、今後５年間の施策の方向性を示すことで、これからの本市（「次なる茨木」）の都市づくりを推進していくものとします。

〔第３章１（２）進捗管理の仕組み（１２０ページ）を参照〕

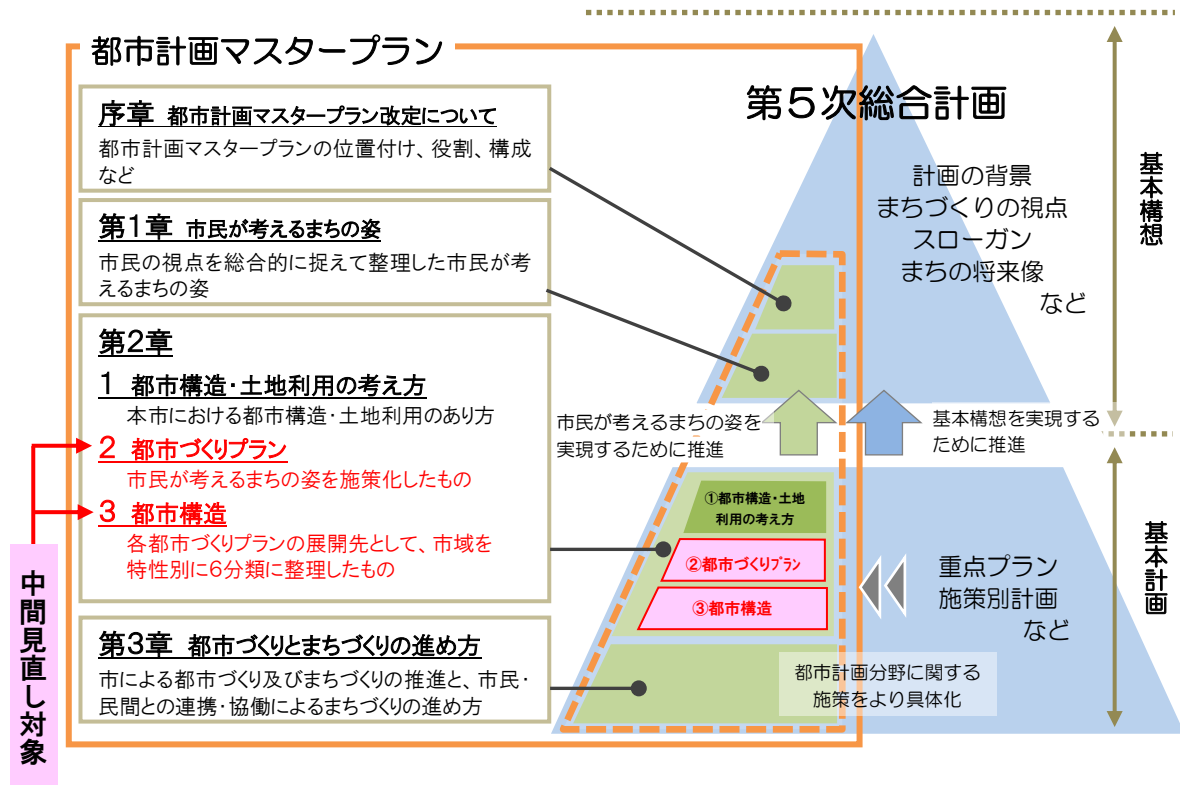


②施策中間見直しの対象

本計画全体を見渡した上で、これまでの本計画の策定にあたって市民参画によって作り上げてきた本市の望ましい姿である「第１章 市民が考えるまちの姿」、市や市民・民間との連携・協働によるまちづくりの進め方に関する「第３章 都市づくりとまちづくりの進め方」について、本計画の基本となる考え方であることから、中間見直しにあたっては継承します。

また、前回の改定時の進捗管理において、施策部分を対象としていることから、本計画の施策部分である「第２章 都市づくりプラン」を今回の中間見直しの対象とします。

なお、第２章のうち、「１ 都市構造・土地利用の考え方」は計画的な都市づくりを行っていくうえでの基本的な考え方であることから継承し、「２ 都市づくりプラン」、「３ 都市構造」を中間見直しの対象とします。



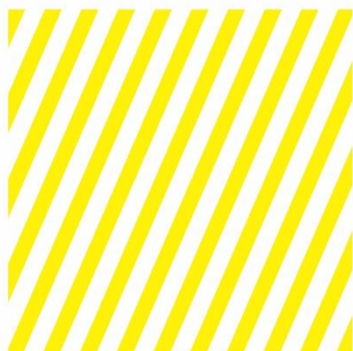
③施策中間見直しの進め方

令和元(2019)年7月に公表した本市の「施策評価結果」や、第5次総合計画における後期基本計画の内容、またこの5年間に於ける本市をとりまく状況や社会的背景の変化等を踏まえ、これからの茨木市(「次なる茨木」)の実現に向けた施策推進の視点から、「2 都市づくりプラン」の取組に追記・修正を行います。

また「3 都市構造」においては、「2 都市づくりプラン」の中間見直し内容を踏まえた追記・修正を行います。

ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」

次なる 茨木へ。



茨木には、次がある。

茨木には、次がある。
大阪市・京都市に次ぐ街。
自然と都市が次いでいる街。
次世代を育む学生が多い街。

次々とひろがる、はてしない未来。

黄色い斜めのストライプ。
その角度は、地球の「地軸」と同じ23.4度。
地軸の傾きは日本に四季をもたらし、
次々と、この街を未来へいざなっている。

次なる茨木は、どうなるだろう。
次なる茨木は、何をするだろう。

次なる茨木へ。
茨木市の新しいメッセージです。

ブランドメッセージは、まちに関わる人たちが、どのような姿をめざしてまちづくりを推進していくのかをイメージし、多くの共感を呼ぶための合言葉であり、デザインです。

平成30年に市制施行70周年の節目を迎えることを契機に、市民ワークショップや市民等による投票を経て決定した、この「次なる茨木へ。」は、次々と変わり続けるまちへの期待感や、本市に関係する方々の活動意欲を喚起したものとなっています。

第1章 市民が考えるまちの姿

第1章「市民が考えるまちの姿」は、身近な暮らしを支えていく社会や地域の理想の姿について、市民が考え、とりまとめたものです。

また、令和元年度の施策中間見直しにあたって、本市の望ましい姿として継承します。

1 はじめに

序章で整理したとおり、社会は国全体としてみると、人口減少が進み、「少子高齢化の進行」、「生産年齢人口の縮小」が予測されています。

このような環境においても、豊かに暮らし続けることができる地域を守り育てていかなければなりません。

第1章「市民が考えるまちの姿」は、身近な暮らしを支えていく社会や地域の姿について、市民が考え、とりまとめたものです。

その根底にある基本的な考え方は、「茨木」を将来の世代につないでいくためには、年齢・性別を問わず人の力が十分に発揮されること、人の力を育てていくことが、様々な場面で重要であるというものです。

そして、人と人、人とまちや活動のつながりをつくり育てていくことで、暮らしや産業を支えられる「茨木」にしていこうというものです。

2 キャッチフレーズ

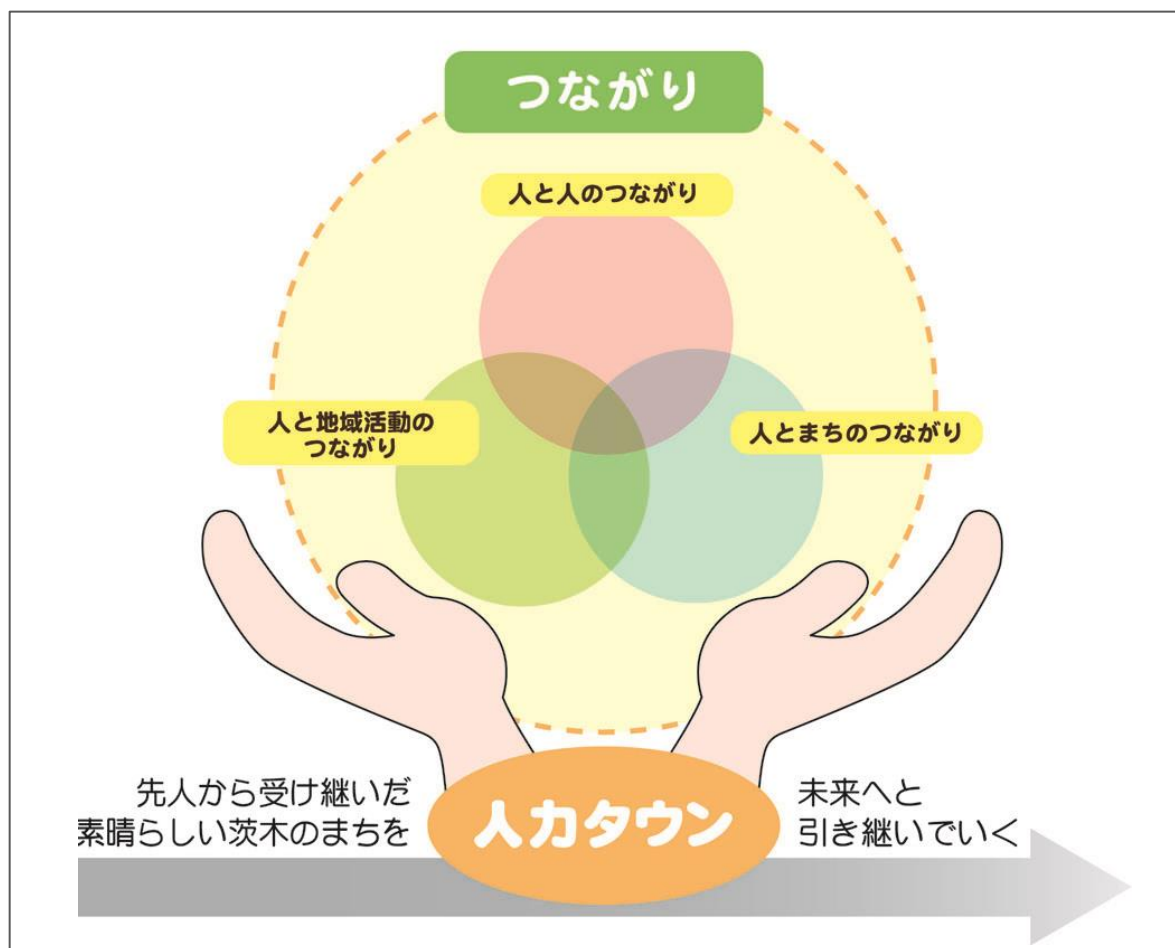
「^{ひと}人持ち」でつながる「^{じんりき}人カタウン」茨木

茨木のまちづくりでは、「人と人」「人と地域活動」「人とまち」など、人やまちに関する「つながり」をつくることを大切に考えます。

そのために、基本となる市民一人ひとりの力を高め、知恵を集め、「人の力」を最大限に発揮できるようなまち（人カタウン）を目指します。

そして、今私たちが住む茨木のまちや資源は、未来の茨木市民から借りているものであると考えて、先人から受け継いだ素晴らしい茨木のまちを未来へと引き継いでいきます。

概念図



※「人持ち」という言葉は、市民まちづくり会議で生まれた造語です。「人持ち」とは、自分のまわりの人(家族・親戚・友人・知人・地域・子ども・学校・仕事・学習・ボランティア・趣味 etc)をどれだけ知っているか、つながっているか、ということです。

【キャッチフレーズを構成する3つのポイント】

人カタウンとは？

人らしく
暮らす

本来の
力を大切に暮
らす

みんなの
知恵を活かし
て暮らす

人カタウンとは、そもそも人に自然に備わっている本来の力を大切に、「自分たちで出来ることは自分たちです」という、人の力を最大限に発揮できるような環境のあるまちのことです。

例えば、制度や機械などは人が幸せになるために作ったものです。人は機械ほど効率的ではありませんが、優しさやきめ細かさでは勝ります。そんな人や自然の本来の力を機械に依存しすぎて発揮できなくならないように、心にゆとりを持って人らしい暮らしを実現することが大切です。

また、茨木で暮らす、年齢、性別、仕事などの異なる多くの人々が、よりよい茨木を作るために知恵を集め、自分たちの力でまちづくりを進めていきます。

「つながり」をつくる意味

人と人

人と
地域活動

人とまち

一人だけではできないことでも、お隣の人と協力すれば、できることがあります。ご近所で集まるとできることが増えてきます。まちの人たちみんなが集うと、いろんなことができるようになります。このように、人と人のつながりをつくり、地域活動を起こし、その輪を広げ、市民の力で茨木のまちづくりを進めることで、「茨木に住んでよかった」「茨木って大好き」といえるまちづくりを進めることができます。

また、まちにある施設や機能、自然環境などを上手に、工夫して使うことで、豊かな生活を送り、まちや自然を守り、育て、創ることができます。このような、人とまちとのつながりを大切にして、まちの将来像を考え、行動することが大切です。

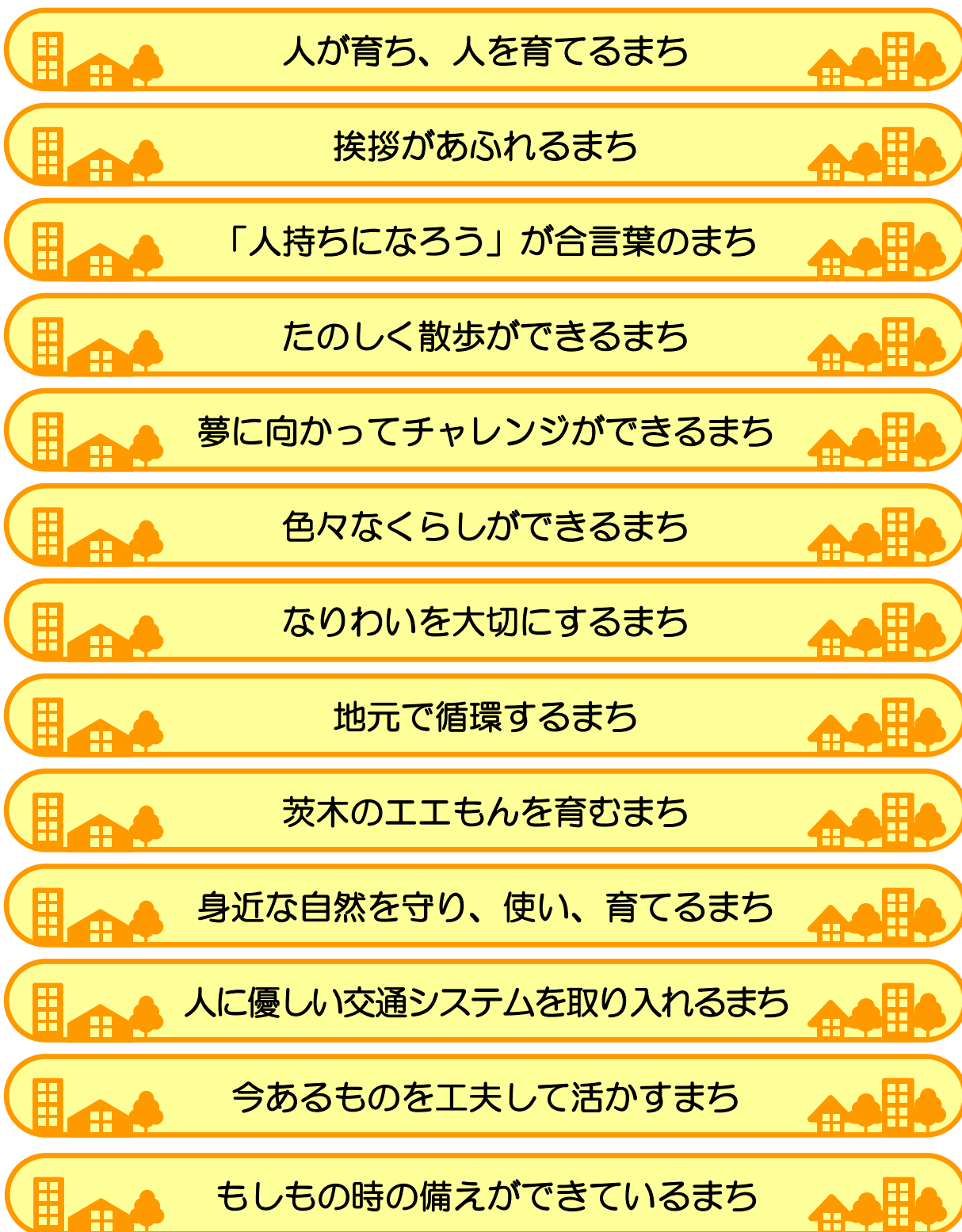
茨木のまちづくりにおいては、このように、人やまちに関する「つながり」をつくることを大切に考えます。

未来へと引き継ぐ大切さ

今ある茨木は先人が創り、育ててきた大切な宝物であると同時に、まだ見ぬ未来の茨木でくらす人たちの宝物を借りているとも考えられます。私たちは、そんな今を大切に、さらに良くして未来へ引き継いでいきます。

3 市民が考えるまちの姿

現行の都市計画マスタープランで設定された 13 の項目を「市民が考えるまちの姿」として継承します。





人が育ち、人を育てるまち



- 将来に渡って素晴らしい茨木であるために、未来の茨木を支える若い力が重要です。もちろん、子どもや若者だけではなく、現在の暮らしやまちを支えている大人も育つことが必要です。それぞれが主役として頑張ることのできる自立した、自律できる人が育つようにしましょう。
- そのために、若者を含む多くの市民が地域のコミュニティ活動やまちづくり活動に主体的に関わりを持ち、まちへの愛着を高めることが重要です。まちづくりやコミュニティ活動に関する教育なども推進しましょう。
- まち全体で将来を担う子どもや若者を育てることが重要で、子どもが自由に遊べる空間、自然や文化、伝統にふれる場所を確保し、「生きるために必要な知恵や経験」や「まちへの愛着」を育むことも重要です。
- また、地域の大人たちの暖かな見守りの中で子どもが育つよう、人のつながりを大切にして、挨拶や散歩などの取組や、お年寄りなどの知恵や技術の伝承などを進めるとともに、豊かな経験や知識をもった高齢者が積極的に活躍できる機会を増やすことが重要です。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 人を育てることが大切だが、茨木は人が育つまちか？
- 個人のじりつ（自律・自立）があってこそ「つながり」がうまれる。
- 若い人のまちづくりへの参加が必要。
- 子供が安全に遊べる場所を守りたい。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 子どもが子どもらしく外で他者と関わりを持って遊べる環境が大切。（第2回 WS より）
- 若者が魅力を感じる都市とするため、若者の意見を聞き、気持ちを共有する。（第2回 WS より）
- 子ども～若者（学生）～年配者（親含め）のつながりをつくりながら、子どもの時から自然や茨木の良さを知れるまち。（第3回 WS より）
- 自分で生き抜く力を持った子どもを育てる。（第7回WSより）

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- まちづくり寺子屋のような市民と行政と一緒に考えることができる機会がある。（第4回より）
- 文化施設が充実している。（第4回より）
- 生涯学習に取り組んでおり色々な講座が受けられる。（第4回より）



挨拶があふれるまち



- 人のつながりを広げるために、「挨拶」があふれるまちにしましょう。
- 「挨拶」は人と人が出会い、顔を合わせた時に生まれる心の触れ合いです。そして人と人がつながる最初のきっかけであり、多くの人がつながってまちづくりに取り組むための第一歩です。また挨拶のあふれるまちは、人の目が行き届く関係ができ、自分たちの力による防犯が可能です。
- 茨木のまちで暮らす多くの人同士が、声掛けしあうことができるように、多くの人を使う公共スペースで、人が「集い」「くつろぎ」「楽しむ」ことのできる空間づくりと利用方法を工夫します。例えば、市民が花壇を管理する公園があれば、花を植える人と見る人との交流が生まれます。まちに水辺があれば人が集い、井戸端会議ができます。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- うすくなっている人のつながりを取り戻したい。
- 人と人とのつながりをつくるためには、まず挨拶が大切。
- 挨拶はすぐに実践できることの一つ。
- 挨拶をするとやさしい気持ちになれる。
- あいさつすると心にゆとりができる。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 全ての人が安心して暮らせるまちにするためには挨拶が大切。(第2回 WS より)
- 声かけ、挨拶で人とのつながりを大切に。(第2回 WS より)
- 挨拶から始まるコミュニケーション、人の輪を。(第2回 WS より)
- 地域住民のコミュニケーションを強めるために「挨拶」を心がけるようにする。これを茨木市全体に広めたい。(第2回 WS より)



いばらき MIRAI カフェ



「人持ちになろう」が合言葉のまち



- 何かに困った時、人とつながり、紹介しあって、助け合いましょう。そうすれば「金持ち」ではなく、心豊かな「人持ち」となり、周りの人にも優しくなれますし、お互いに尊重しあえる信頼関係が築かれます。
- 何か問題が起きた時、相手を知っていると好意的に考えることができます。だから自分の周りの人とできるだけ多くのつながりをもっている「人持ち」になることが大切です。
- 一人ひとりが「人持ち」になり、環を広げ、まちづくりにもつなげていくことで、世知辛い世の中の人間関係を少しずつ好転させましょう。そのようにして、明るく住み良い、住み続けたい、住んで良かったというまちにしていきましょう。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 「人持ちカード」が増えるとやさしくなれる。
- 「金持ち」でなく「人持ち」が財産になるまち茨木。
- いろんな人がつながることで自然と問題を解決する手だてが広がっていく。
- まちづくりは一人ひとりがバラバラでできるものではない。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 子ども同士のつながり、子どもと親のつながり、親と高齢者のつながり、これらの人たちがつながれる環境・機会を生み出す。(第2回 WS より)
- 「住みやすさ」は駅や道路も大事だが、地域の人々のつながりによる居心地の良さ。(第2回 WS)
- 相互扶助、共助(第7回 WS より)



市民活動センター



たのしく散歩ができるまち



- まちを散歩することは、人との出会いが広がるとともに、茨木のまちを知り、まちへの愛着につながります。散歩は様々な人と地域をつなぎ、まちづくりへの参加の一步を踏み出すことになります。
- また、外気に触れ、体を動かすことで心と体の健康づくりにもつながります。
- 散歩が楽しくなるような工夫として、道路や公園などのバリアフリー※化や緑化といった公共空間の整備を進めるとともに、住民が歩きながら楽しめるよう公共空間をアートなどの発表の場として活用するなど、その活用方法を考えましょう。
- 散歩する人を増やすために、イベントの開催やグループづくりなどを推進するとともに、それらのグループや地域での取組として、子どもの登校下校の見守りや、防犯・防災活動、健康増進活動などとの連携を促すような仕組みを考えましょう。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 歩くことで人と人のふれあいが生まれていくんじゃないかな。
- 歩くことで、安全（見守り）・健康・まちの活気が高まる。
- 歩くことから人のつながりを増やして、地域コミュニティを活性化し、まちづくり活動へ参加する機会を増やそう。
- 歩くといろいろなものが見えてくる。まちのことを知ることができる。
- 人と車と自転車がゆずりあいながら、安全に歩けるまちにしよう。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 茨木市には全長 5km ほどの自然を感じる遊歩道である元茨木川緑地がある。(第 3 回 WS より)
- 子どもが道草できるまちに。(第 3 回 WS より)
- 自然と芸術のまちになるよう元茨木川緑地とアートのコラボが実現するといいな。(第 3 回 WS より)
- 市民の作品を野外展示、散歩と鑑賞を楽しめるといいな。(第 3 回 WS より)

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- さくら通りや緑の小道など、緑が多い。(第 4 回より)
- 古墳やキリシタン遺物、郡山宿本陣、総持寺など歴史のあるまち。(第 4 回より)



元茨木川緑地



夢に向かってチャレンジができるまち



- コミュニティビジネス※やNPOの立ち上げ、企業等の民間による新しいまちづくりなど、新たな起業や活動・事業が活発に行われ、夢の実現が可能なまちにしましょう。また、文化的なものにおいても、文学や芸術、音楽、大衆芸能などに取り組んでいる人たちを積極的に応援するまちにしましょう。そのためには、チャレンジを促す雰囲気づくりや、応援してくれる人のつながりをつくる取組が必要です。また、人のつながりをつくるのに必要な「場」や「情報」を得やすくすることも必要です。
- チャレンジを促すための仕組みとして、地域の人たちが自らのまちの課題を解決するために、「お金」「人材」「知恵」「汗」を出し合って、活動が発生するための「交流する場」を身近な街角につくりましょう。
- 「夢」を実現するためには自分たちのことをアピールできる場が必要です。茨木のまちなかは、舞台であり、発表の場です。ゆとりのある公共スペースを市民が積極的かつ有効に使って、本市及び周辺に居住する多彩な人材が集い、コラボレーション※を引き起こす場にしましょう。
- このような、「夢」に向かってチャレンジする人を応援する仕組みを検討することが必要です。
- また、市内に多くの大学が立地していることから産学官の連携を強化し、新たな製品やサービスの開発等にチャレンジするなど、付加価値の高い産業を生み出し活力ある都市にしていけることも期待できます。

【平成17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- つながりを持っていると新しいことにチャレンジできる。(例：コミュニティカフェ)
- 一歩踏み出すことができるとまちが動く。
- 自己表現・発表の場が求められている。
- ごめんですむ関係がつくれるから。
- 新しい店ができるとまちに活気があふれるから。



彩都バイオインキュベータ

【平成25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 新しいことに勇気をもって挑戦する意識と、一歩、踏み出す行動。(第2回 WS より)
- 「向上心」～現状に満足せずチャレンジする心～(第2回 WS より)
- 子ども、家庭、学校、地域、ひとりひとりを接続するジョイント機能をたくさん設け、風通しのよい安心な環境に。(第2回 WS より)



色々なくらしができるまち



○茨木には多くの市民が暮らし、その人の数だけライフスタイルがあります。多様化するライフスタイルにあわせて、一人ひとりが買い物やレジャー、自然とのふれあいなどを楽しみ、生活場面に応じて交通手段や利用施設が考えられ選択されます。このように多様な暮らし方に対応できる機能が、まちに組み込まれているようにしましょう。

○また、今後高齢者が多くなってくることも踏まえると、より安心して住み続けられるためのまちの施設や住宅の確保、福祉サービスや地域での支え合いの仕組み、道路や施設などのバリアフリー、歩いて暮らせる身近な範囲での生活利便施設等の確保などが必要です。高齢者や障害者、子育て層といった地域のサポートが必要な市民に対する「地域の安全・安心」の機能を向上させましょう。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 多様化するライフスタイル。
- 少子高齢化の進展。
- まちなかでのマンションについて。(コミュニティ・交通・風景・環境などの問題が・・・)
- いろいろなバリエーションの住宅があればよい。
- 車椅子などでもくらしやすいまちにしたい。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 高齢社会の中で、お年寄りが安心して暮らせるまち、また、お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまちになってほしい。(第2回 WS より)
- 見守り・バリアフリーのあるほっとするまち。(第2回 WS より)
- 学生が卒業後も定住できるまち。(第3回 WS より)
- 歩いて暮らせるまち。(第3回 WS より)
- 大岩のような農耕地と駅周辺のような都市化により、都市と農との共存が望める。(第3回 WS より)
- 職住学遊がまかなえるコンパクトなまち。(第3回 WS より)

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 「住宅地」としての良いイメージが定着している。(第4回より)
- 買物が便利でありながら静かで住みやすい。(第4回より)
- 町医者や医院が多く、医療が身近にある。(第4回より)
- 伝統的なお祭りがあったり、面白いイベントがある。(第4回より)



なりわいを大切にするまち



- 茨木には、多くの企業があり、「雇用」「経済（税負担）」「地域イメージ」など、茨木のまちの一員としての役割を担っています。そんな地元企業が、今後も継続して操業できる環境をつくりましょう。
- また、商店街や地域のコミュニティビジネス的な小規模事業所などは、地域経済の基礎を構築するとともに、市民の暮らしを支える生活サービスを提供する役割を担っています。経済性や効率性だけではなく、まち・市民の暮らしに必要な「なりわい」を大切に育てましょう。
- 新たに起業するコミュニティビジネスなどは、社会貢献や自己実現の場ともなり、自らが居住するまちの大きな役割を担います。様々な地域の人材が起業できる機会を創出し、地域の人材を十分に活用しましょう。
- そのために、地元の企業活動や製品などに、市民の目がふれる機会を増やしたり、地域を構成する一員（企業市民）としての役割を担ってもらうなど、市民と企業との関わりを増やしましょう。
- また、市内の産業集積を進めるためには、物流や業務等の経済活動を支える交通システムの整備が不可欠です。そのため、生活者の視点だけでなく、地域の企業が操業しやすい環境づくりに向けた交通体系を実現していくことも必要です。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 商店街やコミュニティビジネスは、経済合理性だけではなく、人の暮らしやコミュニティを支えるものとしての社会有効性の面も大切である。
- 茨木には特長のあるものづくり企業も多い。
- 企業活動が茨木の経済（財政）を支えてきた面もある。
- 茨木で仕事ができれば、住み続けられる。

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- おいしいお店が多い。（第4回より）
- 商店街に活気があると思う。（第4回より）
- 市内に大企業が立地している。（第4回より）

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ (WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 商店街はスーパーにはないコミュニケーションの場。（第3回 WS より）
- “楽しみ”がみつかると。（第7回 WS より）
- 元気な商人をPRする。（第7回 WS より）
- 各商店と交流をもつ。（第7回 WS より）



地元で循環するまち



- 「地元で生産されたものを地元で消費する＝地産地消※」によって、顔のわかる生産者と消費者の安全・安心な信頼関係をつくることや、昔からある生産の風景や地域の伝統的な食文化などを再認識できるようにしましょう。
- また、地域で生産される工業製品や加工製品なども含め、地域内で利用・消費する仕組みがあると、地域の経済も良好な循環が生まれます。
- 市内における「モノの循環」「お金の循環」を形成するために、市内で生産される産品が市民の目に触れる機会、購入できる機会を増やしましょう。
- また、市内など、小さな地域内でもものが循環することは、環境負荷も抑制することになります。さらに、ものが生産・流通される中で発生する廃棄物や容器などを再利用したり、自然の素材や地域でとれる材料を利用するなど、地球環境に配慮した「資源の循環」が生まれる工夫をしていきましょう。
- 「モノの循環」「お金の循環」「資源の循環」を促進することは、本市が外部要因だけでなく、自らの活力によって成長することにつながり、次世代に引き継ぐべき新しいまちの仕組みとなっていくます。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 大量生産・消費型生活を見直す必要がある。
- 茨木のがものが茨木で売られていない。
- 食の安全、食育が大切。
- 地域内でのリサイクルやシェアリングができればいい。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 茨木で買い物しよう！地域のお店に貢献！（第2回 WS より）
- 環境にやさしいまちとしてエネルギーの地産地消が進めばいいな。（第3回 WS より）
- 食と農のつながりのあるまちに。（第3回 WS より）

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 中心部外に田畑が多く、野菜など産直のもの多い。（第4回より）
- 青とう、三島うどんなどの地域名産がとれ、新鮮なおいしいものが手に入る。（第4回より）



茨木のエエもんを育むまち



- 本市には「文化」や「自然」、「街並み・にぎわい」「イベント」など多くのエエ「モノ」「ところ」「こと」「人」があり、本市の個性を形成しています。これらを将来にも残していくための取組や仕組みを考えていきましょう。
- 本市の中心市街地には、町家などの古い建物を活用したカフェや市民活動の場があり、元茨木川緑地や中央公園では様々なイベントが開催されます。多くの市民がそれらの資源を「知り」「使い」「関わる」ようになることが「茨木らしさ」「茨木のエエところ」をさらに育て、守り、後世に引き継ぐ意識を醸成していきます。
- 多くの人々が中心市街地に立地するまちの施設・機能を使い、イベントを楽しむことにより、まちの賑わいが高まります。まちの拠点である中心市街地が賑わい、元気なまちとなることにより、市民が「このまちに住み続けたい」と考えるとともに、来訪者にとっても魅力的なまちとして評価され、「住んでみたい」と感じることを期待されます。
- そのため、市民や来訪者が本市の素晴らしいところを「知るための PR」や「使いやすくするための一工夫」、管理や運営などに「関わることのできる仕組み」などに取り組みましょう。
- また、放置しておくとおなくなっていくおそれのある景色や街並み、文化、伝統などがあります。それらを保存するために、一定の規制や優遇策なども含め、保存に向けた積極的な取組を考えていきましょう。
- さらに、まちの歴史や文化、昔の人の知恵を知り、うまく活用する中から、茨木らしい新たな文化が生まれることが期待されます。



茨木フェスティバル

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 茨木といえば・・・というイメージをもっと PR する。
- メイド イン イバラキをもっとまちの中で感じるしかけ。(イバラード等)。
- 街にシンボルをつくって人が集う空間をつくろう。
- 100 年後 200 年後に誇れる建築物を残す、つくる。
- 生まれ育ったまちの景色・雰囲気が好き。
- 昔と比べてなくなった寂しいもの、心象風景。

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 文化的活動が多い。(第4回より)
- まちなみが美しい。(第4回より)
- 超高層マンションがないのが強み。(第4回より)
- 市民の方々がまちづくりに熱心。(第4回より)

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ (WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- パンチ力のあるまちに。茨木といえばコレ！コレといえば茨木！（第2回 WS より）
- みんな大好きな“茨木”をみんなに知ってもらおう。（第2回 WS より）
- 茨木のよさ（自然、歴史、古いまち）を市民が知って、誇りをもつまちに！（第2回 WS より）
- 茨木は歴史的な施設やイベント、三島うどんなどの食文化もある。（第3回 WS より）



身近な自然を守り、使い、育てるまち



- 茨木の自然環境として、北部の山間地や山麓部の農空間、身近な公園や緑地など、昔のまま今日まで残されてきたものと、人の手が加わって創り、守られてきたものがあります。
- これらの自然は、本市の環境を保全するとともに、市民の憩いの場を提供し、市民の住環境を向上させ、本市の良好な都市イメージを形成するために重要な機能です。
- そのため、市民が、これらの自然環境を「守り」、将来に受け継いでいきましょう。
- 市民が自然を守るためには、自然の中を歩いたり、遊んだりして自然を楽しめる環境があることで、自然をより身近なモノとすることが重要です。
- そのための工夫として、食事や音楽、文化とともに自然を楽しめる取組や、里山※保全活動や市民農園としての農地活用など、自然環境を使いながら共生を図るための仕組みや空間形成を進めましょう。
- 特に、身近な自然環境として茨木の個性を醸し出している「元茨木川緑地」「見山の郷」「安威川」のさらなる活用が求められ、身近な自然を使い守る取組のモデルとして検討しましょう。
- 昔の暮らしの中には、すだれや打ち水など、家に光や風などをうまく取り込む工夫や、草花や竹など、身近な自然を食品や容器、建材などにうまく利用する知恵がありました。このように、身近な自然を生活にうまく取り込んだ環境や健康に配慮した暮らし方を大切にしていきましょう。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 市民農園が市の中心にもあれば使えるのに・・・需要はあるはず。
- もっとこの素晴らしい元茨木川緑地のことを知り、楽しもう。
- 「桜通り」は茨木独特の誇れる場所・特別な場所。
- 元茨木川緑地をもっと楽しく歩けるように、沿道に食事や音楽を楽しめるおしゃれな店が増えたらいいなあ。
- 子供が小川で遊べるようなまちにしたい。
- 河川敷や田んぼ、山の緑など、身近な自然を守りたい。



棚田

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 茨木は府下でも5番目に農業が盛んなところ。豊かな緑を生かし、環境を維持し、街なかで農作物（茨木産）が買えるシステムを。（第2回 WS より）
- 10年後は自然資源の維持活用が進んでほしい。（第3回 WS より）
- 公園や桜並木など自然が感じられるところが多い。（第3回 WS より）
- 地域での環境教育を持続させたい。（第7回 WS より）

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 豊かな自然のある地域である。（第4回より）
- 元茨木川緑地や西河原公園、バラ園などが整備されており、緑を楽しむことができる。（第4回より）
- 市内は中心部、丘陵部、山間部と地区が多岐にわたっており、自然（田舎）と都市が共存している。（第4回より）



人に優しい交通システムを取り入れるまち



- これまでの社会では、自動車交通の利便性が優先されて社会資本整備が進んできた傾向がありました。しかし、今後の高齢社会の進展や効率的な施設利用、地球環境問題を考える中で、徒歩や自転車、公共交通による人中心の交通体系に転換していく必要があります。
- そのため、既存の道路や交通施設を活用し、人、自転車、自動車、それぞれが互いに譲り合い、子どもからお年寄りまで、だれもが安心して出歩ける環境作りとして、歩道の整備やバリアフリー化、住宅地における通過交通の抑制などを進めましょう。
- また、多くの人が利用する場と場とをつなぐ交通を大切にし、地球環境に優しい交通の実現のため、バスや電車などの公共交通を生活の中に取り込んでいく必要があります。
- バスや電車などの公共交通は、市民利用の視点から、企業同士が連携し、より利用しやすいダイヤ編成や料金体系に取り組むなど、利用促進策に努める必要があります。また、地球環境に優しい低公害バスやEV※バス等の導入を促進します。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 車と歩行者のバランスを見直し、環境にやさしく、歩きやすいまちにしよう。
- バスをもっと利用しやすいような工夫。
- 場と場をつなぐ交通を大切にする。
- 人と車のバランスが、今は少し車が優先されすぎている。
- 歩くことは環境にもやさしい。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 駅前再開発、JR茨木駅周辺を魅力的に！（第2回 WS より）
- 交通アクセスを分かりやすく。（第2回 WS より）
- 市内交通を安くて、便利に。（第3回 WS より）
- 道路網の更なる整備。（第3回 WS より）
- 子どもからお年寄りまでバスでどこへでも行けるまち。（第9回 WS より）

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 数多くの交通機関があり、交通の利便性がよい。（第4回より）
- 茨木 IC があるので、車で他都市に行きやすい。（第4回より）
- アクセスの良さなどの立地面で優位性がある。（第4回より）



市内を走るバス



今あるものを工夫して活かすまち



- より快適な暮らしの実現のために、新しい施設や建物をどんどん整備していくのではなく、これまでに整備された社会資本ストック※を工夫して利用することで、豊かな社会を目指しましょう。
- 特に、高度経済成長期に整備された社会資本が多くありますが、それらの施設は改修などのメンテナンスが必要な時期にきています。将来に渡ってそれらの施設を利用するために、必要なメンテナンスを進め、施設の長寿命化を進めなければなりません。さらに、将来的な財政負担を平準化するために計画的な更新を進めることも必要です。
- また、社会経済情勢の変化などにより、あまり使われなくなった施設や使いにくくなった施設などがあります。それらの施設の使い方やサービス内容、改修の仕方を工夫して、市民のニーズ※にあった施設ヘリニューアル※（更新）やコンバージョン※（用途転用）して、うまく使っていきましょう。

【平成 17(2005)年度 市民まちづくり会議ではこんな意見がありました】

- 今あるまちの施設や機能を使いたおす。使いこなす。
- 社会資本の更新時期の到来とストック活用。
- いっぱいある使えるものをそれぞれに取り入れていけば・・・。
- 変えていけば使えるものがある。
- 使い方の工夫も考えられる（夜は使わない施設の活用、オープンスペースの活用）。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 新しいものと古いものをうまく共存させたい。（第2回 WS より）
- まちの資源を活かして住みやすいまちへ。（第3回 WS より）
- 図書館、南市民体育館、東市民体育館、テニスコート、大学など市内にある施設の有効活用を進める。（第3回 WS より）

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 公共施設・文化施設が充実している。（第4回より）
- 古い歴史、文化がある。（第4回より）



里山センター



中央図書館



もしもの時の備えができているまち



- 自然災害はいつやってくるかわからないため、事前の備えが重要です。特に自分の命は自分で守る「自助」の取組が大切です。日ごろから、いつ発生するかわからない災害を想定し、迅速に避難するための事前の準備、地震の揺れに強い住まいづくりなどに取り組みましょう。
- また、災害に強いまちとするためには、地域の住民や企業等が協力して地域ごとに避難訓練や消火訓練、危険箇所の確認などに組みんだり、いざという時に必要となる資機材等の準備など、防災活動や災害発生時の対応に取り組む「共助」、また、いざという時の避難や消火活動などを円滑に行うため、家族やご近所など近しい人が手を差し伸べあう「互助」が大切です。そのため、日頃から、隣近所や地域コミュニティにおける人のつながりを大切にしましょう。
- 「自助」「共助」の取組とあわせて、防災に必要な施設整備や消防・救助活動、建築物の耐震性向上や地域防災活動に対する支援など、公共が取り組む「公助」の施策も必要です。

【平成 25(2013)年度 市民ワークショップ(WS)「いばらき MIRAI カフェ」ではこんな意見がありました】

- 10年後の茨木市では防災への備えとして防災拠点※の充実や防災を意識した整備が進んでほしい。(ソフト・ハード両面)(第3回 WS より)
- 誰もが安心して暮らせるまちにするためには地域防災・防犯活動への主体的な参加が重要。(第6回 WS より)
- 暮らしの安全を高めるため、狭あい道路のさらなる整備が必要。(第3回 WS より)



西河原公園

【平成 25(2013)年度 まちづくり寺子屋ではこんな意見がありました】

- 災害後の活動は日常の活動の延長であるため、災害情報の作成や避難シミュレーション訓練が必要。(第3回より)
- 運・不運の状況により被害状況に大きな差が生じるとするため、災害に対する備えの部分が大切だと思う。(第3回より)
- 災害である地震、火災は自分たちで勉強して守ることも大事である。地域、茨木市、皆で団結して頑張りたい。(第3回より)



総合防災訓練

第2章 都市づくりプラン

今起こっている大きな流れや本市で生まれつつある変化を踏まえ、本市が今後ともその活力を維持し、魅力を高めることで、住み続けることができ、働き・学ぶ場として将来にわたって持続していくために取り組んでいくことを、第2章「都市づくりプラン」として取りまとめました。

施策中間見直しについて

令和元年度の施策中間見直しでは、上記の都市づくりプランの取りまとめ姿勢を基本として、この5年間の施策の進捗状況や第5次総合計画（後期基本計画）の内容、また本市の状況・社会的な背景等を踏まえ、これからの茨木市（「次なる茨木」）の実現に向けた施策推進の視点から、各都市づくりプランの取組に追記・修正を行いました。

1 本市における都市構造・土地利用の考え方

都市づくりプランは、以下の3つの都市構造・土地利用の考え方を基に設定しています。

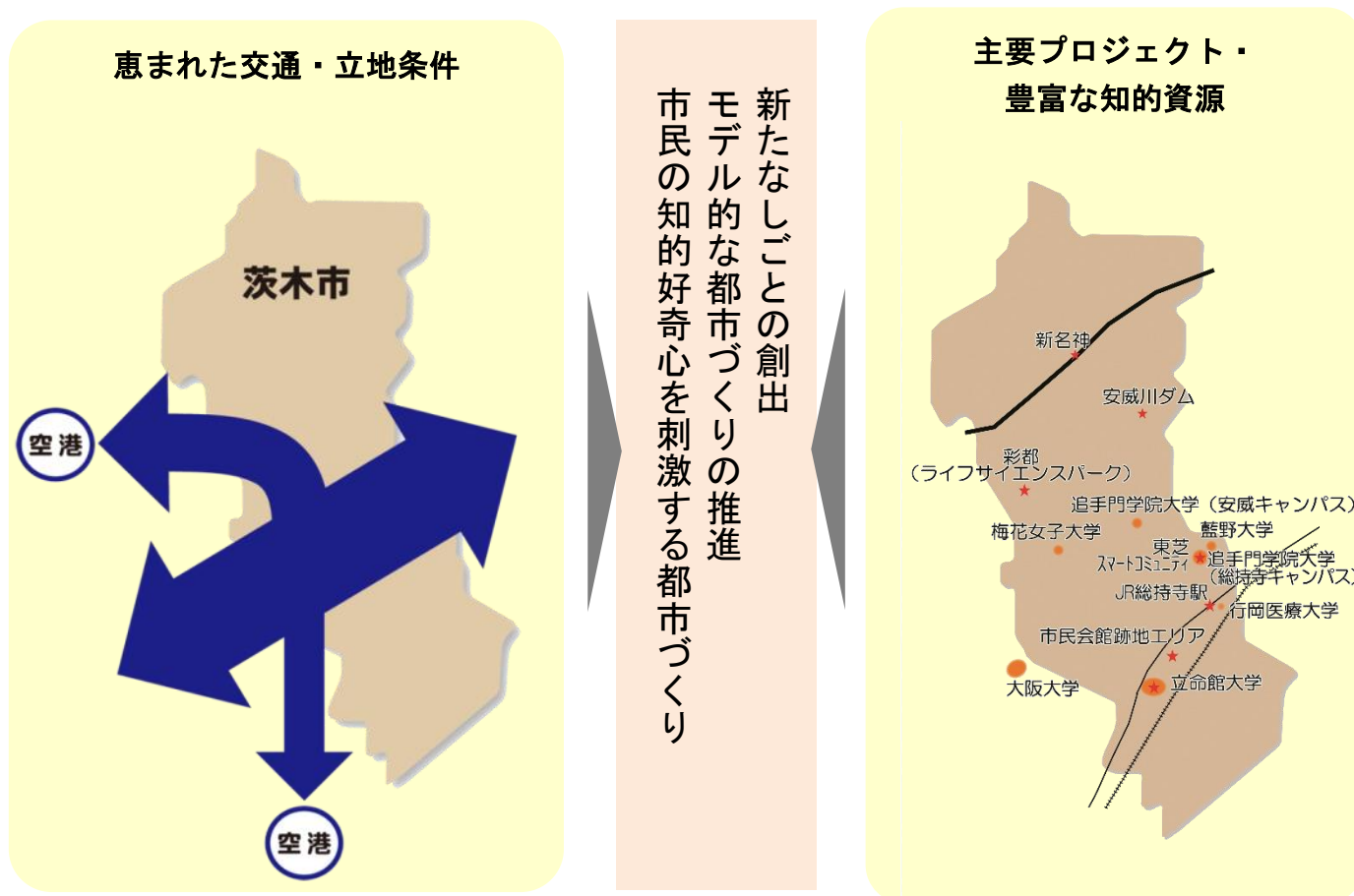
○本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進

本市は、名神・新名神高速道路などの国土幹線が通り、JR、阪急、大阪モノレールといった鉄道網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。また、大阪都心まで約 15 kmと近く通勤利便性が高いなど、暮らしやすく、企業活動においてもメリットが多いまちです。

多くの大学や、ライフサイエンス分野※等の学術研究機関などの知的資源が多く立地し、大規模事業所の移転・閉鎖跡地においては、時代を先導する新たな取組（立命館大学の進出、JR総持寺駅の設置、スマートコミュニティ構想）が進んでいます。

今後は、自然・歴史・良好な住宅地など従来からある地域資源と、新たな魅力・強みである「大学」や「企業」、さらに地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけることにより、新たなしごとの創出やモデル的な都市づくりの推進、市民の知的好奇心を刺激する都市づくりを進めます。

【本市の魅力・強みの連携イメージ】



○コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

本市は、高度経済成長期における急速な都市の拡大傾向に対して、できるだけ市街地の拡大を抑制する都市づくりを進め、コンパクトなまちを形成しています。

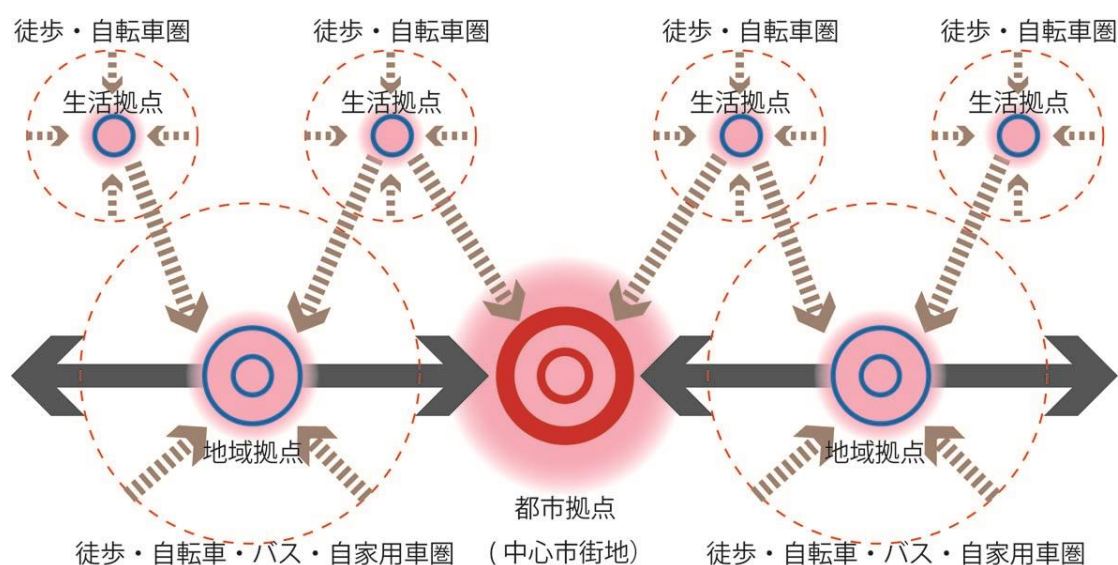
このようなコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、今後は、中心市街地や各地域の拠点の機能とそれらを結ぶ交通ネットワークが充実した、「多核ネットワーク型の都市構造」を目指します。

核となる拠点は大きく分けて、生活拠点、地域拠点、都市拠点の3つに分類し、拠点には、それぞれの圏域に応じて商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能を配置することにより、徒歩・自転車を中心とした生活圏域として、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい都市とします。

なお、各拠点内の生活圏域においては、安全で安心できる暮らしを地域で創造するため、地域住民の共助や互助による支え合い、助け合いの仕組みづくりが整っていくことを期待します。

また、公共交通を基本とした拠点の交通結節機能の確保と、拠点間を結ぶ道路、歩行者・自転車利用環境の整備により、人と環境に優しい交通ネットワークの整備を進め、拠点間の連携と機能分担を進めます。

【拠点とネットワークのイメージ図】



生活拠点：日常生活に必要な機能を集積する拠点

地域拠点：生活拠点の機能を兼ねつつ、生活を支える交通結節機能※が確保された拠点

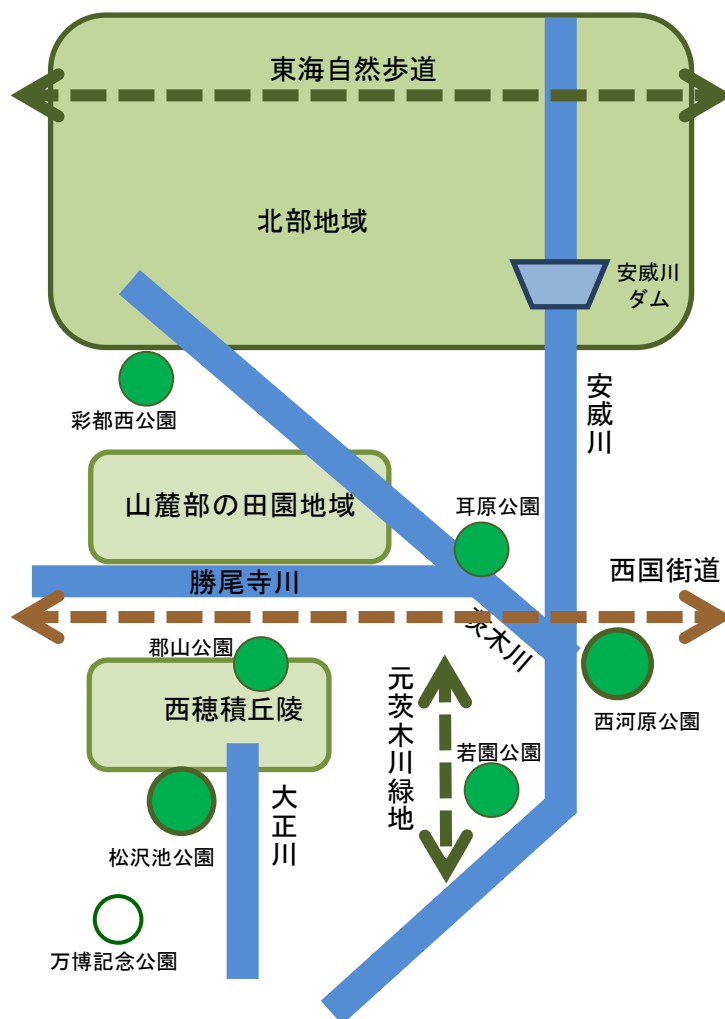
都市拠点：生活拠点や地域拠点の機能を兼ねるとともに、広域交通結節点としての機能を充実させ、都市の魅力と活力を高める機能が集積した拠点

○水と緑のネットワークの形成

本市は、元茨木川緑地や安威川、佐保川、茨木川、勝尾寺川、大正川など、市街地内に豊かな緑と水辺を有しており、うるおいのある市街地イメージを形成しています。また、市街地に隣接して残る西穂積丘陵の緑や山麓部、北部地域の農地や山林なども緑豊かな都市を形成しています。

これらの水辺や緑、その中に含まれる歴史・文化資源をネットワークすることにより、身近なところで憩いの場、健康づくりの場に触れることのできるまちとするとともに、本市の都市イメージをより一層向上させることを目指します。

【水と緑のネットワークのイメージ図】



2 都市づくりプラン

「市民が考えるまちの姿」と、都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、都市づくりを進める考え方として「13のテーマ」を設定しました。

1つのテーマに対して、さまざまな分野での取組が必要であり、さらに、市民や民間との関わりも重要となっています。そのため、それぞれのテーマが目指すものを実現するために必要な取組に対して、本市が進める施策の展開方針を「行政施策の展開方針」、「民間活動の誘導指針」「市民等が進めるまちづくりへの支援」に整理してまとめています。

また、各テーマが目指すものは相互に関連しており、「市民が考えるまちの姿」の実現に向けた施策展開にあたっては、都市づくりプランを縦割りではなく横断的に捉える視点も持ちながら対応を図ります。

都市づくりの 13 のテーマ

- ①広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ②無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ③既存ストックの有効活用を進める
- ④暮らしの安全・安心を確保する
- ⑤良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ⑥多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ⑦都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ⑧暮らしを支える「拠点」を活性化する
- ⑨憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ⑩まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ⑪地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ⑫人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ⑬市民・民間によるまちづくりを進める

【本市の都市づくりにおけるテーマと施策展開方針の構成】

主に関連する「市民が考えるまちの姿」
・市民が考えるまちの姿の実現に向けて、都市づくりプランの各テーマがどのように関連しているのかを明示しています。

主に関連する「本市における都市構造・土地利用の考え方」

- ・本市における都市構造・土地利用の考え方と都市づくりプランの各テーマがどのように関連しているのかを明示しています。

テーマ
(タイトル)

テーマが目指すもの

- ・「市民が考えるまちの姿」を実現するため、このテーマで目指すまちの姿を示しています。

本市の状況・社会的な背景

- ・方針の検討にあたって認識が必要な本市の状況や社会的背景、解決すべき課題等を整理します。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

- ・この5年間における、都市づくりへの影響が大きい社会経済情勢の変化等がある場合に記載します。

※令和元年度施策中間見直しで追加

小テーマ

- ・テーマ内で複数の課題に対する取組テーマがある場合は、取組テーマごとにグループ分けをしています。

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジできるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で活躍するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ④

暮らしの安全・安心を確保する

テーマが目指すもの

災害発生の危険性や、子どもや高齢者の安全確保など、社会を取り巻く大きな課題を踏まえ、市民等の取組とも連携しながら、安全に、また、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●集中豪雨や大地震等の災害の増加

- ・集中豪雨の発生件数は増加傾向にあります。市街地での家屋の浸水被害や道路冠水の発生、山間部での土砂災害などに対応するため、総合的な雨水対策が必要です。
- ・南海トラフ地震などの発生が予測されており、建築物や構造物等の耐震性の向上や災害に強い都市づくりが推進されています。
- ・密集市街地では、狭い道路が多いため、災害発生時の避難経路の確保に向けた整備が必要です。

●子どもや高齢者などが被害者となる犯罪の増加、治安の悪化

- ・子どもや高齢者などを狙った犯罪の増加等、犯罪や治安に対する不安が高まっており、防犯対策が必要です。

●災害時の要配慮者の増加

- ・高齢化の進行にともない災害時の要配慮者が増加していることから、災害発生時における地域内での支援体制を整えることが必要です。

●暮らしの安全・安心の向上に対する地域コミュニティへの期待

- ・平成 23(2011)年 3月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心が大きく高まっています。
- ・自治会や校区で結成されている自主防災組織の結成数は、平成 19(2007)年以降増加しており、平成 26(2014)年 6月時点 28 地区で結成されています。
- ・このように、防災や防犯等への不安が高まっている中で、暮らしの安全・安心を向上させる地域コミュニティの役割が見直されてきており、地域住民による自主的な防災活動に対する支援が求められています。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●大阪北部地震の発生

- ・平成 30(2018)年 6月 18 日に発生した大阪北部地震では、死者 1人、負傷者 102人、住家について全壊 3棟、半壊 95棟、一部損壊 13,510棟の被害が発生しました。
- ・災害対応の結果検証を踏まえ、今後具体的な施策検討を行っていく予定です。

- ・これから施策を検討していくにあたっては、災害対応の経験を、発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災の取組へ活かすとともに、被災後の「復旧・復興」の視点も持ちながら進めていく必要があります。

施策展開方針

避難所、避難路の整備

取組テーマ	
行政施策の展開方針	●避難所、避難路の整備 ・防災公園(西河原・岩倉)の防災拠点としての機能強化を図ります。
	・一時避難地に指定されている公園などへの防災施設の設置や、当該防災施設の災害時の活用方法等について各関係主体と協議・調整を進めること等により、災害に備えます。
	・緊急交通路沿道通行障害建築物(ブロック塀等含む)について、耐震診断が行われるよう促進に努めます。

施策展開方針

- ・それぞれのテーマが目指すものを実現するために必要な取り組みに対して、本市が進める施策の展開方針を示しています。

行政施策の展開方針

- ・主に行政が行う都市施設の整備や市街地整備事業、施策推進の体制や制度づくりなどによってテーマを実現しようとするもの

民間活動の誘導指針

- ・主に民間が行うまちづくりや事業活動の誘導によってテーマを実現しようとするもの

市民等が進めるまちづくりへの支援

- ・主に市民等が主体的に進めるまちづくり活動や住環境改善の支援によってテーマを実現しようとするもの

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

主に関連する「本市における都市構造・土地利用の考え方」

本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進	多核ネットワーク型都市構造の形成	水と緑のネットワークの形成
-----------------------	------------------	---------------

都市づくりプラン
テーマ①

広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める

テーマが目指すもの

産業活動や人、モノ、情報の交流を活性化し都市の活力を向上させていくため、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます。

本市の状況・社会的な背景

●広域的な都市基盤施設等の計画（新名神高速道路等）の推進

- 国土軸である新名神高速道路や彩都（国際文化公園都市）、安威川ダム等、市域を越えた役割を担う都市基盤施設等の計画が進められており、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

●広域的な都市基盤施設等の計画と市の都市づくりとの関係整理

- 広域的な都市基盤施設の整備による効果を受け止めつつ、周辺環境の保全や調和を重視した位置づけ、計画内容の調整等を大阪府や周辺市と行う必要があります。

施策展開方針

広域的なネットワークづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備 ・地域の生活環境への影響には十分留意しつつ、新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備を推進します。
	●都市計画道路ネットワークの構築 ・市内の交通ネットワーク構築のため、大阪府、近隣自治体等と協議、連携し、都市計画道路茨木寝屋川線をはじめとした都市計画道路の整備効果等を考慮し、整備を推進します。

広域に影響・効果を与える施設立地の検討

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による適正な開発指導 ・大規模集客施設等の立地については、原則、商業系用途地域*で適正な開発指導を行います。また、交通環境などの影響が考えられる施設の立地（本市・他市ともに）に際しては、大阪府や関係機関と連携・協議します。
民間活動の誘導指針	●広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による規制誘導 ・本市や周辺都市における市民生活や産業活動への影響を考慮した指導に努めます。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができています	

都市づくりプラン
テーマ②

無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める

テーマが目指すもの

市街地の拡大等による「都市の成長」だけでなく、既成の市街地や施設の活用により質の高い都市空間の充実を目指して成長していく必要があります。

本市においても無秩序な市街地の拡大を抑制し、社会経済情勢や地域の実情に応じた適切な土地利用を計画的に進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市街化調整区域※での土地利用

- 市街化調整区域では、市街地の拡大が抑制されますが、「福祉・医療施設、幼稚園、学校等の公益施設等」や幹線道路沿道等における店舗については、開発許可が得られれば建築可能です。
- 市街化調整区域においては、土地が資材置き場等として利用され、周辺の環境が悪化する事例が見られます。
- 無秩序な開発を抑制するとともに、周辺環境への影響を考慮した適切な土地利用誘導を図る必要があります。

●低未利用地※での土地利用

- 既成市街地※の更新には、多くの関係者や建築物の存在から意見調整に多大な時間と労力が必要です。また事業成立性や投資の回収に関しても多くの課題があり、低未利用地の開発事業が優先的に進められる傾向があります。そのため、既成市街地等において適切な整備の誘導を行う必要があります。

●工場跡地等での土地利用

- 大規模な開発や工場跡地の再開発等にあたっては、計画的で秩序ある市街地整備を進めるため、時代や市民の期待に応えられる計画となるよう調整するとともに、地区計画※等の制度を活用する必要があります。
- 駅周辺地域の再整備のニーズが高まっており、市民の期待に応える整備が求められています。

●土地所有者の土地活用意向

- 農業の経営環境の変化や、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進んでおり、幹線道路沿道等においては土地利用転換意向を踏まえた計画的な都市づくりが必要です。

●社会情勢に応じた開発の検討

- 彩都東部地区の一部では事業化に向けた取組みが進められており、新名神や名神に近接している特性を活かした企業立地の場としての整備に向け、各関係機関との調整が必要です。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●立地適正化計画制度の創設

- 都市再生特別措置法の改正により、新たに「立地適正化計画」制度が位置付けられました。人口減少、高齢化社会においても、持続可能な都市を維持していくため、生活利便施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる、という「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という考え方がモデルとして示されています。
- 本市を俯瞰してみると、居住地域はコンパクトであり、各種生活利便施設も分布し、公共交通ネットワークも一

定構築されているなど、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が概ね実現されていることから、今後も現状の良好な都市構造を維持していくことを基本に、平成31(2019)年3月に「茨木立地適正化計画」を策定しました。

- 本市のコンパクトな都市構造を今後も維持していくため、これまでの取組と同様、都市計画制度等を適切に活用した開発のコントロールを通じて、無秩序な市街地拡大の抑制を図っていくことが求められます。

●低未利用地に関する新たな課題

- ・人口減少等の進行に伴い、全国的に都市の内部において空き家・空き地等の低未利用地が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が新たな課題として顕在化しつつあります。
- ・本市においては、低未利用地の発生が顕著であるとまでは言えない状況ですが、今後もその動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策等を検討していく必要があります。

施策展開方針

計画的な市街地整備

取 組 テ ー マ

●無秩序な開発の抑制

- ・市街化調整区域は原則として開発を抑制する区域であることを基本に、住宅開発を抑制するための必要な措置を講じつつ、法的に可能な開発に対しては周辺環境への影響を考慮して土地利用誘導を図ります。
- ・住宅系以外の土地利用については、地域の魅力向上や課題解決に資するもののみ、地区計画等の都市計画制度を活用して、適切に土地利用誘導を図ります。

●社会経済情勢に応じた土地利用誘導の検討

- ・地域の土地利用形態の実情を鑑み、適宜・適切に用途地域*等の見直しを行います。
- ・幹線道路沿道の立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用については、農業振興施策との調和という視点も持ちながら誘導を検討します。
- ・大規模集客施設や大規模物流施設、情報技術関連施設の新規立地については、立地に伴い増加する労働人口による影響（交通アクセスや住まい等）など、本市の都市づくりへの影響について検証し、周辺環境に配慮したものとなるよう誘導に努めます。

●地区計画や土地区画整理事業*等による地域の特性に応じた市街地形成

- ・地区計画や土地区画整理事業等の制度を活用し、地域特性に応じた都市づくりを推進します。
- ・既成市街地において土地区画整理事業や地区計画による誘導を行います。
- ・幹線道路沿道の付加価値を活かした新しい市街地は、広域的な施策を活かした土地利用を計画的に進めていきます。

行政施策の 展開方針

民間活動の 誘導指針

●コンパクトなまちの形成誘導による持続可能なまちづくり

- ・都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な周知・運用を図り、民間の理解を得ながら現在の良好な都市環境の保全を図ります。

社会情勢に応じた都市づくり

取 組 テ ー マ

●低未利用地の動向注視と対応方策の検討

- ・低未利用地の発生動向を注視しながら、適切な土地利用誘導や地域資源としての活用に向けた方策等について検討します。

●彩都東部地区における都市づくり

- ・彩都東部地区は「彩都東部地区の土地利用方針（案）及び土地利用計画（案）」に基づき、新名神高速道路の開通による交通利便の向上や、企業の立地が進む先行地区の整備効果、社会経済情勢の動向、周辺環境の変化、地権者の意向などを踏まえ、産業系を中心とした土地利用に向けた開発を促進します。

行政施策の 展開方針

民間活動の 誘導指針

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木の工えもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン

テーマ③

既存ストックの有効活用を進める

テーマが目指すもの

高度経済成長期に整備された都市基盤施設や住宅などの高経年化が進むとともに、人口減少社会の到来、税収の減少が予想されるため、施設のあり方の検討や長寿命化^{注3)}などによる既存ストックの有効活用を進めます。

そのため、民間の技術や資金等を活かしたマネジメントを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●既存ストックを活用した都市づくりへの転換

- ・ある程度都市基盤施設等の整備が進んだ今、それらの維持管理と更新を中心とした都市づくりを考える必要があります。
- ・整備後、相当期間が経過している都市基盤施設等については、維持や更新の必要性が高まっています。また、施設を有効に活用していくという視点が必要です。
- ・本市においても、公共建築物や都市基盤施設等、公共施設の大半が高度成長期に整備されており、今後一斉に更新時期が訪れることとなりますが、公共施設に充てる財源は縮小が予想されます。
- ・都市整備においては施設整備・維持管理の選択と集中を行いながら、公共施設の有効なあり方の検討も含め、効果的な都市経営を行うことが求められます。

●公共施設の更新・修繕・維持管理における民間活力導入等の可能性

- ・財政の制約がある中で必要となる公共施設の整備・更新においては、PFI 手法^{*}等の民間資金や技術力（ノウハウ）の活用の可能性を検討する必要があります。
- ・公共施設の修繕・改善においては、財政状況に応じて長期的な修繕費の縮減を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る必要があります。
- ・また、これまでに整備された公共施設を有効に活用するとともに、市民や民間との協働によって効果的に管理・運営していくことが望まれます。

●住宅ストック^{*}超過による空き家数の増加

- ・総務省の平成 25(2013)年住宅・土地統計調査速報集計によると日本の空き家数は 820 万戸となっており、世帯数と比較して住宅ストック超過となっています。
- ・平成 25 年時点の空き家率は全国で 13.5%、大阪府では 14.8%と全国平均を上回っており、年々増加傾向にあります。また、別荘などの二次的住宅や賃貸用の住宅、売却用の住宅を除く空き家についてみると、全国の空き家率は 5.3%、大阪府では 4.8%と全国平均を下回っています。
- ・今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想されており、さらなる空き家の増加が懸念されています。
- ・平成 20(2008)年における本市の空き家率は 9.4%であり、大阪府平均を下回っていますが、今後、少子高齢化や人口減少の進行により増加することが想定され、空き家の有効活用を検討する必要があります。

●流通量が少ない中古住宅

- ・住宅需要の多くは新築物件に対するものとなっており、我が国の中古住宅の流通は世界的に見るとまだまだ少ない状況です。
- ・今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想され、空き家の増加が見込まれていることから、中古住宅がもっと流通する仕組みが必要です。

注3)橋梁や下水道施設などの公共施設の耐久性を向上させ、長持ちさせること

施策展開方針

既存公共施設の効率的な管理・運営

取 組 テ ー マ

行政施策の 展開方針	●総合的な公共施設マネジメントの推進 - 施設（建築物・設備）、土地といった財産を経営資産として捉え、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図ります。 - 施設の長寿命化や機能強化、効率的な管理・運営、市民ニーズに則した施設のあり方を踏まえ、全体最適化を推進します。 - 公共施設の維持管理に対して、民間の資金やノウハウの導入により、効率的・効果的な運営を図ります。 ●公共施設の計画的な更新と耐震改修※、長寿命化に向けた修繕の推進 - 災害時に必要な施設、不特定多数の方が利用する施設など多くの市民が利用する施設の耐震性をチェックし、必要に応じてその改修を推進します。また、構造体※に加え、非構造部材※の耐震化※にも取り組みます。 - 既存の公共施設が高経年化する中で、その機能を維持・増進することが求められますが、そのためにかかる費用が増大することが想定されるため、更新や耐震改修、施設の長寿命化に向けた修繕等を計画的に進めていきます。 - 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき予防保全と事業費の平準化のため、計画的に維持修繕を実施します。 - 上水道施設については、水道施設更新（耐震化）計画に基づき、統廃合や長寿命化、管路の更新、耐震化等を進めます。 - 下水道施設については、長寿命化計画等に基づきポンプ場や管路の長寿命化や下水道総合地震対策計画に基づき耐震化等を進めます。
民間活動の 誘導指針	●民間の資金やノウハウを活用した公共施設の効率的な運営 一定規模以上の公共施設の整備等を行う際には、PPP※手法導入指針に基づき、民間の有する資金やノウハウを活用して公共施設等の建設、維持管理等を行う PFI 手法などの導入を積極的に検討し、効率的な施設運営を進めていきます。
市民等が進めるまちづくり への支援	●市民による公共施設や住環境の維持管理の推進 - アドプト制度※等により、市民が公共施設の管理に携わる取組を進めます。 - 地域住民による集いの場や公園等の管理・運営を行い、コミュニティ形成や、地域の住環境の改善につながる取組を支援します。 - 公民館やコミュニティセンターについては、多くの市民が利用できる地域活動の拠点という位置づけから、地域の特性に応じた管理運営に努めます。

既存ストックの有効活用

取 組 テ ー マ

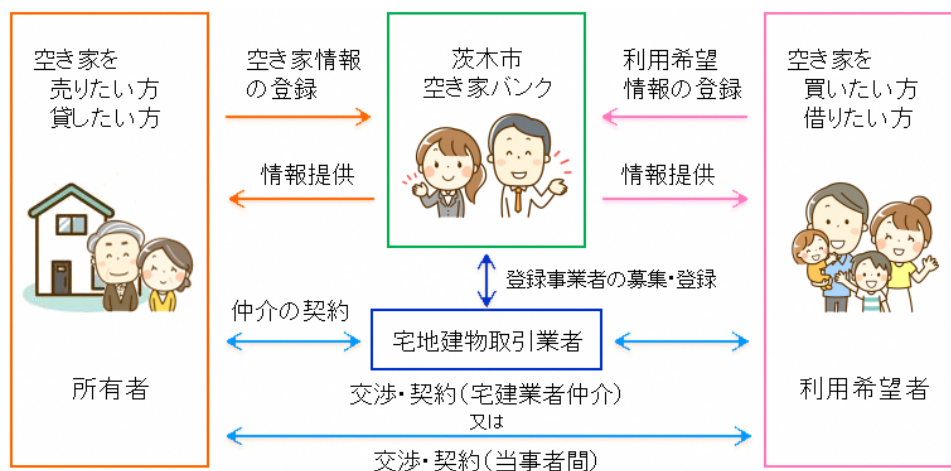
行政施策の展開方針	●老朽危険家屋への対策 - 老朽化した危険家屋や適切な管理がなされていない空き家による災害危険性の増大や治安の悪化を防ぐため、空家等対策特別措置法や関連する市条例の適用も視野に所有者への働きかけ等の対策を講じます。 ●空き家・空き室の有効活用 - 良質な空き家・空き室については、地域課題に対応する地域活動の拠点とする等、有効活用が進められるよう、茨木市空き家バンク制度の周知・運用を図り、所有者の意識醸成のための施策や仕組みづくりを検討します。
民間活動の誘導指針	●中古住宅や空き店舗等のストック活用と流通促進 - 中古住宅や空き店舗などの既存建築物をリノベーション※（大規模な改修）やコンバージョン※（用途転換）することにより、多様な住宅・店舗・施設等としての利活用や流通を促進します。 - リフォーム※（修繕）やコンバージョンに関する情報提供や支援策、既存建築物の流通促進に向けた情報提供や民間のネットワークづくりに努めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●マンション等の適正な管理や建替の円滑化 - 分譲マンションの適正な管理や大規模改修、建て替えの円滑化を図るため、「いばらきマンション管理組合ネットワーク」などを通じて、定期的なセミナーや相談会、意見交換会等を開催し、情報提供に努めます。 - 分譲マンションの所有者が、将来にわたって良好な環境で住み続けられるよう、より主体的に管理運営に関わることができる意識の醸成を図ります。

コラム

茨木市空き家バンク制度

本市では、令和元（2019）年5月より『空き家バンク制度』の運用を開始しました。

空き家を売りたい方、貸したい方の物件情報や、空き家を買いたい方、借りたい方の利用希望情報を空き家バンクに登録し、マッチングを推進することで、地域資源として有効活用を図ろうとするものです。



（茨木市空き家バンク

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/kyojuuseisaku/menu/akiyataisaku/akiyabank/index.html>）

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切に作るまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ④

暮らしの安全・安心を確保する

テーマが目指すもの

災害発生の危険性や、子どもや高齢者の安全確保など、社会を取り巻く大きな課題を踏まえ、市民等の取組とも連携しながら、安全に、また、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●集中豪雨や大地震等の災害の増加

- ・集中豪雨の発生件数は増加傾向にあります。市街地での家屋の浸水被害や道路冠水の発生、山間部での土砂災害などに対応するため、総合的な雨水対策が必要です。
- ・南海トラフ地震などの発生が予測されており、建築物や構造物等の耐震性の向上や災害に強い都市づくりが推進されています。
- ・密集市街地では、狭い道路が多いため、災害発生時の避難経路の確保に向けた整備が必要です。

●子どもや高齢者などが被害者となる犯罪の増加、治安の悪化

- ・子どもや高齢者などを狙った犯罪の増加等、犯罪や治安に対する不安が高まっており、防犯対策が必要です。

●災害時の要配慮者の増加

- ・高齢化の進行にともない災害時の要配慮者が増加していることから、災害発生時における地域内での支援体制を整えることが必要です。

●暮らしの安全・安心の向上に対する地域コミュニティへの期待

- ・平成 23(2011)年3月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心が大きく高まっています。
- ・自治会や校区で結成されている自主防災組織の結成数は、平成 19(2007)年以降増加しており、平成 26(2014)年6月時点で 28 地区で結成されています。
- ・このように、防災や防犯等への不安が高まっている中で、暮らしの安全・安心を向上させる地域コミュニティの役割が見直されてきており、地域住民による自主的な防災活動に対する支援が求められています。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●大阪北部地震の発生

- ・平成 30(2018)年6月 18 日に発生した大阪北部地震では、震度6弱の揺れを観測し、死者1人、負傷者102人、住家について全壊3棟、半壊95棟、一部損壊13,510棟の被害が生じました。
- ・災害対応の結果検証を踏まえ、今後具体的な施策検討を行っていく予定です。

- ・これから施策を検討していくにあたっては、災害対応の経験を、発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災の取組へ活かすとともに、被災後の「復旧・復興」の視点も持ちながら進めていく必要があります。

施策展開方針

災害に備えた都市づくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	●安全な都市づくりのための公共施設等の整備 ・広域避難地[※]や一時避難地[※]への避難が安全に行われるよう、沿道建築物の耐震化や不燃化を促進します。
	●浸水対策の推進 ・茨木市雨水基本構想に基づき、下水道等をはじめとした雨水対策の促進を図るとともに、浸水被害最小化に向けた総合的な対策を図ります。 ・開発者等に調整池の設置を義務づける府条例の制定の動向を踏まえ、市独自の条例を検討します。
	●土砂災害への対応 ・山間部では、土砂災害に関する集落ごとのハザードマップ[※]の作成に取り組みます。 ・土砂災害特別警戒区域[※]内の住宅所有者に対し、建物の移転や補強への支援を行います。
	●ダム等の整備による治水対策の推進 ・安威川ダムの整備・ため池の保全等による治水安全度の向上に努めます。 ・決壊時の被害が大きいため池については、ハザードマップ等を活用した災害リスク周知を図ります。
	●防災ボランティア団体、民間企業、大学等との連携推進 ・災害時における人材や物資等の確保及び活動を進めるため、防災ボランティア団体（市内建設事業者等）や民間企業、大学等との協定を結び、連携した防災対策を進めていきます。
	●帰宅困難者支援体制の整備 ・駅前滞留者や徒歩帰宅者支援等の帰宅困難者対策について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努めます。
	●被災後を見据えたまちづくり ・防災・減災の取組に加え、被災後の迅速な復旧や復興を見据えたまちづくりに向け、地籍調査事業の実施や、道路・細街路の整備や公園の適正配置などを進め、平時から良好な市街地形成に努めます。
民間活動の 誘導指針	●細街路整備計画[※]等に基づく生活道路整備の促進 ・細街路整備計画等に基づき生活道路の整備を促進し、避難路の確保や消防活動の円滑化を図ります。
	●防火・準防火地域における建築物の不燃化の促進 ・防火地域[※]、準防火地域に指定している市街地における建築物の不燃化を促進します。
	●防災農地[※]の指定や生産緑地[※]制度の活用 ・農地所有者との災害協定[※]締結により、防災農地の指定に努めます。 ・都市農地の防災空地としての側面を踏まえ、市街地における生産緑地の追加指定やその維持・保全に努めます。
市民等が進めるまちづくり への支援	●防災意識の向上 ・土砂災害に関するハザードマップ作成への住民参加の促進や、ハザードマップによる地域の危険箇所等に対する住民の認識を高め、地域での防災意識の向上に努めます。 ・防災訓練や研修会などへの市民参加の促進や、各地域の自主防災組織等との連携により、市民の防災意識の向上に努めます。

避難所、避難路の整備	
	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●避難所、避難路の整備 - 防災公園（西河原・岩倉）の防災拠点としての機能強化を図ります。 - 一時避難地に指定されている公園などへの防災施設の設置や、当該防災施設の災害時の活用方法等について各関係主体と協議・調整を進めること等により、災害に備えます。 - 緊急交通路*沿道通行障害建築物（ブロック塀等含む）について、耐震診断*が行われるよう促進に努めます。
民間活動の誘導指針	●緊急交通路沿道の建築物の耐震化・不燃化の促進 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、緊急交通路沿道通行障害建築物の耐震診断ならびに診断結果の期限内の報告が義務化されましたが、未報告の建築物が存在するため、当該建築物の所有者に対して報告を行うよう啓発活動を行います。
建築物の耐震化促進	
	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●住宅・建築物耐震改修促進計画*に基づく耐震化の推進 - 市有建築物の耐震化を進めます。 - 住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化を促進します。
民間活動の誘導指針	●民間建築物の耐震化の促進 - 昭和 56(1981)年5月 31 日以前に建築確認を受けた建築物において、住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進します。 - 耐震診断の義務対象である一定規模以上の大規模建築物と緊急交通路沿道通行障害建築物のうち、期限内に耐震診断及び報告がなされていないものについて、その所有者に働きかけ、耐震診断及び報告を行うよう促し、耐震化を進めます。 - 地震時に落下する恐れのある屋外広告物の所有者又は管理者に対し、適切な維持管理についての啓発に努めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●住宅の耐震化の促進 - 耐震診断補助制度の活用を促進します。 - 木造住宅の耐震改修について支援します。 - 木造住宅の耐震化促進を図るため、大阪府と連携し、「まちまるごと耐震化支援事業」を実施します。 - 共同住宅の耐震改修について支援します。 - 耐震改修しやすい環境整備として、専門家による相談窓口やアドバイザー派遣等の充実を図ります。 - 危険なブロック塀等の所有者に対し、注意喚起を行うとともに、改修工法についても普及を促進します。また、生垣や高木植栽への転換によりブロック塀撤去を行う市民への支援を行います。

防犯・防災対策によるまちの安全性の確保

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●街路灯・防犯灯の設置 ・地域との連携のもと街路灯や防犯灯の設置を推進し、安全な通行環境を確保します。 ・既設の街路灯や公共駐車場については、路面や空間がより明るく見え、環境にも配慮した、灯具のLED化を進めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●地域住民による防犯活動の支援 ・防犯等への対策は、地域の取組が大きな要素となるため、自治会等による防犯活動や防犯カメラの設置等を支援します。 ●自主防災組織の設立・運営等の支援 ・各地域における自主防災組織の設立や独自の活動・運営を支援します。

誰にもやさしい都市づくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●ユニバーサルデザイン※・バリアフリー化の推進 ・全ての人が安全で快適に公共施設などを利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ・高齢者、障害者等が利用する鉄道駅及びその周辺施設などへの移動等の円滑化を図るため、バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区に位置付けた「JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」、「総持寺駅周辺地区」、「南茨木駅周辺地区」の3箇所の整備を推進することで、その他の地域のバリアフリー化を牽引していきます。 ●誰にも分かりやすい案内の充実 ・本市に居住・来訪する人が円滑に公共交通や施設の利用ができるよう、各種サインや標識などのユニバーサルデザインや多言語標示に配慮した整備を進めます。
民間活動の誘導指針	●民間施設のバリアフリー化の促進 ・誰もが安全で快適に住み、働き、訪れることのできるまちをめざし、住宅や店舗等民間の施設においてもバリアフリー法※及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を促進します。 ・店舗等民間事業者に対し、合理的配慮※の提供が促進されるよう必要な支援を行い、障害のある人もない人もみんなが暮らしやすいまちづくりを進めます。

コラム

住民参加による地区単位のハザードマップづくり

近年増加傾向にある土砂災害等の自然災害への対策の1つとして、本市では、ハザードマップの作成に地域住民が参加する取組として、地域住民が集まって、府や市の職員と共に地区内を歩き、現地の危険箇所や避難ルートの確認や、ワークショップ・意見交換を行い、地区のハザードマップづくりを行っています。

平成25（2013）年度から取組を開始し、平成30（2018）年度末時点で13地区で作成しました。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ⑤

良好でうるおいのある住環境の形成を進める

テーマが目指すもの

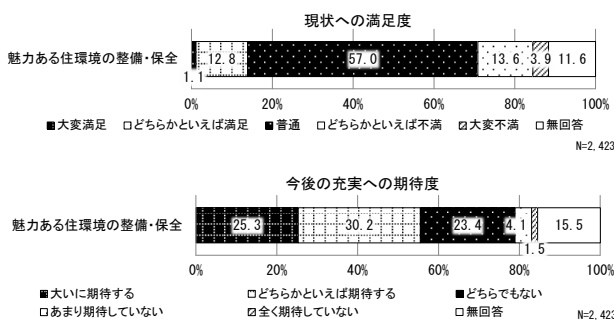
市民が快適な生活を送ることのできる住み良いまちとするために、身近なところで緑や水辺に触れることができるともに、良好なコミュニティが醸成される、うるおいとゆとりのある住環境の形成を進めます。

また、住宅地としての魅力と環境を向上させ、持続的に維持するために、地域住民自らが行う環境改善や美化活動などの取組を推進します。

本市の状況・社会的な背景

●住環境の充実に対する更なる期待
(市民アンケート)

- 平成 25(2013)年 1 月に実施した市民の皆さんへの本市のまちへの評価やまちづくりに対するアンケート調査によると、「魅力ある住環境の整備・保全」に対する満足度は、満足と感じている人よりも不満と感じている人の方が多いといった結果が出ています。一方で今後の充実への期待度は高くなっていることから、魅力ある住環境の整備・保全を進める必要があります。



出典：茨木市「茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書」平成 25 年 3 月

●特徴のある公園整備と利用者ニーズの変化

- 本市においては、花や鳥を愛でる楽しみがある耳原公園、ホテルを観察できる西河原公園、バラ園のある若園公園など、それぞれに特徴のある公園がうるおいと楽しさを提供しています。
- しかし、整備後一定の期間が経過し、施設の老朽化や利用者の階層、ニーズの変化等により更新が必要になった施設も見られることから、地域の実情を把握して計画的な施設更新を順次進めていくことが求められます。

●公共施設の多目的な活用を促す社会環境の推進

- 公共施設の利用は、その主たる用途に限って考え整備する傾向がありますが、近年、道路空間については、占用許可基準の弾力化が進んできており、様々な地域でオープンカフェや路上イベントが開催されています。本市においても地域の活性化に向けた道路空間の活用等を進めることが望まれます。

この 5 年間ににおける本市の状況・社会的な背景

●元茨木川緑地・デザインの推進

- 元茨木川緑地は全長 5 km の緑地であり、日々の散策、ジョギング、子どもの遊び場、桜まつりなど、市民の憩いや遊び、健康づくり、レクリエーションの場として、広く市民に親しまれています。
- しかし、整備後 40 年以上が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進んでおり、更新が必要となっています。

- 更新にあたっては、現在の緑地にも様々な魅力を感じている市民が多いこと等を踏まえ、単に古くなった部分の改修や更新といった「リニューアル」を行うだけではなく、今までの良さも残しつつ、市の誇れる財産としてデザインし直す（リ・デザイン）取組が求められています。

●都市内農地の多面的機能の活用

- ・都市内にある農地には、新鮮な農作物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、農業体験の場の提供など、多面的な機能があり、これらの機能を適切かつ十分に発揮するため、「都市農業振興基本法」が制定されました（平成27(2015)年4月施行）。
- ・都市農地の保全・活用等を図るため、「特定生産緑地※制度」が創設されました（生産緑地法改正、平成30(2018)年4月施行）。

- ・本市においては、農地の多面的機能の発揮により、良好な都市環境を形成するため、生産緑地制度の適切な活用等により、市街地における農地の維持・保全に努める必要があります。
- ・また、特定生産緑地制度については、円滑な移行が図られるよう、情報提供など適切な支援を行っていくことが求められています。

施策展開方針

良好な環境の住宅地形成

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	●周辺環境に調和した開発誘導の推進 ・一定規模以上の開発や建築計画に対しては、建築物単体の形態ではなく、周辺との調和等を考慮した指導に努めます。 ・中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する指導要綱、開発指導要綱※を時代の変化に対応した内容となるよう、基準の見直しを検討します。
	●集まる場所を中心に計画する開発の誘導 ・民間による新たな住宅地開発等に対しては、開発指導要綱に基づき集会所を確保するなど、「集いの場」や緑の配置を重視した計画となるよう、指導に努めます。
	●良好な住宅・住宅地の維持・形成 ・自然環境と調和した良好な住宅・住宅地の維持と形成に取り組めます。
	●利用ニーズに応じた特徴的な公園の適正配置 ・整備後、相当年数が経過している公園や児童遊園について、地域の実情に合わせた今後のあり方を検討し、必要に応じて再整備を行うとともに、適切な樹木・植栽管理のあり方について検討します。 ・今後、公園の再整備を進める際には、高齢者向けの健康づくりができる公園や就学前の子どもが安全に遊べる遊具のある公園など、地域の実情に合わせ、それぞれの公園に特徴を持たせた整備を推進します。
民間活動の 誘導指針	●開発基準による安全でゆとりのある住宅地の誘導 ・防災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。
	●地区計画や土地区画整理事業等による良質な住宅地づくり ・一定規模以上の住宅地開発に対しては、地区計画等の制度の活用を推奨し、良質な住環境の維持、保全策が講じられるよう努めます。なお、大規模工場跡地等の土地利用転換にあたっては、住宅系以外を基本とした土地利用を誘導します。 ・良好な市街地形成を図るため、公共施設の整備改善と宅地整備を一体的に進めることができる土地区画整理事業の活用を検討します。 ・彩都西部地区については、彩都地区計画に基づき、計画的な都市機能の立地と良好なまちなみ形成、環境形成を図ります。
	●交通環境と連動した開発の誘導 ・大規模な民間開発の際には、開発周辺の交通との関係を重視して協議を進めるとともに、交通環境が悪化しないよう、交通需要のマネジメントを誘導します。

市民等が進めるまちづくりへの支援	●地域住民による住宅地や集いの場・公園等の運営・維持管理の促進 ・老朽化した住宅等が密集する地域や郊外部の一団の住宅地等においては、防災性の向上と環境改善を図る住民主体の取り組みを支援します。 ・空き家や空き店舗等を活用した気軽に集まれる場所を整備する市民を支援します。 ・公園等の身近な公共施設の運営や維持管理への市民参加を進めます。 ・地域自治組織（地域協議会※）の結成促進や活動の円滑化に向けた支援を進めるとともに、地域が主体的に行う地域課題解決に向けた取組を支援するなど、より一層のコミュニティの活性化を図ります。
------------------	--

緑地等を活かしたまちづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●地域のシンボルとなる樹木の保全誘導 ・地域のランドマーク※やシンボルとなる景観上優れていると認められる樹木などを景観重要樹木として指定します。 ・保存樹林等について、将来にわたって適切に維持管理がなされるよう、所有者への支援策を検討します。 ●元茨木川緑地・親水水路や河川敷の憩いの場としての魅力向上 ・「たのしく散歩ができるまち」を象徴する元茨木川緑地や高瀬川などの親水水路の機能と魅力の向上を図ります。 ・市民の憩いの場として、河川敷の魅力の向上を図ります。 ・水辺利用の安全性に配慮します。 ●元茨木川緑地の「市の誇れる財産」としての魅力向上（元茨木川緑地リ・デザイン） ・元茨木川緑地は「市の誇れる財産」として次世代に引き継いでいくべき緑の骨格軸であり、また中心市街地活性化に向けての重要な要素でもあることから、市民のニーズを踏まえ、市民参加の仕組みづくりを含めた「リ・デザイン」の取組を進めます。
民間活動の誘導指針	●市街地開発と農業とが一体となったまちづくりの誘導 ・農園付き住宅等、周辺農家と連携したまちづくりを誘導します。 ●生産緑地の活用などによる都市内農地の保全誘導 ・農地が持つ多面的な役割を踏まえ、生産緑地制度の適切な活用などを通じて、市街地内の農地の維持保全を図ります。 ・指定後30年を経過する生産緑地については、円滑に「特定生産緑地」へ移行できるよう、情報提供など適切に支援します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●緑や花等による地域のうるおいづくりの促進 ・地域や街角の緑化活動や民有地の緑化（生垣緑化、壁面緑化、シンボルツリー設置等）への助成を進めるとともに、緑に関する相談事業や勉強会の実施などを通じて、緑豊かなまちづくりに関心がある人を増やす取組を推進します。

名著紹介 ～近隣住区論～

アメリカの社会・教育運動家、都市計画研究者であるクラレンス・A・ペリー（1872～1944）が1924年に発表した「近隣住区論」という考え方は、都市計画やコミュニティ関連書においてよく引用されるとともに、日本においても近隣住区の考えに則って計画された都市が多数存在し、本市の北部に位置する彩都も近隣住区の考え方を取り入れています。

近隣住区論は、良好な地域コミュニティを形成するために、以下の6つの原則に従って住区を形成することを提案しています。

- ①規模…1つの小学校を必要とする人口（3,000～10,000人）を基準に考えており、その規模は人口密度に依存する
- ②境界…通過交通を防ぐため、十分な幅員をもつ幹線道路で周囲を取り囲まなければならない
- ③オープンスペース…住民のニーズに応じた小公園とレクリエーションスペースを体系的に配置する
- ④公共施設用地…学校その他の公共施設用地を住区の中央部にまとめて配置する
- ⑤地域の店舗…人口に応じた商店街地区を1カ所以上つくり、住区周囲の交差点近くや他の住区の商店街に隣接した場所に設けることが望ましい
- ⑥地区内街路体系…住区内の街路網は住区内の動きをスムーズにし、通過交通を防ぐように計画する必要がある



近隣住区の原則(出典:「近隣住区論」クラレンス・A・ペリー著,倉田和四生訳,鹿島出版会)

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にすするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ⑥

多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ

テーマが目指すもの

多様な暮らしを営む市民が、そのニーズにあった住まいで暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、既存住宅ストックの適正な維持・管理に取り組み、長期にわたって住み継がれていく住宅づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●人口急増時代に建設・供給された住宅の更新

- ・団塊の世代等が世帯を形成し、住宅を取得した高度経済成長期等に建設・供給された住宅の老朽化が進む等、建て替えや改修が必要な時期を迎え始めています。また開発後 30 年程度経過する大規模開発地においては、急速な高齢化や二世世代目の転出等により、人口構成が急激に変化することが考えられます。
- ・これらの住宅地のこれからについて住民等とともに考えていく必要があります。

●画一化した住戸の供給・開発

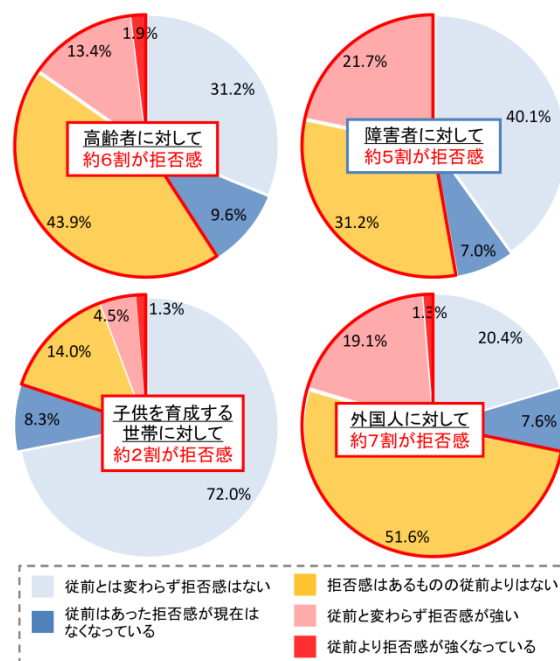
- ・近年の住宅供給の状況を見ると、住宅需要に応じて販売しやすい規模、間取り、価格の設定により、画一化した住戸の分譲住宅や分譲マンションが供給されることが多くなっています。そのため、入居者の年齢階層が偏る傾向があり、将来的には団地単位での高齢化が懸念されることから、コミュニティミックス※の促進が必要となってきます。

●住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ

- ・広すぎる住宅の維持管理が負担になっている高齢者や、狭い住宅に住む子育て層等、住宅ストックと居住ニーズがうまくあっていない事例が見られ、住み替え支援等を進める必要があります。

●高齢者や障害者等の住宅確保の問題

- ・地域包括ケア※の考え方により、地域の中で切れ目のない見守り・介護サービス・居住の場の確保が求められており、今後もサービス付き高齢者向け住宅※などの整備が望まれます。
- ・高齢者や障害者等が民間賃貸住宅への入居を拒否される事例もみられ、社会的に居住の安定を確保する仕組みが必要とされています。



出典：(財)日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査」(平成 22 年実施)

施策展開方針

誰もが安心して暮らすことのできる多様な住宅供給

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	●居住の安定を確保するための住宅セーフティネット※の構築 - 市営住宅の適切な維持管理や長寿命化※対策により、良質なストックの形成を図り、住まいの確保と長期的な活用を行い、住宅確保要配慮者※の受け皿としての役割を果たします。 - 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	●住まいに関する情報提供の推進 多様なニーズに対応した住まいに関する情報提供に努めます。
民間活動の 誘導指針	●多様な住宅の供給の誘導 - 住宅の設備性能等の向上、バリアフリー化の促進等が進むよう、誘導に努めます。 - 開発基準の見直しを検討し、多様なニーズに対応できる住宅供給が進むよう誘導します。
	●高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給促進 介護サービス付きの住宅やグループホーム※等、高齢者や障害者等が安心して暮らすことのできる住宅供給を、福祉施策と連携し促進します。
	●多様な居住を受け入れる住宅市場の形成誘導 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度※との連携などにより、良好な民間賃貸住宅を有効活用し、住宅確保要配慮者を含む市民の居住環境の安定を図ります。

長期にわたって住宅を活用していくための制度普及等

	取 組 テ ー マ
民間活動の 誘導指針	●「壊してつくる」から「長く使う」「なおして使う」まちづくり誘導 - 空き店舗や空き家については、できるだけ使い続ける視点を持って、その再生や利用方法の見直しが行われるよう働きかけます。 - 住宅が長期間にわたって使用されるよう、民間向けに長期優良住宅※の認定制度の利用を促進します。
市民等が進めるまちづくり への支援	●「長く使う」「なおして使う」住まいづくり・住まい方の支援 - 建築物の耐震性を確保するために、耐震診断補助制度の活用や木造住宅の耐震改修について支援します。 - 住宅が長期間にわたって使用されるよう、市民向けに長期優良住宅の認定制度の利用を促進します。 - 空き家を活用した多様な住まい方のできる住宅の供給を促進します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができています	

都市づくりプラン
テーマ⑦

都市の活力を高める産業を創り、守り育てる

テーマが目指すもの

市民が暮らし・学び・働き・遊び、様々な活動がまちで展開されることが、まちの活力を高める上で大切だと考えます。

本市における経済や雇用、暮らしを支え、活力を牽引する「産業」を創り、守り育てます。

また、市内の大学や企業、行政等の連携を強め、それらの施設や人材を活かしたまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市内の事業所数が減少

- ・ 民営事業所数は平成 21（2009）年から平成 24（2012）年の3年間で 449 事業所が減少して、全体で 9,132 事業所となっており、事業所数の維持・増加や雇用の場の確保に取り組むことが求められています。

●企業の市外移転の増加と移転後の住宅地開発の増加

- ・ 大規模事業所などの移転・閉鎖が進んでおり、閉鎖された工場等の跡地が住宅地として利用される事例が多くありますが、開発にあたっては、周辺企業の操業環境を守り、工業生産機能の維持を図ることが求められます。

●工場の操業環境の維持・増進

- ・ 工場等の立地が可能な用途地域（準工業地域※等）においては、住宅の立地により、既存の工場の操業に影響を与えたり、新たな公害対策が必要になる場合があります。
- ・ 地元企業が継続して操業しやすい環境とするため、地区計画を決定し、工場・倉庫等の操業環境の維持・増進を図っていますが、事業所数は減少の一途をたっており、その他の対策についても検討する必要があります。

●企業活動への支援と立地促進

- ・ 本市への新たな企業等の立地を促進するとともに、市内の企業等が今後も市内で事業を継続できるように建築物や設備への投資を支援しており、今後も様々な支援が求められます。

●彩都ライフサイエンスパークや多数の大学、企業等、知的財産が豊富

- ・ 彩都ライフサイエンスパークや多数の大学、研究機関など、本市及びその周辺には多くの知的財産を持つ機関や団体が存在しています。また、ライフサイエンスパークでは、インキュベーション施設※も立地しており、これらの集積は新規産業の創出などに取り組む上で大きな資源となっていることから、今後とも積極的な PR や相互連携を進めていく必要があります。
- ・ 彩都ライフサイエンスパークでは、今後の成長が期待できるバイオ関連企業の集積や、国際戦略総合特区として企業の活動を支援していくことが求められています。

施策展開方針

企業立地の促進	
	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	●企業立地を促進する新たな土地利用の推進 - 幹線道路沿道の産業立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用については、農業振興施策との調和という視点も持ちながら誘導を検討します。 - 企業立地を促進するにあたっては、立地に伴い増加する労働人口による影響（交通アクセスや住まい等）など、本市の都市づくりへの影響について検証し、周辺環境に配慮したものとなるよう誘導に努めます。 - 彩都へのアクセス道路である都市計画道路山麓線の整備を推進します。 - 彩都中部地区の府有地・市有地の活用を進めるとともに、彩都東部地区についても企業立地が促進されるよう事業推進に努めます。 - 彩都中部・東部地区については、新名神高速道路の開通などを契機として、北大阪地域の経済活性化を図るため、民間の活力を活用し、研究施設、生産施設及び物流施設等の集積を目指します。
	●企業立地の維持・促進 企業の移転情報を把握し、新たな企業立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。
民間活動の 誘導指針	●生産環境を保全する土地利用の誘導 - 地区計画制度や都市再生特別措置法に基づく届出制度[*]等の活用・運用により、工業生産機能の維持が特に求められる工業地域について、住宅建設を制限し、操業環境を守ります。 - 準工業地域[*]において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、開発区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。 - 企業立地促進制度を活用し、市内での企業立地を促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●企業立地を促進するまちづくりの支援 地権者が協力し、地域の将来のまちづくりについて考えるような取組を支援します。

北大阪のライフサイエンス拠点づくり	
	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	●北大阪のライフサイエンス拠点づくりの推進 彩都において、大阪府と連携して、「関西イノベーション国際戦略総合特区」等を活用し、新しい研究開発拠点であるライフサイエンスパークの充実を引き続き推進します。
民間活動の 誘導指針	●ライフサイエンスパークにおける研究機関の連携促進 彩都におけるライフサイエンスパークを中心に、北大阪における活発な研究活動や研究機関同士の連携促進に努めます。
	●ライフサイエンスパークにおける市民等との交流促進 市民等と企業との交流を促進することにより、進出企業への市民理解を深めます。

産官学民連携によるまちづくり

取 組 テ ー マ	
行政施策の展開方針	●企業間や企業と市民等との交流による新規事業創出の推進 - 大学、企業、行政等の連携促進による新規事業等の創出を推進します。 - インキュベーション施設の整備推進とその機能の増進を図り、本市における起業を促進します。
民間活動の誘導指針	●地域と企業・大学等との連携によるまちづくりの促進 - 市内の大学や企業等と地域の連携を強め、それらの施設の活用や、学生、教員、職員等のまちづくりへの参加を促進します。 ●ものづくり企業とデザイナー・クリエイターの連携が生まれるコワーキングスペース※等の整備誘導 - 本市及び周辺に居住するデザイナーやクリエイター等、多彩な人材がものづくり企業と連携することは、商品の競争力強化につながるだけでなく、新たな価値が発見・創出されることを通じて、本市のまちづくりにとってもプラスとなるものであることから、中心市街地等におけるコワーキングスペース等の整備誘導を検討します。

コラム

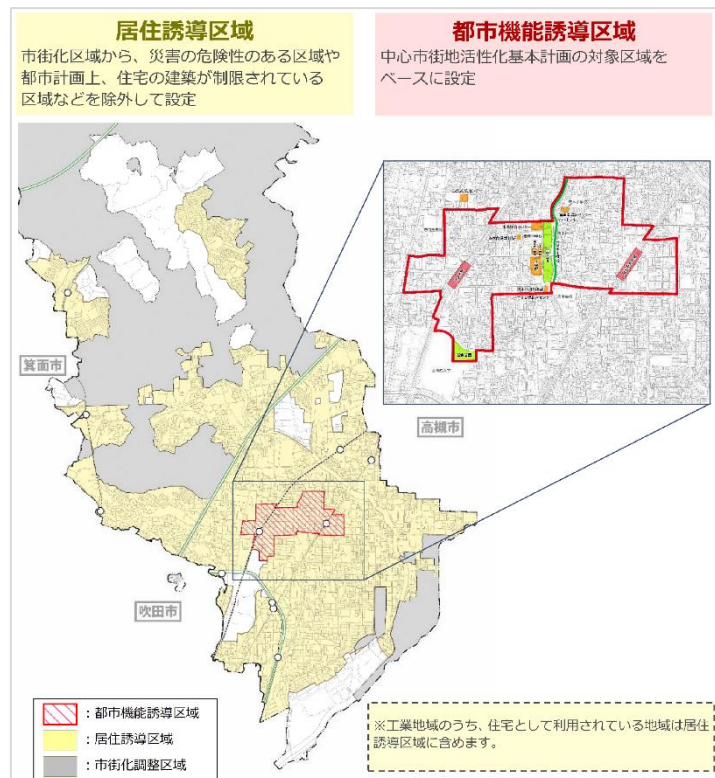
都市再生特別措置法に基づく届出制度

平成 31（2019）年 3 月に『茨木市立地適正化計画』を策定し（16 ページ参照）、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用を開始しました。

下記①～③の場合に、着手の 30 日前に市へ届出が必要になります。

《届出が必要な場合》

- ① 居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発等を行う場合
- ② 都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合
- ③ 都市機能誘導区域内において、誘導施設の休廃止を行う場合



茨木市立地適正化計画（概要版）より

※詳細は、『届出制度の手引き（市ホームページに掲載）』等をご確認ください。
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/toshiseisaku/menu/ritti/43681.html>

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ⑧

暮らしを支える「拠点」を活性化する

テーマが目指すもの

中心市街地などの「拠点」は多くの市民が集い、利用し、共感や連携を生み出す場所にもなります。

また、生活を支える身近な商店街や店舗があり、イベント、文化活動などが繰り広げられ、様々な出会いを生み出す場所にもなります。今後は拠点の魅力をさらに高め誰もが訪れたいくなる都市づくりを進めます。

駅の周辺は、多くの市民が利用する地域であることから、拠点としての機能の強化を図り、誰もが暮らしやすい都市づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●中心市街地の商業や地域の生活を支える 身近な商業施設の衰退・魅力の減退

- ・住宅地内や周辺における身近な商店等、徒歩圏内にある購買施設が無くなった場合、生活利便性が低下することが懸念されています。
- ・中心市街地の来街者が減少したり空き店舗が増えたりしてくると、中心市街地の魅力が減退してきます。中心市街地を多くの市民にとって魅力あるまちにするための取組が必要です。

●本市の顔となる駅前施設等の老朽化が進行

- ・本市の玄関口としてＪＲ茨木駅や阪急茨木市駅があり、駅周辺には商業施設等が立地していますが、老朽化や空きスペースが目立つ商業施設も出てきており、玄関口として求められる商業集積や賑わい面での課題があります。
- ・また、ＪＲ茨木駅西口駅前広場等のバリアフリー化により、誰もが利用しやすい環境を整えることが求められます。

●（仮称）ＪＲ総持寺駅の誕生

- ・平成 30(2018)年春、東海道本線（ＪＲ京都線）摂津富田駅・茨木駅間（庄一丁目）に、「（仮称）ＪＲ総持寺駅」が開業予定となっており、市民の暮らしを支える新たな拠点となることが期待されます。

●商業施設の立地とライフスタイルの変化

- ・週末に自動車で郊外型のショッピングセンター等でまとめ買いをするようなライフスタイルが増えてきており、商業施設は自動車利用を前提として計画されてきています。
- ・高齢化社会が進展する中、将来にわたり市民の生活を支える商業集積を維持するためには、徒歩や自転車と利用できる商業環境の維持・充実が必要です。

●車依存から歩いて楽しい都市への転換

- ・自動車の利用に依存しすぎた社会では、自動車を運転できない子どもや高齢者などの生活利便性が低下するだけでなく、環境負荷の増大等の課題が発生する可能性があることから、歩いて楽しい都市づくりを進めることが求められています。

●大規模集客施設の立地規制

- ・商業・近隣商業・準工業地域以外では、1万㎡以上の大規模集客施設の立地が規制されています。ただし、立地できないとされたエリア（第二種住居・準住居・工業地域）でも大規模集客施設の立地が可能となる地区計画（開発整備促進区）制度もあり、適切な運用が必要です。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●中心市街地活性化に向けた検討 ①

（拠点形成の取組）

- ・中心市街地における市の主要施設（市民会館、元茨木川緑地）が更新時期を迎えていることを契機として、市中心部の賑わい・交流拠点を形成する取組の検討が進んでいます。
- ・しかし、本市の中心市街地は、ＪＲ茨木駅～阪急茨木市駅間が離れている（約１．３ｋｍ）という特性から、拠点でうまれる賑わいを、いかに中心市街地全体に面的に波及させていくかという視点が重要になります。

＜市民会館跡地エリアイメージ図＞



●中心市街地活性化に向けた検討 ②

（多様な主体による多様な活動・取組の創出）

- ・本市では、中心市街地活性化に向けた具体の事業実施計画である「中心市街地活性化基本計画」の策定過程において、行政でも民間でも単独で担うことが困難な領域の事業の担い手が必要であることから、その担い手となる「まちづくり会社」を設立しました（令和元年(2019)8月）。
- ・今後展開する事業として、「クリエイターズマーケット整備事業」や「商店街賑わい空間整備事業」、「道路空間活用事業」等が検討されています。

- ・今後、市が出資するまちづくり会社をはじめとして、多様な主体による多様な活動・取組が絶えず起こり続けるような活気のある地域にしていく必要があります。

●「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成

- ・地域課題解決に向けて、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと変革するような取組が求められるようになってきました（国土交通省「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」中間とりまとめ）。
- ・本市では、特に中心市街地において、拠点で生まれる賑わいを面的に波及させていくことを目指し、人の回遊性向上を図ることが主要課題であり、国等における検討状況を注視し、必要に応じて本市施策への反映を行っていく必要があります。

●総持寺周辺における拠点づくり

- ・ＪＲ総持寺駅が開業し、市道総持寺駅前線の整備が進んでいます。また、東芝工場跡地において追手門学院大学新キャンパスが開学、国道１７１号西河原交差点において拡幅工事が予定されているなど、総持寺周辺において新しいまちづくりが進んでいます。
- ・上記の流れを踏まえ、ＪＲ総持寺駅、阪急総持寺駅周辺において、東芝工場跡地や隣接する西河原公園までを含めた一体的なまちづくりを進め、市東部の拠点としての機能向上を図る必要があります。

施策展開方針

誰もが訪れたくなる中心市街地の形成

取 組 テ ー マ

行政施策の展開方針

●歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実

- ・茨木松ヶ本線などの立命館大学周辺道路の整備を進め、歩行者、自転車、自動車等の利用を区分し、双方に利用しやすい交通環境を整えます。
- ・茨木駅前線と茨木鮎川線等により「シビックセンター※環状道路」を形成し、市中心部の交通環境の向上を図ります。
- ・シビックセンター環状道路については、歩行者と自転車、自動車の通行空間を分離、拡大するため、一方通行化の検討を進めます。
- ・公共交通機関であるバスの利用環境の向上に向け、乗り継ぎ運賃の値下げなど利便性向上について検討します。

	●広域交通（通過交通）と生活交通を分離する環状道路体系の整備促進 ・ＪＲ茨木駅周辺～阪急茨木市駅周辺への通過交通の流入を減らすため、広域的な機能を果たす環状道路体系の整備に向け、都市計画道路茨木寝屋川線の早期整備等について府と協議を行います。 ●地域活力の向上に向けた多様な事業主体による多様な事業手法の検討 ・地域の活力を支えるためハード事業だけでなくソフト対策等も含め、多様な事業手法を組み合わせることで、きめ細やかな都市づくりを実現していきます。 ・市が出資するまちづくり会社による積極的な事業展開を含め、多様な主体の取組により中心市街地を活性化していきます。 ●市民会館跡地エリアを中心とした、人の回遊・滞在・交流・活動が生まれる場づくり ・市民会館跡地エリアの活用にあたっては、単なる施設整備で終わるのではなく、多様化した市民ニーズを満たすような、様々な過ごし方や活動ができる「広場」的な場づくりも進め、中心市街地全体に人の回遊・滞在・交流・活動を波及させていきます。 ●公共空間活用によるまちづくり ・中心市街地における道路・公園空間をはじめとした公共空間を、交流・活動が生まれる場として有効活用することにより、魅力的なまちづくりを推進します。 ●中心市街地の全体像・将来像を描く取組（次なる茨木・グランドデザイン） ・中心市街地で展開する各事業の効果を、ある一つの場所での出来事（「点」）で終わらせることなく、中心市街地全体に「面」的に波及させていくため、多様な主体（民間、市民、大学、企業、団体など）と関係・対話しながら、中心市街地の全体像・将来像を描く取組を推進します。
民間活動の誘導指針	●歩いて楽しい中心市街地となるような市民の立ち寄りスポットの整備誘導 ・市民や来訪者が気軽に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある中心市街地にしていくために、活用可能な民間空間における立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。 ●中心市街地におけるインキュベーション施設、チャレンジショップ※の立地誘導 ・新規産業が創出しやすい環境を整えるため、中心市街地の空き店舗等を活用したインキュベーション施設の立地誘導を促進します。 ・中心市街地の空き店舗を新規創業を希望する商業者が開業への手ごたえをつかむためのチャレンジショップとして活用できるような働きかけを検討します。 ●商店街の連続性維持のための商業施設立地誘導 ・商店街等でマンションが立地した場合、店舗の連続性がとぎれないよう低層部における商業機能の導入を誘導します。 ●市民のニーズを満たす「集いの場」の整備・運営 ・大学において市民向けの講座等が開催される市民開放施設（立命館いばらきフューチャープラザ）等は、市民会館跡地エリアに整備される施設との適切な役割分担のもと、知的好奇心の高い市民が集い語り合う場として運営されるよう働きかけます。 ●中心市街地における文化・芸術活動の支援 ・中心市街地を舞台とした文化・芸術活動を通したまちの賑わいや魅力アップへの取組に向けて、公共施設や公共空間をはじめとして、空き家・空き店舗など多様な場の活用が進むよう誘導に努めます。 ・また、主体的に文化・芸術活動を行う団体等に対して、活動場所や広報活動等の支援を行います。

駅周辺における拠点づくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●鉄道駅周辺等における拠点機能の強化 ・多くの人々が利用し、多様な機能が集中する駅周辺を、「地域の顔」「生活を支える拠点」と位置付け、「賑わい、美化、交通利便性」の向上を図り、集客力を高めるとともに、ベンチの設置や緑化の推進により、ゆとりのある空間を創出し、地域の活性化とイメージの向上につなげます。 ・公共交通の結節点となるＪＲ茨木駅や阪急茨木市駅・南茨木駅・阪急総持寺駅・ＪＲ 総持寺駅は、多くの市民が利用する地域であることから、商業・文化・生活支援機能が集約されるまちの拠点としての機能の強化を図ります。 ・超高層建築物については、当該建築物が周辺環境に及ぼす影響等を十分考慮し、拠点機能を高める必要がある特定のエリア内であり、公共公益性や長期的な持続可能性が備わっている計画に限り、必要な都市計画手続き等に向けた検討を進めることとします。
民間活動の誘導指針	●駅周辺建築物の再生の促進 ・駅前ビルの再生等の促進を図ります。 ・まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて、時代に即した都市機能整備を促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●駅周辺地域の課題に対応するまちづくり活動の支援 ・駅周辺の再整備については、周辺住民等がまちの課題解決に向けて、主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。

総持寺周辺における拠点づくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●総持寺周辺における拠点づくり ・総持寺周辺については、駅開業等を契機とした都市機能の充実や周辺道路などのネットワーク強化を図るとともに、文教・商業・住居機能が整備される東芝工場跡地や隣接する西河原公園との、人や交通の流れを意識した一体的なまちづくりの推進により、市東部の拠点としての機能向上を図ります。 ・ＪＲ総持寺駅と阪急総持寺駅との連携やネットワークの強化を図ります。
民間活動の誘導指針	●ＪＲ総持寺駅を中心とした新たな施設立地の誘導 ・ＪＲ及び開発事業者と連携・協力して、ＪＲ総持寺駅周辺整備を促進します。 ・ＪＲ総持寺駅と阪急総持寺駅との有機的なつながりが形成されることにより、商業などの活性化を促進します。

コラム

本市における“まち×芸術”①

本市を見渡すと、様々なパブリックアートが設置されています。

近年では、現代美術家 ヤノベケンジ氏による「サン・チャイルド」や彫刻家 名和晃平氏による「Trans-Ren (Bump,White)」が恒久設置され、これらの世界的に活躍するアーティストによる作品は、地域に大きな反響を呼びました。



サン・チャイルド



Trans-Ren
(Bump,White)

駅周辺における駐車場・駐輪場の整備

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●地域特性に応じた駅周辺における駐車場・駐輪場の充実 - 交通結節点周辺には自転車の利用ニーズを踏まえた駐輪場を、また、丘陵部の駅においてはパーク＆ライドとして利用できる駐車場を充実させるなど、総合交通戦略※と自転車利用環境整備計画に基づき、現在と将来の交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車・駐輪対策を推進します。 - 中心市街地においては、人の回遊を重視したまちづくりを進めるため、駅周辺の駐車場・駐輪場のあり方について検討します。
民間活動の誘導指針	●駅周辺における駐車場等の整備誘導 - 鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者が利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう働きかけます。 ●レンタサイクル※等の利便性向上 - 自転車利用環境整備計画に基づき、レンタサイクルやコミュニティサイクルの利便性向上を促進し、路上駐輪の低減に努めます。

市民の生活を支える身近な生活拠点の維持・形成

	取 組 テ ー マ
民間活動の誘導指針	●生活拠点における商業施設や交通結節点の維持・誘導 - 徒歩または自転車利用を想定した生活圏域の中で、購買・サービス機能の立地を維持・誘導します。 - 生活圏域の中に、地域福祉やまちづくり活動の拠点となる施設・機能の立地を誘導します。

コラム

本市における“まち×芸術”②

本市では「アートによるまちづくり」を目的として、「HUB-IBARAKI ART PROJECT」を2018年より毎年展開しています。

本事業は会期を6か月間と設定し、2018年は夜間の民間の店舗正面に映像作品を連日上映する取組（稲垣元則作品《The Light》）を、2019年は車とクラクションの音を素材とした1日限りの作品発表をメインに据えた取組（冬木遼太郎作品《突然の風景》）を実施しました。

本市のまちなかを舞台とした特殊な作品展示と、そのプロセスへの参加の機会を通じて、まちとアートの関係性や公共の場でのコミュニケーションのあり方等について、市民が考えるきっかけづくりを行っています。



《The Light》



《突然の風景》

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていますまち	

都市づくりプラン
テーマ⑨

憩いと癒しの空間を守り、つくる

テーマが目指すもの

本市には北部地域をはじめ、豊かな歴史文化や農地、里山といった自然資源等を有する魅力ある地域があります。

そのため、これらの地域の景観や環境を守るとともに、市民の憩いと癒しの空間として活用できるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●農地や里山などの茨木らしい緑豊かな自然

- ・北摂山系の山並み、千里丘陵や山麓部の緑、農地など、緑豊かな自然が残っています。
- ・農地の保全には、高齢化や担い手不足への対策が必要です。
- ・里地や里山等の保全には、制度等で規制するだけでなく、景観や自然を守る意識を多くの市民が共有することが必要です。

●安威川ダム周辺の水辺等を活かした新たな魅力づくり

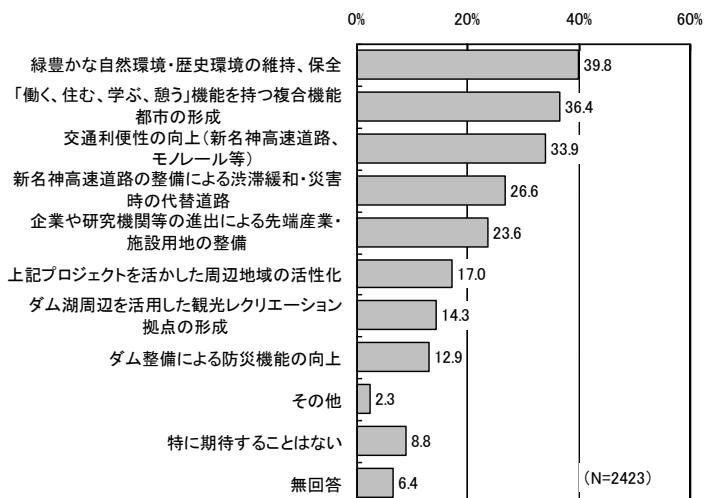
- ・既存施設の忍頂寺スポーツ公園や現在建設中の安威川ダム周辺には、グラウンドゴルフなどのスポーツ関連施設の整備の検討も進められています。
- ・将来的にはスポーツ・レクリエーションゾーンが形成される可能性があることから、新たな魅力スポットを活かした地域の活力向上が期待されます。

●市民に愛される元茨木川緑地

- ・市域を南北に通る元茨木川緑地は、四季折々に市民に広く親しまれ、愛されている緑地です。
- ・今後も、市全体の魅力アップにつながるシンボリックな空間として活用していくことが必要です。

●北部地域のまちづくり

- ・平成 25(2013)年 1 月に実施した本市のまちへの評価やまちづくりに対する市民アンケート調査によると、北部地域の整備に期待することとして「緑豊かな自然環境・歴史環境の維持、保全」や「働く、住む、学ぶ、憩う」機能を持つ複合機能都市の形成が高くなっており、今ある資源と今後整備される施設を活かしたまちづくりが求められています。
- ・新名神高速道路の開通により、北部地域においても、より広域的な範囲からの来訪者を意識したまちづくりを進めることが必要です。



出典：茨木市「茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書」平成 25 年 3 月

この5年間における本市の状況・社会的背景

●新名神高速道路の開通

- 平成29(2017)年12月に、茨木市域を含む高槻JCT/ICから川西ICまでの区間が部分開通し、平成30(2018)年3月に、高槻JCT/ICから神戸JCTまでの区間が全面開通となりました。
- 今後、高速道路の開通効果を活かし、より広域的な範囲からの来訪者を意識した都市づくりを進めていく必要があります。

●安威川ダム整備と北部地域の魅力向上

- 安威川ダムについて、大阪府が令和3(2021)年度の完成を目標に建設を進めています。また本市では、周辺で観光レクリエーション施設の整備に向けた検討を進めています。
- 市街地と北部地域の結節点に位置する安威川ダム周辺を、北部地域活性化の拠点として捉え、様々な魅力向上施策を展開していくことが期待されています。

〈安威川ダム周辺整備の施設整備イメージ図〉



●北部地域の既存建築物への対応

- 北部地域では人口減少が市街地と比べて進んでいるため、空き家となっている既存建築物が増加傾向にありますが、持続可能な地域づくりに向け、地域資源としての活用が期待されています。
- 本市では、その活用方策の一つとして、北部地域の既存建築物に関して開発許可制度の弾力的運用を図るため、北部地域の市街化調整区域における用途変更のガイドラインを策定しました(平成30年7月)。
- 今後、ガイドラインの活用や地域住民との連携により、地域産業の振興やコミュニティの活力の維持を図っていく必要があります。

施策展開方針

里地や里山、河川等を活かしたまちづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●里地、里山の保全活用 - 市民、企業等と連携し、都市近郊における里地、里山の保全活用を進めます。 - 森林整備や公共建築物への木材利用促進、木材利用に関する民間・市民への普及啓発や情報提供などに努めます。 - 農林業施設の整備にあたっては、里地における景観や環境に配慮した工法を取り入れます。
	●水と緑のネットワークの形成 - 元茨木川緑地や西穂積丘陵、大正川、茨木川、安威川等による水と緑のネットワークを形成し、快適に散歩のできる空間としていきます。また、幹線道路の緑化やその適切な維持管理に努めるとともに、歴史資源や文化資源等のネットワークの形成に努めます。 - 特に北部の豊かな自然や歴史を活かし、市民のレジャー利用や観光利用を促進するために、既存の自然環境や集客施設の魅力アップを図るとともに、新たな魅力スポットの創出や、施設間の連携利用による地域全体の活力向上を目指します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●里地、里山の保全活動の促進 - 里地・里山の自然や景観を維持保全するため草刈りや間伐等を、市民の取組として促進していきます。 - 新たに創設された森林環境譲与税[*]等の財源も活用し、森林の保全や維持管理に取り組む市民等に対する支援を行います。

北部地域の魅力向上

取 組 テ ー マ

行政施策の 展開方針	●北部地域の魅力アップに向けた機能拡充 - 新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジの建設により、北部地域においても国土幹線への結節点が生まれることから、整備が進む安威川ダム周辺を拠点的な場として捉え、より広域的な範囲からの来訪者を意識した観光拠点の充実を推進します。 - 千提寺地区及び周辺の自然環境や歴史資源等を活かした賑わいのある癒しの空間づくりを目指し、来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点整備や回遊路整備、キリシタン遺物史料館の機能拡充等により、地区の魅力発信を行います。 - 北辰中学校跡地において、周辺の農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進するとともに、農産物直売所である見山の郷との連携を積極的に展開し「農」・「林」・「食」に着目した魅力アップを推進します。また、里山センターについては里山ボランティア等と連携して、「林」の拠点として活性化を図ります。 - 観光拠点を含めた北部地域の公共交通の確保を検討します。 ●安威川ダム周辺における北部地域活性化の「ハブ拠点」形成 - 市街地と北部地域の結節点に位置する安威川ダム周辺を、北部地域活性化の「ハブ拠点」として捉え、民間との連携のもと、暮らしの満足度向上や交流人口拡大につながる場を創出します。 - 水源地域整備計画に位置づけられている、ダム湖展望広場や公園関連施設など、水と緑の地域資源を活かしながら整備を行います。 - 安威川ダム周辺で整備が検討されているスポーツ関連施設や既存施設である忍頂寺スポーツ公園等を活かして、「スポーツ」に着目した交流空間の創造に取り組みます。
民間活動の 誘導指針	●安威川ダム周辺における北部地域活性化の「ハブ拠点」形成誘導 - 安威川ダム周辺における北部地域活性化の「ハブ拠点」形成に向けては、行政だけでなく、民間による柔軟な発想と事業展開が不可欠であるという認識のもと、官民連携での事業推進を誘導します。 ●北部地域における既存建築物の活用 - 北部地域における空き家などの既存建築物について、本市ガイドラインに基づく用途変更手続きの弾力的運用や地域住民との連携により、地域資源としての積極的な活用を促し、地域産業の振興や既存集落のコミュニティ活力の維持を図ります。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●北部地域の持続可能な地域づくりの支援 地元住民だけでなく、市内外の様々な人たちが北部地域に関心を持ち、みんなで考え、課題解決に向けて一緒に取り組んでいくことができる仕組みづくりを検討します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ⑩

まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める

テーマが目指すもの

建築物を建てたり、住宅地開発を行ったりする場合には、その地域の良好な景観を保全するため、周辺と調和したものとすることが大切です。

そのために、地域住民によるルールづくりの支援など、地域の景観や環境をより良い方向へと誘導できるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●景観計画の策定や高度地区の変更など
景観づくりに関する取組の推進

- 平成 22(2010)年 4月に景観法*に基づく景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画*の策定並びに景観条例*を制定し、平成 24(2012)年 7月 1日から施行しており、景観に配慮したまちづくりを進めています。
- 平成 22 年に高度地区の変更を行い、市街地で建築物の最高高さを定めたことから、これらの制度を適切に運用し、周辺と調和した建築物等の誘導を行うことが求められています。

●一律の規制誘導策による都市づくりの限界

- 用途地域による規制は全国一律で定められた内容であり、各々の地域の建築物の用途や形態を地域特性にふさわしい方向に誘導するためには限界があります。
- また、用途制限と容積率*等の形態制限を組合せて運用していることから、地域の実情にあわない事例が発生しており、地域の実情に合わせて検討する必要があります。

●豊富な歴史的景観資源

- 西国街道や亀岡街道等、古い歴史を持つ旧街道のまちなみが市内に残っていますが、維持費がかさむことや現代の生活様式に適合しないことから建て替えられる事例が増え、歴史的景観が失われつつあります。
- 古い建築物をまちの魅力づくりの資源として捉え、歴史的景観など地域特性を活かしたまちなみの保存・形成に向けた取組が行われるよう、その価値を伝え、後世へと継承していくことが求められます。

●経済的視点から進められる建築活動

- 民間による住宅地開発やマンション開発は、法定容積率までの延べ床面積を確保したり、開発指導要綱で定められた最低敷地面積で区画が設定される傾向がありますが、経済面だけでなく、景観や住環境に配慮した開発となるように誘導を行うことが求められています。

●マンション等の建設に伴う周辺住環境への影響

- 近年の都心居住ニーズの高まりとともに、中心市街地や工場、倉庫等の移転跡地において分譲マンションの供給が行われています。
- 地域の環境と調和した建築物を誘導するため、絶対高さ制限を定めた高度地区を指定していますが、準工業地域や商業地域*等においては、日影規制*がないため、立地するマンション周辺の住環境に対する影響が大きく、対策が望まれます。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●中心市街地における景観形成の必要性

- ・中心市街地では、市民会館跡地エリアや元茨木川緑地において新たな拠点形成に向けた検討を進めています（都市づくりプラン テーマ⑧参照）。
- ・ただし、これら新たな拠点はJR茨木駅、阪急茨木市駅のほぼ中間点に位置し、駅間が離れていることから、拠点で生まれる賑わいがそこだけの出来事（「点」）で終わってしまうことなく、中心市街地全体に「面」的に波及させていく視点を持ちながら進めていく必要があります。

- ・統一感のある景観形成は、駅から拠点、拠点から駅への人の自然な呼び込みに繋がり、また中心市街地の居心地の良さや一体感の醸成につながるなど、賑わいを「面」的に波及させていく重要な要素となるため、拠点形成と並行して、中心市街地における景観形成の取組を推進していくことが求められます。

施策展開方針

景観計画に基づく景観の保全・創出

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●景観計画に基づく景観の保全・創出 ・景観計画に基づき、魅力ある茨木らしい景観づくりを進め、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。 ・本市のシンボルとして景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区である「景観形成地区」について、景観形成基準にもとづく誘導を行います。また、将来的に住民の合意が得られた地区については都市計画による「景観地区」の指定をめざします。 ・特に景観上保全が必要であると認められた建築物や公共施設（道路・河川・公園）、樹木については、景観重要建築物及び景観重要公共施設、景観重要樹木の指定を行います。
	●景観に配慮した屋外広告物の検討 ・屋外広告物を本市の多様な景観（市街地、農地、里山など）の形成や保全に大きな影響を与える要素として捉え、本市の屋外広告物についての現状把握・課題抽出等を行ったうえで、大阪府屋外広告物条例の改正内容を踏まえた市独自の条例を制定します。
民間活動の誘導指針	●建築物の形態等に関するルールに基づく建築物等の誘導 ・高度地区の規定や、景観計画に基づく景観形成基準など、建築物の形態等に関するルールを適切に運用し、周辺と調和した建築物等の誘導を図ります。

本市の個性と魅力を活かした景観まちづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●周辺環境と調和した景観・環境の保全・創出 ・公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に引き続き努めます。 ・大阪府及び近隣市町との情報交換や技術交流などを通じて、北大阪地域での調和と個性ある景観の保全と創出に努めます。

	●歴史文化を活かしたまちなみの形成 ・市内に残る町家など地域の歴史や文化を伝える建築物やまちなみを活かした魅力づくりを進めるため、歴史的価値の高い建築物を景観重要建造物として指定することを促進します。 ・寺社や古墳などが多くある歴史的街道である西国街道において、歴史的背景を重視した道路景観の整備を推進します。
	●地域資源を活かした個性のあるまちづくり ・都市計画制度や景観計画の策定・変更に関わる提案制度、景観協定※等の活用により、豊かな自然環境や歴史的景観など地域特性を活かした個性あるまちなみの形成を促進します。
	●中心市街地における景観形成 ・中心市街地でより統一感のあるまちなみを形成するため、中央通り（都市計画道路茨木駅前線）、東西通り（都市計画道路茨木鮎川線）沿道における景観のあり方について、景観計画の見直しも視野に入れながら検討します。
民間活動の誘導指針	●周辺環境と調和した景観・環境の誘導 ・市街地の景観や緑豊かな環境と調和する景観への誘導を進めるために、生垣等の設置や、緑を取り入れた住宅の建設を誘導します。 ・ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、公共空間と民間空間が一体となった良好なまちなみの形成を誘導します。 ・景観計画及び景観条例に基づき、景観形成を促進し、建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●地域資源を活かした個性のあるまちづくり ・地域住民と各種団体との交流の場を設け、地域資源の活用による魅力の創出や景観の向上に向けた取組を促進します。

景観に関する意識の醸成

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●景観に関する意識の醸成に向けた啓発の推進 ・景観に関する市民や民間の意識の醸成向上を図るため、まちづくり教育の場を設け、景観計画の周知と景観形成に対する啓発に取り組みます。 ・良好な景観を形成するため、景観計画に基づき、市民や民間との協議と調整を通じて、周辺との調和や配慮という意識の浸透に努めます。
民間活動の誘導指針	●良質で魅力ある景観デザインの促進 ・専門家からの指導や助言の場を設け、より良質で魅力ある景観デザインの促進を図ります。 ・良好な景観の形成に貢献している建築物や活動等を表彰（茨木市都市景観賞）することにより、景観に関する意識の高揚を図ります。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●景観に関する意識の醸成 ・景観計画の提案制度や景観協定の締結などの手法を市民自らが積極的に活用できるよう支援します。 ・市民一人ひとりが進める土地利用や建築物の建て方によってまちなみや住環境が形成されるものであることを理解してもらえよう、啓発活動に取り組みます。

名著紹介 ～都市のイメージ～

アメリカの都市計画家であり都市研究家であるケビン・リンチ（1918～1984）は、その主著「都市のイメージ（The Image of the City）」（丹下健三・富田玲子訳、岩波書店）の中で、都市における景観の重要性を述べています。ケビン・リンチは、景観の持つ役割の一つとして「人々に見られ、記憶され、楽しませること」をあげており、そのために、都市は多くの人々にとって、視覚的に明瞭でイメージしやすいことが重要だという考え方を示しています。

『われわれにはイメージアブル imageable な 一見てわかりやすく、首尾一貫とし、明晰な一景観を持つ新しい都市世界を形づくる機会が与えられている。それは都市の住民の側の新しい心構えを必要としている。目を楽しませる形態、時間と空間の各レベルで組み立てられる形態、そして都市生活の象徴となり得る形態へと、かれらのすみかを物理的につくり直すことを、それは要求している。（114 ページから引用）』

また、ケビン・リンチは、次の5つの要素が都市のイメージを決めるといっています。

- ①パス（道路）：観察者が日ごろあるいは時々通る、もしくは通る可能性のある道筋のこと。街路、散歩道、運送路、運河、鉄道など。
- ②エッジ（縁）：観察者がパスとしては用いない、あるいはパスとはみなさない、線上のエLEMENT。海岸、鉄道線路の切通し、開発地の縁、壁など、2つの局面の間にある境界。
- ③ディストリクト（地域）：観察者が心の中でその内側に入ることができしかもその内部に何らかの同じ特徴が見られる都市の部分。
- ④ノード（接合点、集中点）：観察者がその中に入ることができる焦点。交通が調子を変える地点、道路の交差点など。
- ⑤ランドマーク（目印）：観察者からは離れて存在し、いろいろな大きさの単純な物理的要素。



エキスポロード(パス)



西河原公園(パス)



山手台の法面(エッジ)



車作(ディストリクト)



阪急茨木市駅(ノード)



茨木市役所(ランドマーク)

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にすするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていますまち	

都市づくりプラン
テーマ⑪

地域と暮らしを支える交通システムを構築する

テーマが目指すもの

本市で暮らす人や訪れる人の誰もが移動しやすいと実感できる都市を目指し、山間部では公共交通等により市民の移動手段を確保することが大切です。そして市中心部では通過交通を抑制し、市民や来訪者が心地よく回遊できる交通環境を目指します。

また、日々の暮らしや産業、観光など多様な都市活動を支えるため、自動車交通の円滑化や交通結節点の機能強化を進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市中心部における道路混雑

- ・市内の幹線道路の多くは交通量が減少しており、高速道路を除く本市の平均交通量も減少傾向にあります。
- ・幹線道路の交通量の減少に伴い、道路の混雑度も減少傾向にありますが、市中心部（環状道路）の混雑度は増加傾向にあります。そのため、市中心部への通過交通流入抑制など道路混雑の緩和に向けた取組が必要です。

●公共交通の社会的機能の再評価

- ・公共交通は環境に優しいだけでなく、高齢社会において誰もが利用できる移動手段としてその役割が見直されてきています。
- ・バス路線間の乗り換えを行ってバスを利用しようとした場合、ダイヤの連携や運賃の問題などが生じています。
- ・今後も利用者を確保し、公共交通を維持するためには各鉄道駅へのアクセス環境やバリアフリー環境、乗継利便性の向上を進める必要があります。

●バス路線のネットワーク面での課題

- ・市内には、近鉄バス、阪急バス、京阪バスが走っており、市域の大半を網羅していますが、ほとんどの路線はJR茨木、阪急茨木市駅を起点としており、地域間のネットワーク面での課題があります。
- また、バス路線間の乗り換えにおいて、ダイヤの連携や運賃面に課題があるため、ダイヤの調整や乗継割引の導入等により利用環境の改善を進める必要があります。

●歩行者と自転車の事故の多発

- ・中心部を中心に、自転車を利用する人が多くいます。自転車の通行空間の状況から歩道を走行していることも多く、歩行者と自転車が併存することになっていきます。歩行者の多い商店街などでも、自転車で通行する人もいます。
- この結果、歩行者と自転車の事故が多発しています。
- ・本市の人身事故発生件数は減少傾向にありますが、自転車に関連する事故の割合は増加しており、安全な自転車利用環境の整備が求められています。
- ・駅前や商店街等においては、官民双方の取組により、駐輪場が整備されているものの、依然として路上駐輪が多く見られ、歩行者の通行等に支障を来している場合もあるため、その対策が求められています。

●交通ルール・マナーの問題

- ・路上駐車や路上駐輪、住宅地内でのスピードの出し過ぎ、歩行者の多い商店街での自転車の通行など、自動車・自転車利用者のマナーが、渋滞の発生や事故の発生を誘引する場合も多くあるため、その対策が求められています。
- ・歩行者においても、信号無視や携帯電話等を操作しながらの通行など、事故の発生を誘引する行動が見られるため、交通ルールの遵守・マナーの啓発が必要です。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●交通分野における技術発展

- ・自動運転技術については、その実用化により、安全性や運送効率の向上、新たな交通サービスの創出等が図られ、大幅な生産性向上につながる可能性があることから、国等においてその実現に向けたルール整備や実証実験等が行われています。
- ・また、出発地から目的地までの移動に対して、ICT※技術を活用して、最適な移動手段を一元的に提供する『MaaS（Mobility as a Service）』という考え方も示されています。
- ・交通分野における技術発展は目覚ましく、それは交通のあり方自体を大幅に変革しうるものです。これら新技術の動向については常に注視し、都市づくりへの取り込みに努める必要があります。

●道路環境向上の取組について

- ・この5年間で、新名神高速道路の開通や、（都）茨木松ヶ本線アンダーパスの開通、（都）山麓線の一部開通など、本市の道路環境向上に向けた事業が進んできましたが、一方で物流施設の増加などにより交通量が増えたことで、なお主要な幹線道路が混雑している状況となっています。
- ・市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進、主要交差点の渋滞緩和対策により、市内交通の円滑化を引き続き進める必要があります。

施策展開方針

総合的な交通政策の推進

取 組 テ ー マ

●総合交通戦略の推進

- ・本市のまちの将来像を実現するため、総合交通戦略に基づき、交通事業者、関係行政機関等とともにハード、ソフトの両面から必要な交通施策を推進します。

●都市計画道路※の計画的整備の推進

- ・環状道路の整備等を計画的に進めることにより、市内交通の円滑化や中心市街地における一方通行化の検討を推進していきます。
- ・彩都東部地区の開発状況を踏まえて、大阪府等と連携し、都市計画道路茨木箕面丘陵線の整備促進及びバス路線としての活用を検討します。
- ・新たな幹線道路については、バス路線としての活用を検討します。

●交通結節点の機能強化

- ・公共交通の結節点となるJR茨木駅や阪急茨木市駅・阪急南茨木駅・モノレール南茨木駅・阪急総持寺駅・JR 総持寺駅周辺においては、バリアフリー基本構想で重点地区として位置づけており、高齢者などの交通弱者が容易に他の交通機関への乗換えができるよう、駅前広場から駅構内までの移動経路のバリアフリー化を進めます。
- ・JR茨木駅西口及び阪急茨木市駅においては、人の回遊・滞在・交流・活動を創出する中心市街地活性化の視点も持ちながら、駅前広場等交通拠点としての機能を高めるための方策を検討します。
- ・阪急総持寺駅において、駅前広場の整備を推進します。
- ・JR総持寺駅において、アクセス道路と駅前広場を整備します。
- ・阪急総持寺駅とJR総持寺駅、東芝工場跡地とのネットワークの強化を目指し、国や大阪府と連携し、市道総持寺駅前線の歩道整備やバリアフリー化、国道171号交差点拡幅を行います。

行政施策の展開方針

	●安全な道路環境の整備 - 交通安全施設等の整備、警察との連携による効果的な交通規制の推進等により、安全な道路環境の形成に努めます。 - 市民や職業運転者等の意見を道路の安全確保に反映させ、安全な交通環境の構築を図ります。
	●渋滞解消に向けた取組 幹線道路における渋滞解消を目指し、交通量等の現状把握及び将来予測を行い、都市計画道路の整備効果の検証や、国や大阪府、警察と連携した交差点改良などの対応を図ります。
民間活動の誘導指針	●民間との連携による交通機能の強化 - J R総持寺駅周辺の整備については、事業者等と連携し整備を進めます。 - 交通事業者等や各行政機関と連携し、全ての人が移動しやすい交通環境の形成に取り組みます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●交通マナーの啓発 公共交通を中心とした暮らしへの転換、歩行者と自転車との譲り合い等、交通マナーに対する市民の意識啓発を図るため、学校教育を中心に交通安全教育を推進していきます。

公共交通の利便性向上	
	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●公共交通の利用環境の改善 市民が公共交通を利用しやすくなるよう、情報案内板の設置、バスロケーションシステム※の導入や乗り継ぎ運賃の値下げの検討などを行い、利用環境の改善に取り組みます。
民間活動の誘導指針	●交通事業者の連携による乗り換え利便性の向上促進 - 異なる交通機関などへの乗り換え等、利用者にとっての利便性が向上するよう、交通事業者と調整を進めます。 - 山間部等では、バスを補完する交通手段としてのタクシーサービス等の供給誘導を検討します。 - 山間部や丘陵部等における移動支援のあり方について、地域住民とともに検討を進めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●公共交通の利用促進 - 山間部等における公共交通の維持には、市民等が積極的に公共交通を利用することが重要であるため、利用促進等の啓発に努めます。 - 不要不急の車利用の抑制に向けた啓発に努め、公共交通の利用促進を図ります。

歩行空間の充実

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●快適な歩行空間の整備 - 歩行者専用道路の整備などにより、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 - 立命館大学とＪＲ茨木駅、モノレール宇野辺駅、阪急南茨木駅との安全な連絡を図るため、歩行者ネットワークの充実に努めます。 - 人優先に配慮した市街地内交通の実現に向けて、既存の生活道路における機能に応じた拡幅、交差点の改良、歩車道の分離などの安全対策や、歩行者自転車通行を考慮した歩道などの整備を推進します。 - 歩道の整備、拡幅については、歩行者の交通量、道路幅員、歩道幅員、歩行者空間の連続性などを考慮し、効率的かつ効果的な対策を検討します。 - 市中心部では「歩きたくなるまち」の視点を重視し、一方通行化等による歩行空間の整備を検討します。 ●交通安全施設の整備推進 - 昨今の重大事故発生事案等も踏まえ、歩行者や自転車の交通量が多い道路について、歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離に向けた検討や、ゾーン 30※などによる速度抑制や通過交通の排除など、道路の状況に応じた効果的な対策に取り組みます。 - 通学路については、安全点検の結果を踏まえて市、府、警察、教育委員会が対策を検討し、地域住民との調整のうえ、順次対策を実施します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●交通マナーの向上 歩行者の多い商店街等において、歩行者と自転車が安全で快適に共存するため、歩行者・自転車利用者のマナーや商業者の道路空間の利用マナー向上に向けた啓発を進めます。

自転車利用環境の整備

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●自転車利用環境整備計画の推進 - 自転車通行空間の整備、駐輪場の整備、放置自転車対策、交通ルールやマナーの啓発と合わせて、自転車活用推進法や自転車利用環境整備計画等に基づき、環境や健康など新たな視点での利活用促進に努めます。 ●自転車利用環境の整備 - 自転車道の整備などにより、自転車の通行空間の確保や歩行者との分離を図ります。 - 立命館大学とＪＲ茨木駅、モノレール宇野辺駅、阪急南茨木駅との安全な連絡を図るため、自転車ネットワークの充実に努めます。 - 駅周辺おおむね 300 メートルの「放置禁止区域」において、放置自転車等の随時撤去を進めます。
民間活動の誘導指針	●自転車利用の促進 - 環境にやさしい身近な交通手段として自転車の利用促進を図ります。 - バス利用者や商店街利用者に対する駐輪施設の割引制度の検討や、レンタサイクルの利用促進等、路上駐輪の低減について協議していきます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●自転車利用者のマナー向上 路上駐輪の防止や交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発を進めます。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができています	

都市づくりプラン
テーマ⑫

人と環境にやさしい都市づくりを進める

テーマが目指すもの

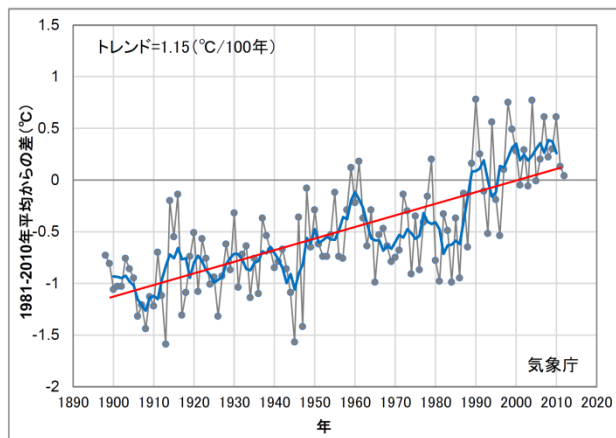
地球規模で進む環境問題に対応するため、限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすことが大切です。

そのため、再生可能エネルギーの利用促進やスマートコミュニティの考え方を導入するなど、環境にやさしいライフスタイルを実現する、低炭素都市づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●地球温暖化等環境問題が深刻化

- 日本の平均気温は 100 年あたり 1.15℃の割合で上昇し、海面の上昇のほか、強い熱帯低気圧の増加など、気候に大きな変化が生じており、地球温暖化等の環境対策が求められています。



出典：気象庁 HP「日本の年平均気温偏差」

●低炭素社会への意識が向上

- 環境問題が深刻化している中、低炭素社会を実現するべきという意識が国民の間で高まっています。
- 低炭素社会を実現するため、省エネ家電や環境に優しい

い自動車の普及、資源の有効利用、再生可能エネルギーの利用、植林・森林の保全等に対する取組が求められています。

●環境にやさしいライフスタイルの普及

- 本市では、地球温暖化対策実行計画※に基づき、再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用促進を図るとともに、市民や民間などと連携し省エネルギーの普及・啓発に努め、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちを目指しており、今後も積極的な推進が求められます。

●東芝工場跡地におけるスマートコミュニティ構想の実現に向けた検討

- 本市では、東芝工場跡地で集約型エネルギーマネジメントをおこなう管理拠点を中心に、住居・商業施設・文教施設等、都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等のさまざまなインフラ※の最適化を図るスマートコミュニティ構想が検討されています。
- 東芝工場跡地において先導的なスマートコミュニティが実現されることから、このノウハウを既成市街地や大規模開発においても導入できないか検討していくことが必要です。

この5年間における本市の状況・社会的な背景

●環境に関する意識・行動の変革の必要性

- 再生可能エネルギーや省エネルギー設備などのハード面の開発は日々すすめられており、今後もそうした技術発展を捉え、より高効率の設備導入を促進していくことが重要となりますが、環境負荷低減に向けてはそうしたハード面の取組に加え、ソフト面の取組として、一人ひとりが環境に配慮

したライフスタイルへの転換を行うなど、意識面・行動面の変革も不可欠です。

- 学校教育における取組を充実するとともに、市民が取り組みやすいかたちでの環境配慮行動の促進などに引き続き力を入れていく必要があります。

施策展開方針

環境負荷低減への取組

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●環境負荷低減への取組の推進 - 公共事業等においては、「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」に基づき、温室効果ガス※の排出抑制や資材の再資源化の促進など、環境に配慮した取り組みを推進します。 ●再生可能エネルギー等の導入促進 - 市民等への補助制度を実施し、住宅等への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を促進します。なお、補助要件等については、より効果の高い設備の導入促進に向け、技術革新など時代の流れに応じて随時検討します。 - 公共施設においては、新規施設の整備や改修等のタイミングに合わせて、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討します。 ●公共用水域の水質保全 - 生活排水未処理地区では、公共下水道・公設浄化槽の整備を進めます。
民間活動の誘導指針	●スマートコミュニティ導入の検討 - 集約型エネルギーマネジメントをおこなう管理拠点を中心として、住居・商業施設・文教施設等、都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等のさまざまなインフラのエネルギー最適化を図るため、必要となる規制緩和等に取り組むなど、スマートコミュニティの考え方に基づく都市づくりを促進します。 - 既成市街地や大規模開発においても、環境負荷低減や緑化に配慮した事業計画となるよう誘導します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●環境負荷低減に向けた啓発や意識・行動面の変革への支援 環境負荷低減に向けては、市民一人ひとりの心がけが重要であることから、学校教育における取組を充実するとともに、広く市民を対象とした意識面・行動面の変革を促す取組を推進します。

低炭素建築物※の普及・啓発

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●低炭素建築物認定制度の適正な運用 低炭素社会に向けた住まいの供給を促進するため、低炭素建築物新築等計画に基づき、低炭素建築物認定制度の適正な運用を図ります。
民間活動の誘導指針	●低炭素建築物の普及・啓発 低炭素社会に向けた住まいの供給を推進するため、民間向けに低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●低炭素建築物の普及・啓発 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、市民向けに低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ⑬

市民・民間によるまちづくりを進める

テーマが目指すもの

賑わいのある中心市街地の形成や、まちの魅力を維持・向上させていくためには、民間や行政によるハード整備だけでなく、公共施設等の有効活用や住環境の維持管理といったマネジメントが大切です。

そのため、民間によるまちづくりや、市民主体のまちづくり活動が活発に展開され、市民や民間自身が地域のマネジメントに携わるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●行政依存から市民協働・地域主体への転換

- ・地域におけるコミュニティ力の低下により、本来は、地域住民の取組や話し合いによって解決できるまちの課題を、行政にその解決を委ねてしまう事例が生まれており、地域コミュニティの再生支援が求められます。
- ・一方で NPO 法人のような特定の課題解決のために地域を越えて展開されるテーマ型の活動が活発化していることから、それらの活動が継続しやすいように支援を進めることが重要です。
- ・公共施設の維持管理に対するボランティア活動を行っているアドプトプログラムの参加団体も増加傾向にあり、市民・民間・行政の協働のもとに公共施設の維持管理を進めることが期待されます。

●官民連携のまちづくりを推進する制度等の導入

- ・都市再生特別措置法においても、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用して賑わいのあるまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が新しく創設されるなど、全国的に民間によるまちづくりを推進するための環境が整ってきています。

- ・大阪駅周辺地域（うめきた）においても、ニューヨークなどで取り入れられている BID（Business Improvement District）を参考に、地権者から徴収した分担金を地域の活性化に充てるまちづくり制度の導入に向けた検討が進められています。
- ・本市では、提案公募型公益活動支援事業補助制度の活用により、官民連携のまちづくりをおこなっていますが、今後も取組を継続していくことが必要です。

●地域コミュニティや市民活動の発展を支える場の整備

- ・地域における相互扶助やまちづくりへの市民参加を推進するため、地域コミュニティにおける日頃からの人のつながりや様々な活動団体の相互の結びつきを促すソーシャルキャピタル（社会関係資本）の充実が求められます。
- ・まちづくりにおいても、市民同士の日頃からのつながりの形成や市民活動の発展を念頭に置いた取組及び施設整備を進める視点が必要です。
- ・既存のコミュニティ活動を促進する場として、各地域での公民館やコミュニティセンター等、集いの場や生涯学習の場の整備を進めています。

施策展開方針

市民・民間によるまちづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	●市民が集い・語らい・楽しむことができる公共空間の整備・活用 公共空間については、休憩のできるベンチの設置や緑化を推進し、井戸端会議や集いの場、イベントが開催できる場など多様な活用に向けて検討します。
民間活動の誘導指針	●エリアマネジメント※導入に向けた仕組み等の検討 - 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、市民・民間・各団体等が都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメントに取り組めるよう、制度や支援方法等について検討を行います。 ●新しい技術を活かしたまちづくり - AI※、ロボット、自動運転、ICT・IoT※などの活用は、今後のまちの課題解決に革新的な効果をもたらすことから、これら新技術の動向については常に注視し、都市づくりへの積極的な取り込みに努めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	●地域住民主体の地域まちづくり計画・まちづくりルールの作成支援 - 地域住民の主体的な取組を基本に、まちづくりのルールを定める地区計画等の制度を活用し、地区の実情に応じたまちづくりを促進します。 - 既存の住宅地の良好な住環境を維持するため、地区計画の申出制度の活用を目指し、条例改正による制度化を検討します。 ●都市計画提案制度の適切な運用 - 主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度を市民等に周知し、制度の普及と適切な運用に努めます。 ●まちづくり活動等の普及・啓発 - 市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、都市計画をはじめとするまちづくり制度の普及・啓発を図ります。 ●まちづくり活動への支援 - 地域住民等による住環境の維持・保全などの自立的な取組に対し、必要な支援を行い、まちづくり活動の促進を図ります。

コラム

名著紹介 ～都市と人間～

近年、車依存から歩いて楽しい都市づくりへの転換が求められていますが、アメリカの文芸批評家、建築・都市批評家、文明史家であるルイス・マンフォード（1895～1990）は、1963年に出版した「都市と人間」（生田勉・横山正訳、新思索社）の中で以下の考えを述べています。

『われわれがまず最初に学ばなければならないのは、都市は自動車の通りみちとして存在するのではなく、人間の生活と文化のためにあるということである』

多様な地域特性のある茨木のまち

本市の中心市街地は茨木城の城下町として整えられた町割りが現在に継承されています。また、北部地域の北摂山系には農村集落、丘陵地には彩都やサニータウン等計画的に整備された住宅地が形成されています。そして、南部地域には旧農村集落を起源とする住宅地や土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地が形成されています。

このように本市には、地理的条件や歴史的な経過などによって、それぞれの地域ごとに固有性があり、多様な景観特性やコミュニティを有しています。

また、市内の駅を見ても、中心市街地に近接する阪急茨木市駅、ＪＲ茨木駅、総持寺の参拝客も利用する阪急総持寺駅、新しいまち彩都に立地する彩都西駅など、それぞれに異なった特性を有する地域が広がり、また、ＪＲ総持寺駅の開業などにより、新たな拠点生まれつつあります。地域ごとの多様性を活かした都市づくりが求められています。



郡山宿本陣



北部地域の農村集落（車作）



阪急茨木市駅



彩都あさぎ里山公園周辺

3 都市構造

本市における都市構造・土地利用の考え方と都市構造の区分

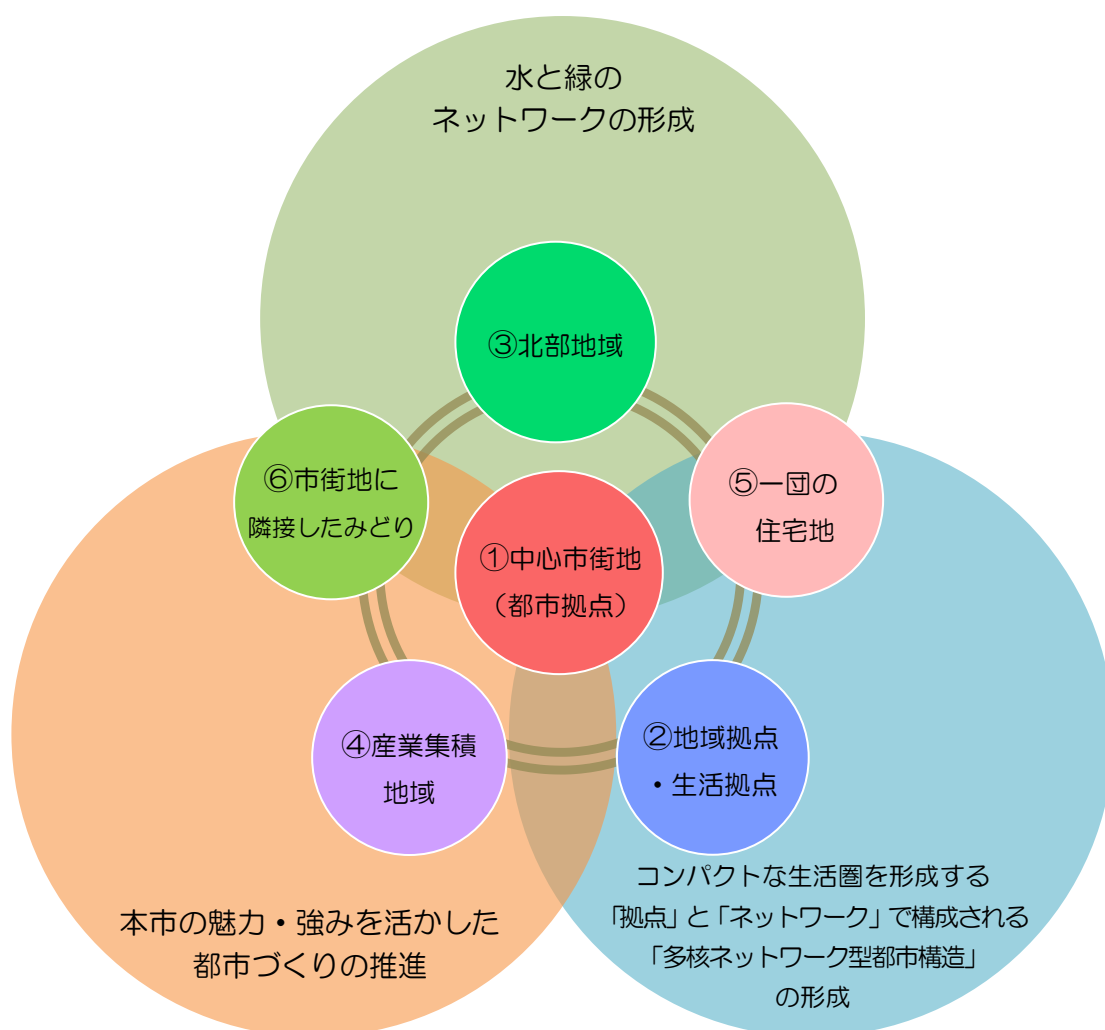
これからの本市の「魅力と活力ある都市づくり」を進めるためには、先に示した3つの都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、市域に存在する様々な機能や市街地特性を有機的に結び付けていくことが必要です。

本市には、国土幹線や鉄道網などの恵まれた交通網を活かして発展してきた産業集積地域や中心市街地、無秩序な市街地の拡大抑制により保全してきたみどり豊かな北部地域、高度経済成長期に大阪市のベッドタウンとして発展した住宅地など、本市ならではの特性をもった地域があります。

これらの地域特性を踏まえ、本市における都市構造・土地利用の3つの考え方を実現するために、市域を特性別に6つに分類し、それぞれの区分において目指す地域イメージとその実現に向けた施策展開方針を示します。

目指す地域イメージには、都市計画分野の施策展開だけでは実現できないものも含まれており、特に市民や民間との協働による取組みが重要です。そこで、各都市構造では、ソフト事業も含めた協働の取組として、「市民・民間との協働により展開が望まれる施策例」を位置づけることとします。

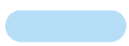
各地域の整備に当たっては、地域ごとの歴史的な背景や地理的条件などにより形成された固有性を活かしながら、施策展開方針に基づき様々な取組を推進します。



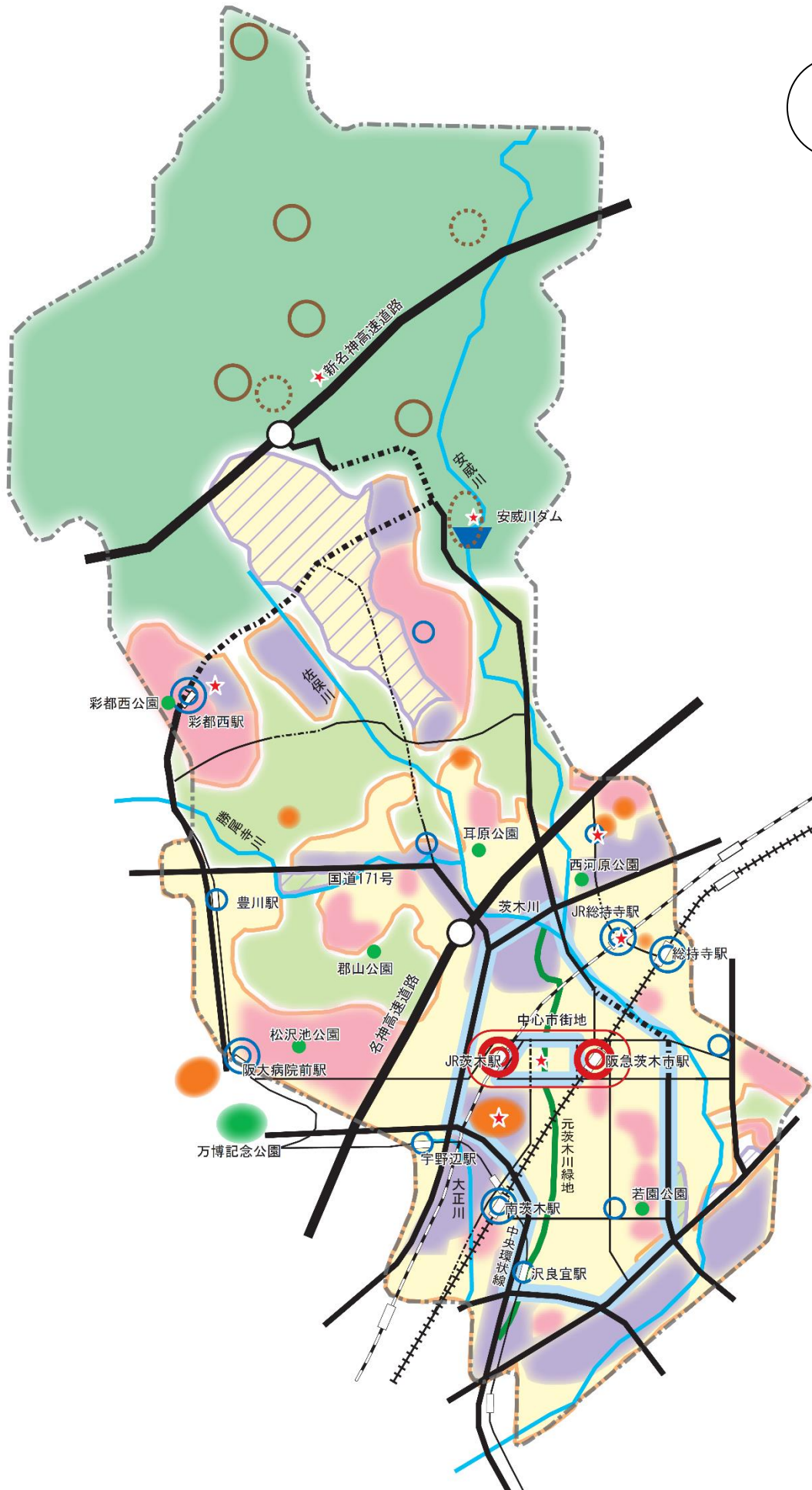
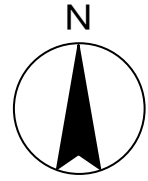
都市構造の区分

① 中心市街地（都市拠点）	多様な都市機能や広域交通結節点の機能を集積し、多核ネットワーク型の都市構造を形成する中心的役割を担うとともに、市街地の賑わいの核となる拠点
② 地域拠点・生活拠点	コンパクトな生活圏を形成する上で基礎となる都市機能が集積する拠点
③ 北部地域	水と緑のネットワークを形成する重要な要素となるとともに、本市の強みである自然を活かした交流・観光を支える地域
④ 産業集積地域	恵まれた交通・立地条件や知的資源を活かして、本市における経済や雇用、暮らしを支え、活力をけん引する「産業」を創り、育てる地域
⑤ 一団の住宅地	良好な住宅地や今後、本市の新たな魅力・強みになることが予想される新規開発住宅地など、本市の住宅・住環境の価値向上の役割を担う地域
⑥ 市街地に隣接したみどり	市域を流れる河川や元茨木川緑地、山麓部の農地、市街地内及び市街地に隣接した緑や水辺など、水と緑のネットワークを形成する地域

都市構造区分 凡例			
①	中心市街地(都市拠点)	都市拠点	
②	地域拠点・生活拠点	地域拠点	
		生活拠点	
③	北部地域	北部地域	
		交流拠点	
		将来的に整備予定の交流拠点	
④	産業集積地域	産業集積地域	
		立地ポテンシャルを活かした土地利用の検討エリア	
⑤	一団の住宅地		
⑥	市街地に隣接したみどり		

凡 例	
国土幹線道路	 計画
主要幹線道路	 計画
地域幹線道路	 計画
環状道路	
河川	
市街化区域	
総合公園・地区公園・緑地	
大学が立地するエリア	
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	

都市構造図



都市構造の区分 ① 中心市街地（都市拠点）

目指す地域イメージ

- 多くの市民等が訪れ、利用するための「場」「機能」「交通」が集積し、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」が循環し交流する地域
- 「医療・福祉」「子育て」「文化」などに関する施設機能が組み込まれることによる来訪者の増加・交流の促進が見込まれる地域
- 市民が生活に彩りを持たせることのできる付加価値の高い機能を有する地域
- 歩いて暮らせる機能充実と交通環境の整った地域
- 広域ネットワークのハブ※となる交通結節機能の整った地域
- アートや花・緑、イルミネーションなどによる華やかで楽しい雰囲気醸し出す地域
- 本市のものづくり企業や農家、芸術活動などと連携した個性的な商品を扱う店舗や、市内で新規ビジネスの立ち上げを望む若者などの店舗・活動拠点などが立地する地域
- 市民会館跡地エリアを中心として、多様な場で、多様な主体による、多様な事業や取組が絶えず起こり続け、人の回遊・滞在・交流・活動が活発な地域

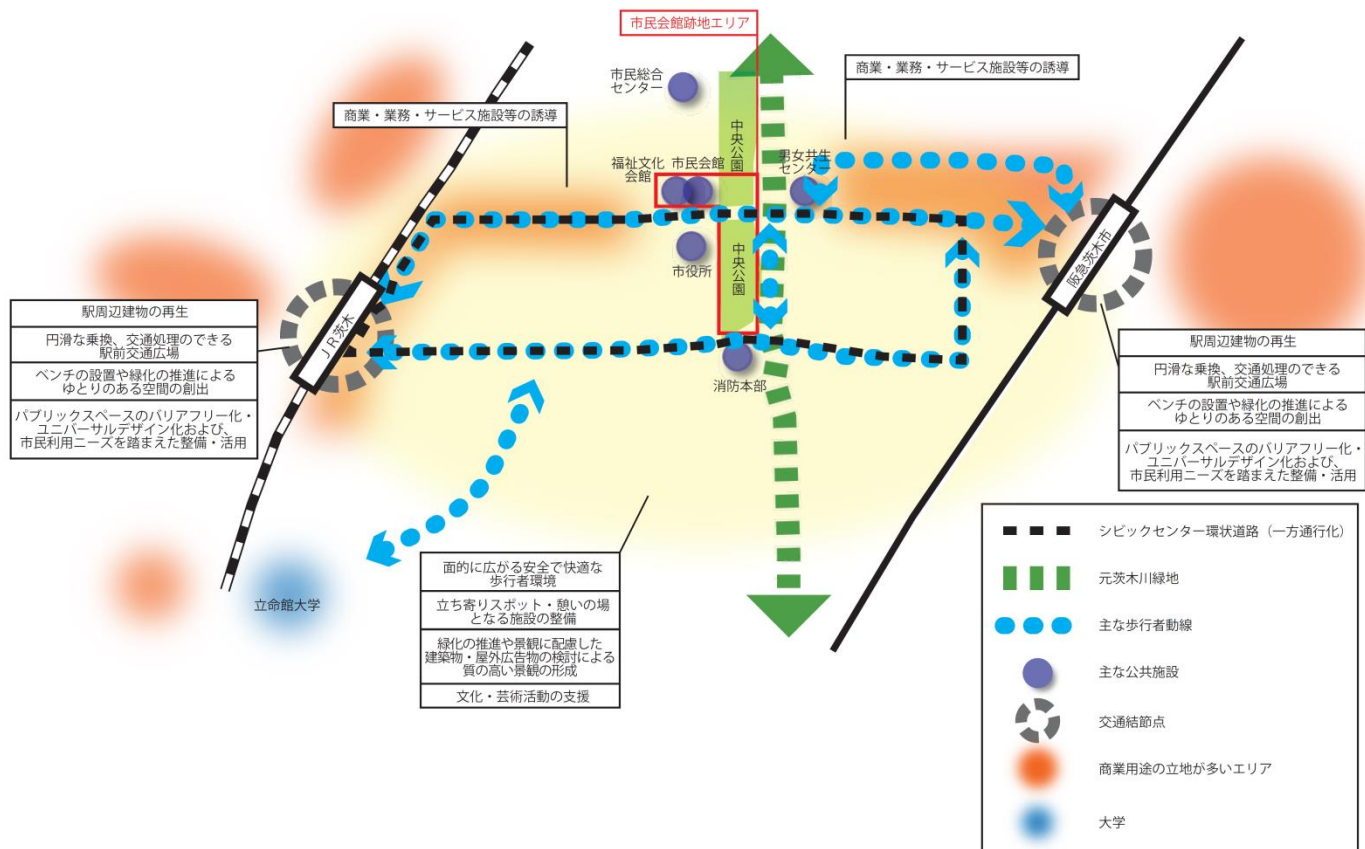
施策展開方針

- 駅周辺の総合的な再生
- 商業・業務・サービス施設等の誘導（マンション低層部などへの誘導、空き店舗等のストック活用など）
- 面的に広がる安全で快適な歩行者環境の整備
- シビックセンター環状道路の一方通行化による賑わいの創出と回遊性の高い道路空間の形成
- 環状道路体系の整備による通過交通の流入抑制
- 立ち寄りスポット・憩いの場となる施設の整備
- 公共空間におけるベンチの設置や緑化の推進によるゆとりのある空間の創出
- 緑化の推進や景観に配慮した建築物・屋外広告物の検討による質の高い景観の形成
- 公共空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- 公共空間の市民利用ニーズを踏まえた整備・活用
- 円滑な乗換、交通処理のできる駅前交通広場の整備（広域に影響・効果を与える市内外の大規模集積施設立地に対応した駅前交通広場の整備など）
- 中心市街地における文化・芸術活動の支援
- 市民会館跡地エリアを中心とした、人の回遊・滞在・交流・活動が生まれる場づくり
- 公共空間の積極的な活用
- 中心市街地の全体像・将来像を描く取組（次なる茨木・グランドデザイン）

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

- 空き店舗・空き家の活用を促進するための改修支援策や所有者と活用希望者のマッチングの仕組みづくり
- 「アーティスト」「デザイナー」と「ものづくり」のコラボレーションによる新たなビジネスの創出（アート活動拠点、シェアアトリエ※、シェアオフィス※の整備など）
- 中心市街地の賑わい形成や企業間連携などを促進
- 多様な主体（NPO、アーティスト、商業者、大学生など）のコラボレーションを促すためのプラットフォーム※の運営を行い、市民による公共空間の活用促進（例：空き店舗を活用したアート展示、公共空間のイルミネーション、地産地消イベントなど）
- 公共空間における緑化のレベルアップ

施策展開イメージ図



茨木市阪急本通商店街付近



シビックセンター環状道路沿道

都市構造の区分 ② 地域拠点・生活拠点

目指す地域イメージ

（地域拠点）

- 徒歩・自転車利用を中心に、自家用車利用も想定した生活圏域において、暮らしを支える購買・サービス機能が一通り備わっている地域
- 送迎バスや自転車、パークアンドライド※、キスアンドライド※などによる交通結節が可能な交通環境の整った鉄道駅周辺地域

（生活拠点）

- 徒歩または自転車利用を想定した生活圏域の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わっている地域
- 地域福祉やまちづくりにおける市民活動の活動範囲の中心となるための交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域

施策展開方針

（地域拠点では）

- 商業・文化・生活支援機能（医療・福祉・子育てなど）が集約されるまちの拠点としての機能強化
- 駅周辺におけるバリアフリー化
- 駅周辺における駐輪場の整備、レンタサイクルの活用促進
- 総持寺周辺（ＪＲ総持寺駅、阪急総持寺駅）における、市東部の拠点としての機能強化
 - ・ＪＲ総持寺駅開業等を契機とした都市機能の充実や周辺道路などの交通ネットワーク強化
 - ・文教や商業等の機能が整備される東芝工場跡地や西河原公園との、人や交通な流れを意識した一体的なまちづくりの推進

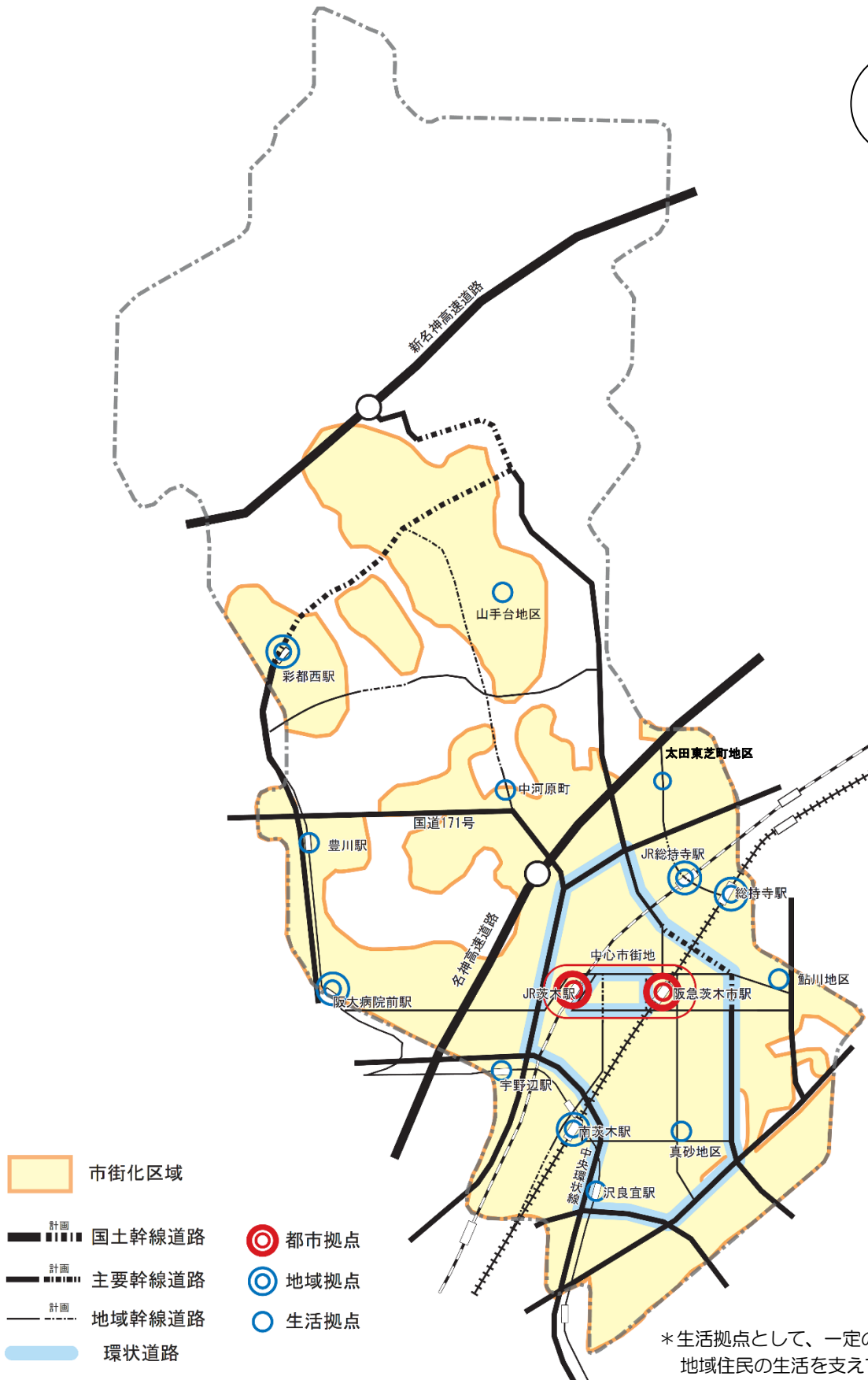
（生活拠点では）

- 購買・サービス機能の立地を維持・誘導
- 地域福祉やまちづくり活動の拠点となる施設・機能の立地誘導

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

- 空き店舗・空き家の活用を促進するための改修支援策や所有者と活用希望者のマッチングの仕組みづくり
- 公共空間における緑化のレベルアップ
- 地域住民の生活に必要な購買・サービス機能を確保するため、住民や地域活動団体によるコミュニティビジネスの促進（例：買い物代行、コミュニティレストランなど）
- 空き家や自宅の一部活用・開放による地域福祉拠点、集いの場などの創出（アドバイザー派遣による推進など）

地域拠点・生活拠点の位置図



*生活拠点として、一定の商業施設が立地、集積し、地域住民の生活を支えている箇所を設定しています。また、地域拠点として、生活拠点の機能を兼ねつつ、交通結節機能が確保された箇所を設定しています。

都市構造の区分 ③ 北部地域

目指す地域イメージ

- 豊かな自然と農山村の生活文化の営みと歴史により形成される里地・里山の環境・景観
- 自然・歴史・田園環境やスポーツ施設を活かした市民の癒しとくつろぎの空間
- 今ある環境を守り、活かし、安威川ダム周辺を山とまちをつなぐハブ拠点としながら、市外からの来訪者も含めて、より一層、多くの人に楽しんでもらえるような、「農」・「林」・「食」・「歴史」・「スポーツ」などの魅力を高めた施設・空間が整備された交流拠点
- 地域住民の暮らしと交流・観光を支える生活環境・交通環境

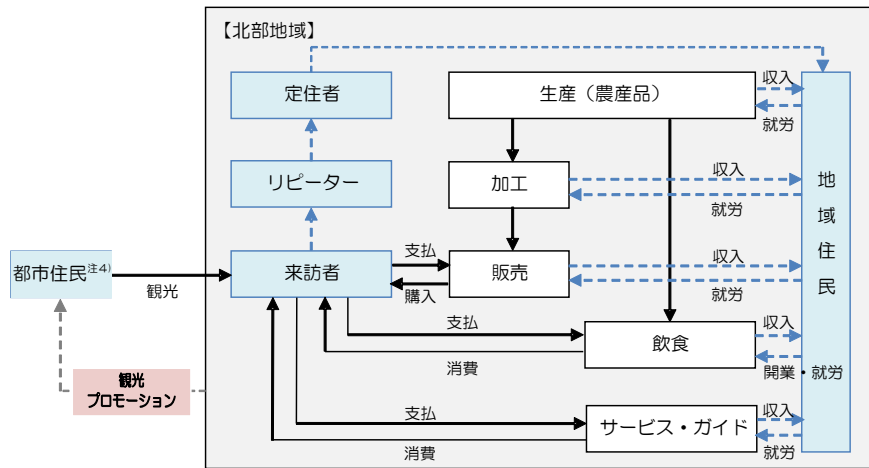
施策展開方針

- 都市農村交流のための施設・空間の整備（安威川ダム周辺における北部地域活性化の「ハブ拠点」形成、キリシタン遺物史料館や里山センターといった各交流拠点の活用など）
- 地域住民との協働による利用しやすい公共交通の検討
- 地域住民の生活と、交流・観光による来訪者の移動を支える交通環境を整備するために必要な道路整備（都市計画道路大岩線など）
- 新名神高速道路や安威川ダム等広域的な役割を担う都市基盤施設の整備推進
- 茨木千提寺インターチェンジの建設により生まれる国土幹線への結節点を活かした、より広域からの来訪者を意識した観光拠点の充実
- 地域の骨格となる府道・市道において、狭小区間の拡幅などによる安全で円滑な交通の確保
- 持続可能な地域づくりの支援（地域住民によるまちづくり計画の作成、まちおこし活動への支援など）
- 農業基盤の整備による農業の振興及び農地保全の促進
- 里地、里山の保全活動の促進（里山ボランティア等）
- 生活排水未処理地区における公共下水道・合併処理浄化槽の整備

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

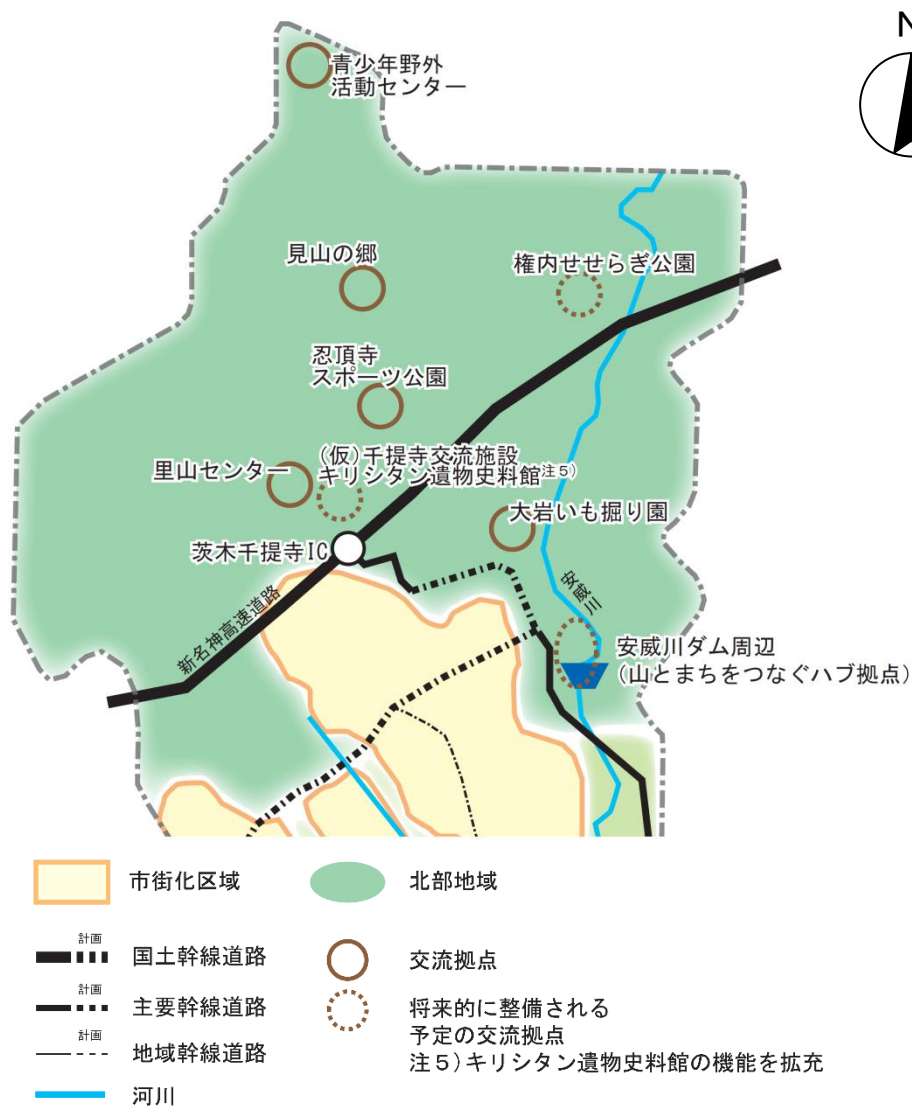
- 山林、農地、里・村の豊かな緑や特徴的な景観を保全・活用するための、土地利用や建築物・景観づくりのガイドラインの作成
- 本市北部地域の「食」と「農」の魅力アップに向けた、特産品開発や農村レストランなどの農業の6次産業化※や、各施設の運営などを、新たな民間や地域住民により推進するための体制の構築
- 地域産業や資源を活かした若者等の移住促進策の検討（図1参照）
- 遊休農地を活用した市民農園や体験農園の開設促進
- 集落営農の組織化や市民、企業等の担い手の確保
- 市民等の農業に対する理解と関心を深めるとともに、地元農家との交流を進めるために、体験農業や農業学習の推進

図1 来訪者と住民の関わりイメージ



注4）ここでは、市北部地域以外に住む市民等を指します

図2 交流拠点となる観光資源の現状と将来イメージ



都市構造の区分 ④ 産業集積地域

目指す地域イメージ

- 工業生産基盤である工場等の立地が維持されるとともに、敷地の緑化等が施されるなど、周辺市街地との調和がされている地域
- 工場の流出・閉鎖が発生した場合でも、住宅系の土地利用へ転換されず、産業系の土地利用が維持される地域
- 工場跡地に産業系以外の用途の土地利用が行われる場合には、産業系土地利用との調和を重視すると共に、既成市街地における貴重なまとまった敷地であることを考慮して、本市の発展に寄与する複合機能が導入された開発や、エネルギー問題だけでなく、健康増進やコミュニティ形成などに、最先端の ICT 技術などを駆使したスマートコミュニティを実現する先導的な手法を取り入れた市街地整備の促進
- 新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景として、幹線道路沿道では周辺環境に配慮した新たな産業系の企業立地の計画的な促進
- 「彩都ライフサイエンスパーク」は、バイオ・医薬・食品等のライフサイエンス分野の研究・技術開発機能を持つ施設やインキュベーション施設に入居するベンチャー企業などの集積する地域の維持

施策展開方針

- 工業生産機能を維持する土地利用の誘導（工業地域における住宅建設の制限）
- 準工業地域のエリアで住宅地開発をする際、周辺との調和を誘導するためのルール作り
- 市街化調整区域の幹線道路沿道に産業系施設等の立地を誘導する場合の、計画的な開発と周辺環境への配慮などに向けた必要なルールづくり
- 工場の移転にかかる情報把握の仕組みづくりの推進
- 彩都におけるライフサイエンスパークの形成、研究機関の連携促進
- 彩都中部及び彩都東部先行地区の事業推進その他の彩都東部地区の事業着手に向けて必要な手続きの推進

[施策展開方針を踏まえた土地利用の検討エリア]

<立地ポテンシャルを活かした土地利用の検討エリア>

◇彩都東部地区 他

<その他の検討エリア>

◇彩都あさぎ六丁目地区（山麓線沿道）

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

- 工場を操業する企業等が連携して活動を推進する組織を立ち上げ、地域の防災活動やまちづくり活動に積極的な参加を促進（災害時の資機材提供などに関する協定など）
- 工場立地に対する地域住民等の理解を深めるため、工場の設備・生産ライン等の見学ツアーを実施（学校教育・観光振興との連携）
- 彩都ライフサイエンスパークに立地する研究機関等が事業拡大や生産機能を付加する場合、市内の産業集積地域への進出を誘導



都市構造の区分 ⑤ 一団の住宅地

目指す地域イメージ

- 緑豊かで成熟した住環境と住宅地景観が維持された住宅地
- 近隣センター等において、生活を支える購買・サービス機能が維持されると共に、住宅地内に小規模な店舗やサービスが混在する住宅地
- 空き家の流通促進による若年層の流入が進むなど中古住宅市場が活性化している住宅地
- 居住者の子ども世帯がUターンにより、親世帯と同居・近居することができる住宅地
- 住宅・住宅地のバリアフリー化やケア付住宅の供給がされる住宅地
- 住民自身が管理や住民サービスの提供に主体的に関わり、住宅地としての価値を高める住宅地
- 低炭素住宅地を目指しエネルギーマネジメントや再生可能エネルギーの導入などに取り組む住宅地
- 老朽化や耐震性能の不足を解消するために、住宅の更新や耐震改修が推進される住宅地
- 事業者等多様な主体との協働により住宅地全体のマネジメントの仕組みを導入している住宅地
- 郊外部では、暮らしやすさの低下を防ぐために、地域住民が主体的に取り組を進めている住宅地

施策展開方針

- 空き家の活用による多様な住まい方のできる住宅の供給促進
- 住宅のバリアフリー化・耐震化の促進
- マンション等の適正な管理や建替の円滑化
- 住宅地におけるみどり豊かで質の高い景観の維持・向上
- 高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給促進
- 地域住民主体の地域まちづくり計画・まちづくりルールの作成支援
- 公園や集会所等の公共空間を、住民組織により運営・利用
- 再生可能エネルギーの積極的な導入
- 低炭素建築物の普及・啓発
- 地域自治組織（地域協議会）の結成促進や活動円滑化支援、地域が主体的に行う地域課題解決に向けた取組への支援
- 郊外部では、空き家・空き地の利活用や移動の支援など地域課題の解決に向けた取組の支援

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

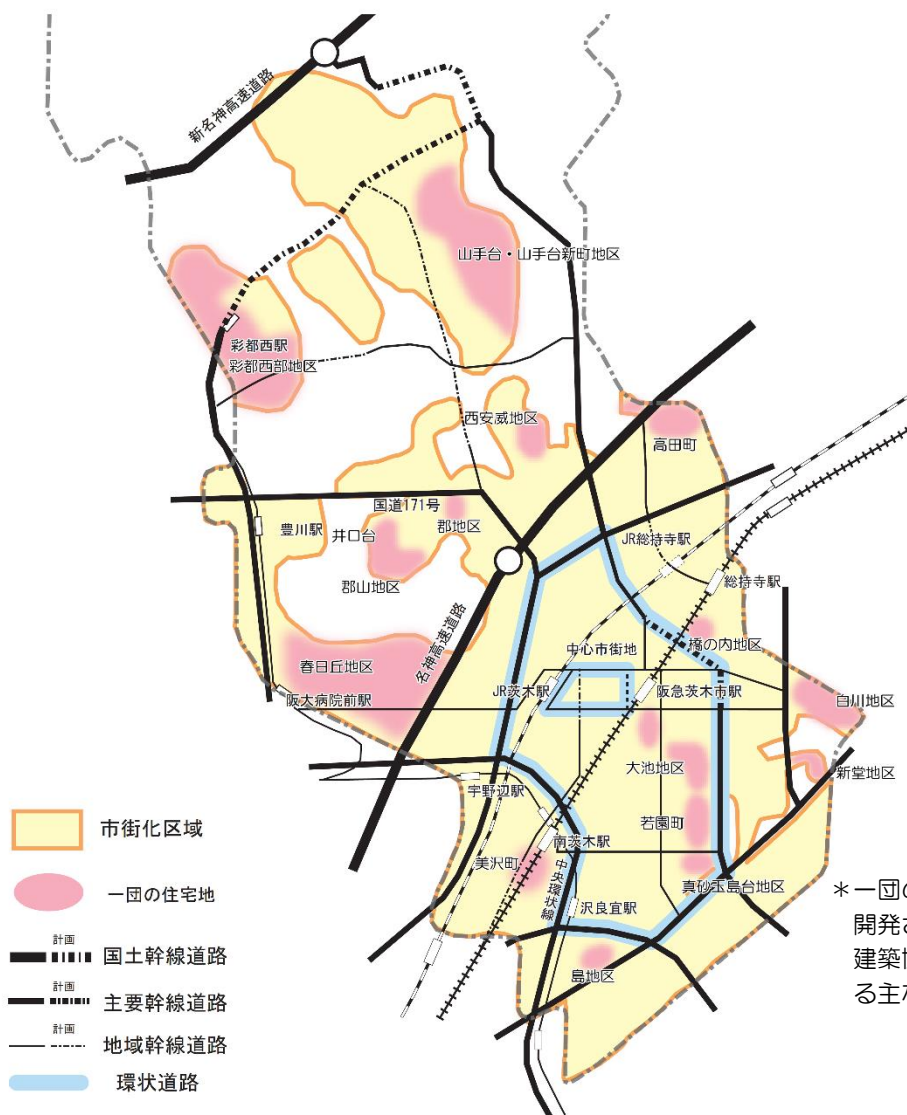
- 地域の事業者やコミュニティの連携による、空き家・空き地情報の把握、住み替え相談の実施など、空き家活用を含む住宅ストックの流通促進に向けた取り組みの推進
- 空き家を含む住宅ストックの流通促進に向けた、住み替え支援機構のマイホーム借り上げ制度の活用促進
- 地域住民の生活に必要な購買・サービス機能を確保するため、住民や地域活動団体によるコミュニティビジネスの促進（例：買い物代行、コミュニティレストランなど）
- 空き家や自宅の一部活用・開放による地域福祉拠点、集いの場などの創出（アドバイザー派遣による推進など）
- 住民主体のまちづくり構想の作成と主体的なまちづくり活動の促進
- 再生可能エネルギーの活用による短距離交通ツール（電動アシスト付き自転車など）のシェアリングシステムの導入

* 住宅等の老朽化による維持管理や空き家発生などは全ての住宅地における課題ですが、特に一時期に集中して開発された大規模住宅地においては、これらの課題や居住者の高齢化などが一時期に集中して生じることが懸念されます。特に、市街化調整区域隣接地などの「郊外部の一団の住宅地」ではその傾向が顕著です。また、現在新たに開発されている大規模住宅地においては低炭素社会への取組や住宅地としての価値を高める活動などが求められます。そのため、「一団の住宅地」として地域イメージをもって重点的に施策展開方針に取り組むこととします。

更新時期を迎えつつある住宅団地における都市づくりの推進イメージ



一団の住宅地の位置図



*一団の住宅地として一時期に集中して開発された大規模住宅地や地区計画・建築協定・景観協定等が定められている主な地域を着色しています。

都市構造の区分 ⑥ 市街地に隣接したみどり

目指す地域イメージ

- 市民が身近なところで自然・みどりに「触れ」「眺める」ことができる田園空間や丘陵地等が保全される環境
- 市内における農産物の地産地消を実現できる近郊農業の場として農地が保全される環境
- 農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを通じて、農業を身近に感じることのできる環境

施策展開方針

（市街化区域では）

- 元茨木川緑地の「市の誇れる財産」としての魅力向上（元茨木川緑地リ・デザイン）
- 生産緑地の活用などによる都市内農地の保全誘導
- 地域や街角の緑化活動や民有地の緑化促進

（市街化調整区域では）

- 市街地に隣接した豊かなみどりの保全・活用
- 市街地近郊の里地里山の保全活用（山林、農地、里・村の豊かな緑や特徴的な景観の保全）

（市民・民間との協働により展開が望まれる施策例）

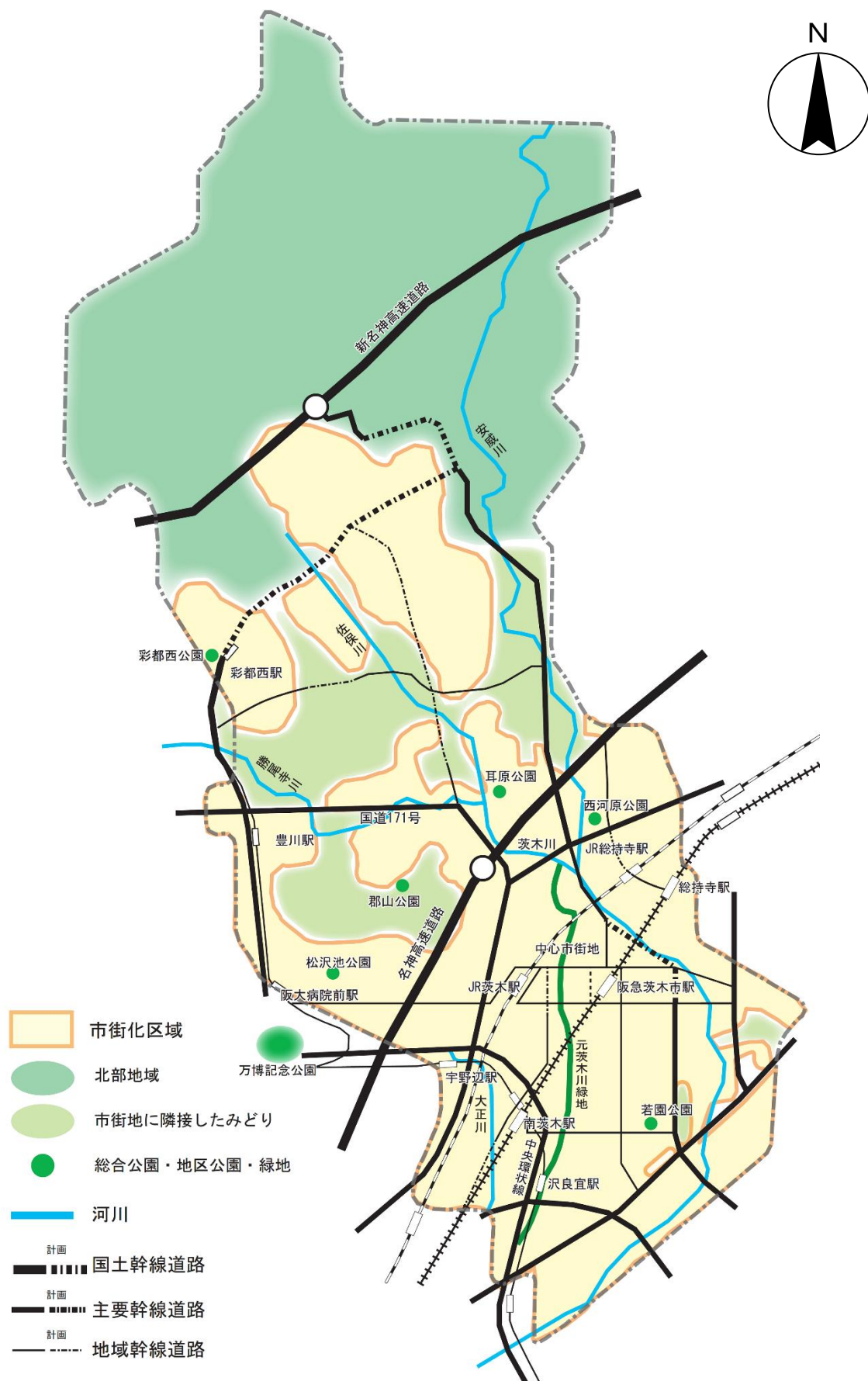
- 遊休農地を活用した市民農園や体験農園の開設促進
- 集落営農の組織化や市民、企業等の新たな担い手の確保
- 市民等の農業に対する理解と関心を深めるとともに、地元農家との交流を進めるために、体験農業や農業学習の推進



市街地に隣接した田園と丘陵地（国道 171 号沿道）

*「市街地に隣接したみどり」は、市域を流れる河川、山麓部の農地、元茨木川緑地や西河原公園・若園公園等の総合公園・地区公園・緑地のような市街地内及び市街地に隣接した緑や水辺など、水と緑のネットワークを構成する地域を指します。

市街地に隣接したみどりの位置図



本市の見所

本市には様々な見所があちらこちらにあります。

この場で一部ご紹介しますが、詳しくは茨木市観光協会等で配布しているマップ等をご覧ください。一度散策に出かけてみてはいかがでしょうか。



若園公園「バラ園」

市の花であるバラが122品種、約2,500株植えられています。



神峯山大門寺

真言宗仁和寺の末寺で、本尊は平安時代策の聖如意輪観世音菩薩座像で国の重要文化財の指定を受けています。ただし見ることは出来ません。



見山の郷

見山地区で採れた農産物や加工品の販売、またその加工工程を見ることができる施設です。



史跡郡山宿本陣

江戸時代西国街道の宿駅として参勤交代時に中国・四国・九州地方の西国大名が、また、身分の高い武士や公家・幕府役人などが宿泊・休憩に利用した所です。



茨木市立キリシタン遺物史料館

「マリア十五玄義図」やキリスト磔刑像などのキリシタン遺物が展示されています。



総持寺

高野山真言宗のお寺で十一面千手観世音菩薩像が本尊です。西国22番札所で、毎年4月18日に「山蔭流包丁式」が行われます。

第3章 都市づくりとまちづくりの進め方

第3章「都市づくりとまちづくりの進め方」では、この都市計画マスタープランに基づいて市が都市づくりやまちづくりを進めるとともに、市民・民間による主体的なまちづくりを支え、連携・協働を推進するための仕組みについてまとめています。

1 都市づくりとまちづくり施策の推進

(1) 施策推進の姿勢

近年の社会の変化や技術の革新は急速であるとともに、人口減少社会をはじめて経験する時代において、将来を確実に見通すことは難しいため、常に変化に目を向け、その変化と都市のあり方を考察、検討し、用途地域や都市施設整備の計画などについて、必要な見直しを行うことがますます重要になってきています。そのため、土地利用に関する都市計画の適時適切な見直しを進めるとともに、道路等の都市計画施設などハードの都市計画についても、必要な都市計画施設の整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画決定された都市計画施設や市街地開発事業の見直しを検討します。

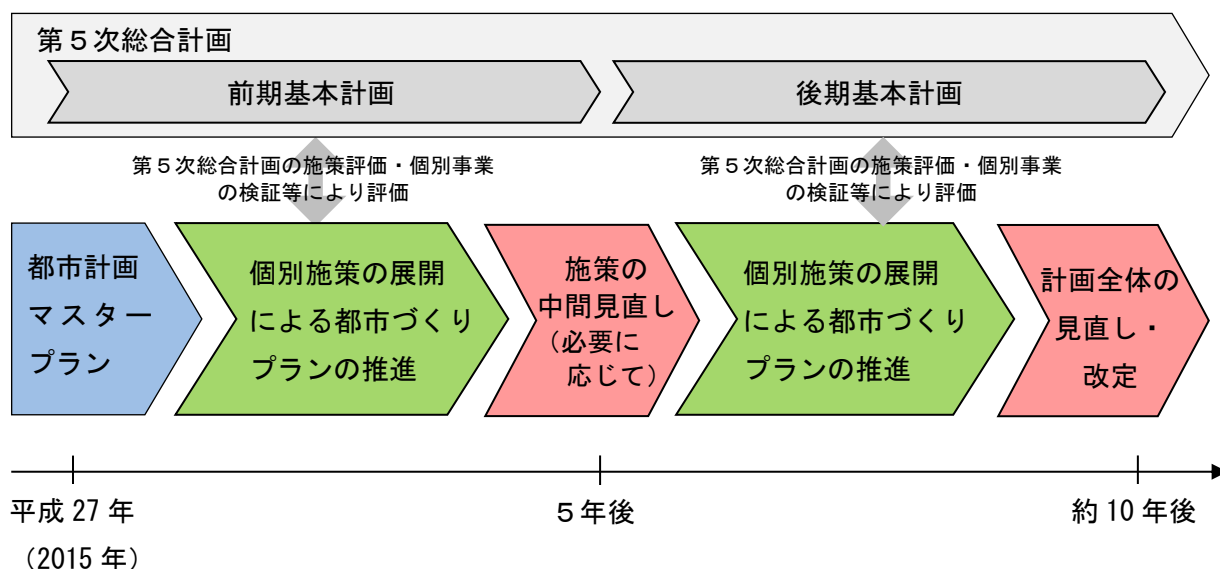
また、都市計画やまちづくりに関する事業は、事業期間が長期にわたるものや、民間の活動を誘導することで徐々にまちの変化を促すものが多くあるため、短期間での定量的な成果測定は難しい面があります。

そのため、具体的な個別事業の推進においては、第5次総合計画と連携した施策評価により進捗管理や見直しを行うとともに、都市計画マスタープランにおける将来像の実現につながる取り組みとなっているかどうかを意識する必要があります。例えば、景観誘導にあたって将来の目指すべき姿を明確化したり、中心市街地の一方通行化が活性化にどのように寄与するかなど、定性的な評価をしながら計画を推進することが重要だと考えます。

(2) 進捗管理の仕組み

本市が目指すまちの姿「『人持ち』でつながる『人カタウン』茨木」を実現するため、必要な施策である「都市づくりプラン」について、第5次総合計画と連動した施策評価を行うとともに、総合交通戦略や緑の基本計画、景観計画など、都市計画マスタープランに基づく計画の推進状況や見直し状況も確認して、計画の進捗管理を行います。

また、第5次総合計画が5年後に後期基本計画へ移行するのにあわせ、都市計画マスタープランについてもその間の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて施策の中間見直しを行います。概ね10年後には市民や学識経験者、関係機関の意見等を踏まえて評価を行い、計画全体を見直すこととします。



2 都市づくりやまちづくりの主体となる市民・民間との連携・協働

まちづくりに対する市民ニーズが多様化、高度化してきている一方で、将来の行財政需要を考えると、都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民が、自らが住み活動する地域において、まちの維持管理や活性化に主体的に取り組むことが必要です。また、民間との連携・協力により新たに生まれつつあるまちづくりの様々な動きを的確に捉え、まちづくりに関わる多様な主体の能力や役割を活かしていくことにより、本市の魅力を一層高めていくことが必要です。

そこで、都市づくり・まちづくりの主体となる市民や民間との連携・協働を今後も推進するとともに、必要な仕組みづくりに取り組みます。

(1) 市民との連携・協働

〇まちづくりについて考えるための情報の提供

市では、インターネット等を通じて、市民の皆さんが分かりやすく使いやすい都市計画情報の提供に努めます。また、自主的なまちづくり活動の芽を育てるため、まちづくりや暮らしに役立つ分野について誰もが学べる機会を、今後も提供していきます。

地図情報サイトいばなびマップ：

市内の「施設情報」、「洪水・内水ハザードマップ」、「地震ハザードマップ」、「都市計画情報」の4種類の地図情報の閲覧や印刷ができるサイトです。

住所や施設名などから、調べたい場所の主な都市計画や都市計画施設の位置等、各種地図情報を検索することができます。

市ホームページのホーム画面からもアクセスできます。

サイト：<https://www2.wagmap.jp/ibanavi/Portal>



出前講座：

市職員が地域や団体、学校などへ出向き、市民の皆さんが聞きたい・知りたい内容をお話しています。

都市計画の基礎や制度、まちづくり、住まいの耐震化など、さまざまなメニューの講座を各課で用意しています。市内に在住・在勤・在学している10人以上で構成された団体等であれば申し込みでき、小・中学生向けの講座もあります。

問合せ：各担当課（内容についてはホームページ等に掲載）



まちづくり役立ち帳：

まちづくりの活動を始めたいと思ったとき、「まずはどこに相談すればいいのか」「どのような支援制度があるのか」など、まちづくりについて話合っていくためのマニュアルやデータが必要です。

市が作成した「まちづくり役立ち帳」はそのための情報提供の一つであり、まちづくりの事例紹介やヒント、市で実施している支援メニューなどを紹介しています。

内容については適時適切に更新を行います。

問合せ：都市政策課



○市民が参加する多様な機会の提供

まちづくりの活動の輪を広げるには、多くの市民がまちづくりへの関心を持つとともに、活動している市民や団体同士が連携し、新たな取り組みを展開していく必要があります。

そのため、市では、まちづくりに関する意見交換を通じて人と人のつながりが増え、共感が生まれる「交流の場」を提供しています。



まちづくりラボ：

まちづくりへの関心を高め、また、まちづくりの仲間を見つけるために、参加者自らが地域の身近な課題や事例を素材に、具体的な問題解決に向けてチーム学習を行う「参加者主体型」の市民講座です。専門家を招き、ワークショップ等を通じてまちづくりについて学ぶ「まちづくり塾」や「まちづくり寺子屋」の取組を再編し、平成 26(2014)年度から「まちづくりラボ」として、様々なテーマで連続講座を実施していきます。

問合先：都市政策課



○住民による自主的なまちのルールづくりの支援

例えば、まちなみや居住環境を維持するために建築物の高さを定めたり、建築物の用途を制限するなど、都市計画法による用途地域のルールに加えて、さらに地区の状況に応じた細やかなまちづくりのルールを定める仕組みとして、地区計画や建築協定があります。また、景観協定など、自分たちの住む地区の良好な景観づくりのためのルールを作る仕組みもあります。

これらの仕組みを活用し、地区住民の方々が自主的に地区のまちづくりの目標や将来像を話し合い、建築物の建て方などに関する具体的なルールづくりに取り組むことは、地区のまちづくりを進めていくために、大変有効であると考えます。

市では、このようなルール作りの取組に対し、継続的な協議の場の組織化や勉強会等の開催、まちづくりの専門家の派遣などにより、地区住民の合意形成などについて支援しています。

まちづくりアドバイザー派遣制度：

市では、市民主体のまちづくりを進めるため、みなさんのお住まいの地域に、都市計画やまちづくりの専門家などを派遣する制度を設け、初動期のまちづくり活動を支援しています。

問合先：都市政策課



地区計画区域のまちなみ(山手台新町)

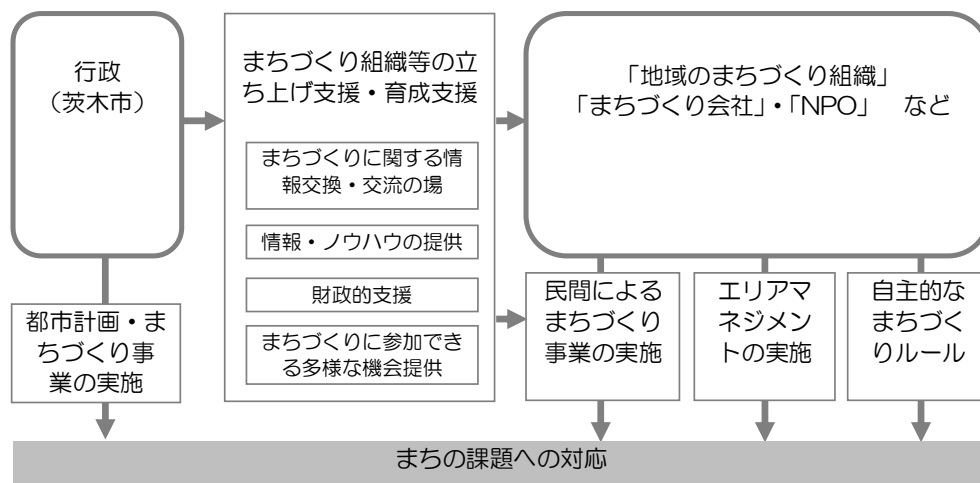


地区計画区域のまちなみ(彩都あさぎ大通り)

○まちづくりに主体的に取り組む組織の育成・支援

まちづくり分野において公共的な役割を担う主体として、まちの課題に対応する事業やエリアマネジメントに取り組む、「地域のまちづくり組織」や「まちづくり会社」や「NPO」を育成するために、情報やノウハウの提供、交流の場づくりの相談、財政的な支援などの仕組みを検討します。

また、財政的支援の仕組みとして、市民参加型の基金などの仕組みについて検討します。



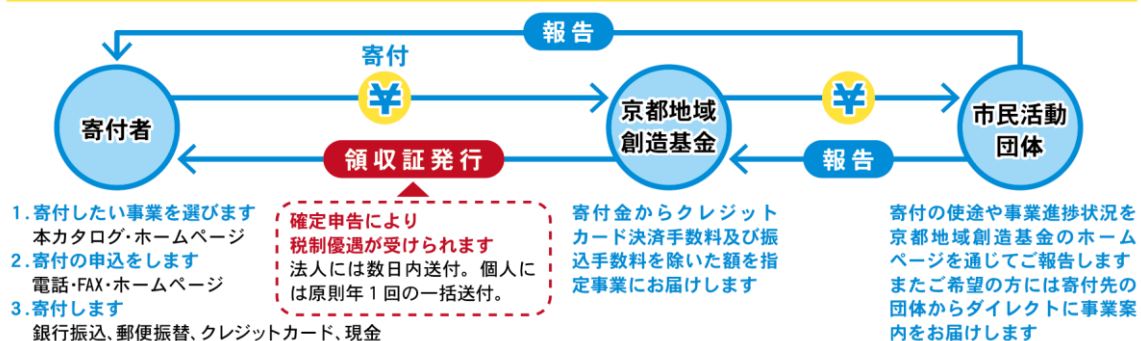
コラム

市民活動を応援する基金の事例（京都地域創造基金）

京都地域創造基金は日本初の市民コミュニティ財団として、地域社会に根ざし、まだ支援が行き届いていない地域課題に光をあて、地域社会からの寄付による助成を通して解決にむけて取り組み、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献しています。

市民による公益活動を応援するために、新たな資金循環をうみだし持続可能な地域づくりに貢献しています。寄付を社会参加の一つの権利としてとらえ、多様な寄付の手段を確立し、資金を必要とする団体と寄付者の皆様をつなげています。また、新たな社会の課題については、他機関・団体等と連携し、解決へ向けた活動を創造していく仕組みも運用しています。

寄付プログラムの仕組み



出典：京都地域創造基金ホームページ

（２）民間との連携・協働

○民間との連携による公共事業の推進

民間の資金やノウハウを活かして公共事業を推進する手法として、全国で PFI(Private Finance Initiative) 事業が導入されています。PFI とは、民間資金を活用して公共事業を行う手法のことで、公共施設等の建設や維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うことにより、行政の事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供、民間への新たな事業機会を生むことによる経済活性化などの効果が期待される手法です。

今後は、公共事業や公的資産の活用においても民間の創意工夫を生かした最適なサービスの提供が実現されるよう、民間提案を取り入れた事業を推進する考え方が求められています。

特に、道路などのインフラの整備や再生、運営などに PFI 事業を適用するなどの動きが生まれています。

本市においても、事業特性を考慮しつつ、民間と連携して進めることが適切な事業については、PFI 事業の導入を検討します。

○民間が主体的に行うまちづくり事業の推進

まちづくりの分野においても、近年、市民や企業・NPO などの民間主体による取組が活発化しており、まちづくりの担い手としての役割が拡大しつつあります。

平成 23(2011)年 4 月に都市再生特別措置法※が改正され、市民や民間主体が創意工夫により、まちの賑わいや利便性の向上などに向けたまちづくりを行うことを目的として、広場、歩道、歩道に設置するベンチなどの設置・管理を円滑に進めるための制度や、道路空間を活用した賑わいのあるまちづくりを実現しやすくする制度等が新しくできました。

また、大阪市では平成 25(2013)年に全国初となる、地権者から徴収した分担金を地域の活性化に充てる BID 制度の導入が決定するなど、市民・民間による地域の特性に応じたまちの賑わいや都市の魅力向上を支援する制度の構築が進められています。

本市でも、立命館大学大阪いばらきキャンパス、JR 総持寺駅及び周辺の整備では、民間との協力によるまちづくりを進めています。

本市では、これまで培ってきた経験や各地で進んでいる先進的な取組を参考に、民間による公共空間の整備・活用や施設整備・管理運営など、民間の能力を活かしたまちづくりを促進するために、既存制度の活用を進めると共に、新たな制度の構築などを検討します。

コラム

改正都市再生特別措置法による官民連携まちづくり制度強化

国においては、民間主体によるまちづくりを促進するため都市再生基本方針を全面的に改訂するとともに、平成 23(2011)年 4月に都市再生特別措置法を改正しました。

この法改正により、従来行政が主体となってきたまちづくりにおいて、民間が主体となったまちづくりを推進するため、市町村と連携してまちづくりに取り組む民間団体を支援する制度（都市再生整備推進法人制度）や、道路空間を活用して賑わいのあるまちづくりを実現する制度（民間による道路占用の柔軟化）等が強化されました。

この法改正で創設された民間による道路占用の特例措置制度では、オープンカフェ、路上広告物等、収入のある施設の歩道への設置が柔軟化され、その収益をまちづくり団体による歩道管理等に充てることが可能となりました。

なお、この制度創設にあたって、アメリカの BID 制度も参考としています。



御堂筋の様子



周南市における社会実験の様子

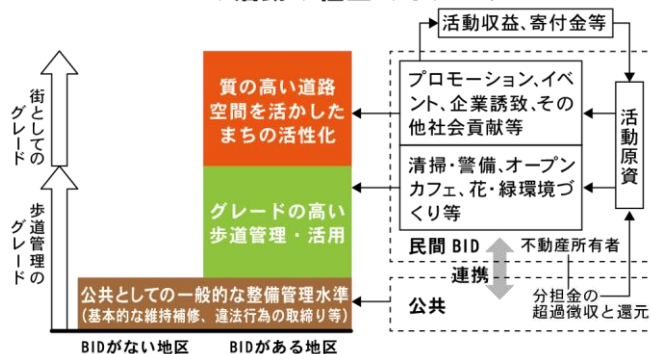
コラム

BID とは ※BID：Business Improvement District（都心環境改善地区）

BID（Business Improvement District:都心環境改善地区）は、都心の公共空間等の環境改善等に、立地する企業等が主体となって取り組むための法定の制度です。1980 年代にアメリカで創設され、アメリカやカナダでは 1,000 地区以上に設置されているほか、2000 年代に入ってイギリスやドイツなどでも制度導入が進められ、国際的に広がりを見せています。

基本的な仕組みは、地区の不動産所有者等がまちづくり団体の結成と不動産評価額を基準とする分担金の徴収に合意します。まちづくり団体は分担金の還付を活動財源の基本として、道路（主に歩道）や公園等の公共空間の管理・活用（美化やグレードアップ、防犯、賑わいづくりなど）や地区プロモーションなどのまちづくり活動を持続的に行います。

BID の活動の組立てイメージ



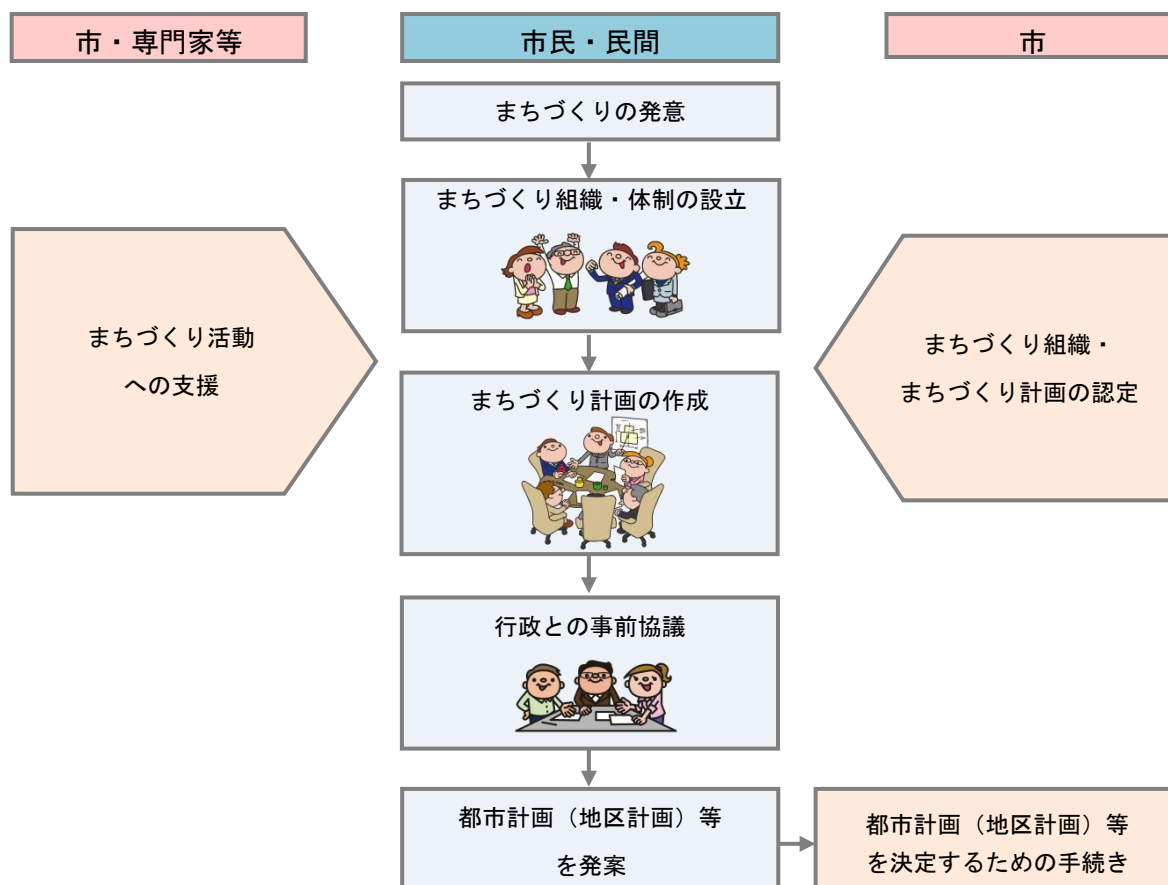
出典：大阪版 BID 制度検討会資料を一部修正して引用

（３）市民・民間との連携・協働の推進に向けて

市民・民間との連携・協働によるまちづくりを推進するために、市民や民間が行う都市計画の提案やまちづくり事業などについて、行政の判断や第三者機関による審議、地域住民等の関係者による合意形成などを円滑に行うとともに、公共性を確認するための仕組みの導入を検討します。

具体的には、都市計画の提案制度や地区計画の申し出制度の利用を促進するための手続等の内容、まちづくり組織の設立や認定に係る内容、各地区・各主体により定めるまちづくり計画の取り扱いなどを含めたまちづくりを進めるための条例の検討を行います。

まちづくりを進めるための条例に盛り込む手続き等のイメージ



コラム

まちづくりに関する計画の住民等の発案制度について

近年、都市計画の決定等を住民や民間が発案することができる制度が、都市計画法をはじめとして法で明記されるようになっていきます。地区計画申出制度（平成 13（2001）年 5月施行）は、地区計画の決定などを住民等が市町村に申し出ることができるもので、その内容は条例で定めることとされています。

都市計画提案制度（平成 15（2003）年 1月施行）は、地区計画を含む全ての都市計画の決定等を土地所有者などが、一定の条件を満たした上で、都市計画決定権者に提案することができる制度です。

この前に、都市再生特別措置法により、対象区域や提案できる主体を明らかにした上で都市計画の提案ができる制度（平成 14（2002）年 6月施行）が設けられています。

その後、景観法においても、景観計画の決定等の提案制度（平成 17（2005）年 4月施行）が設けられています。

また、防災の分野では、災害対策基本法が改正され、地区防災計画を市町村の地域防災計画に定めることを提案できる規定（平成 26（2014）年 4月施行）が設けられています。

コラム

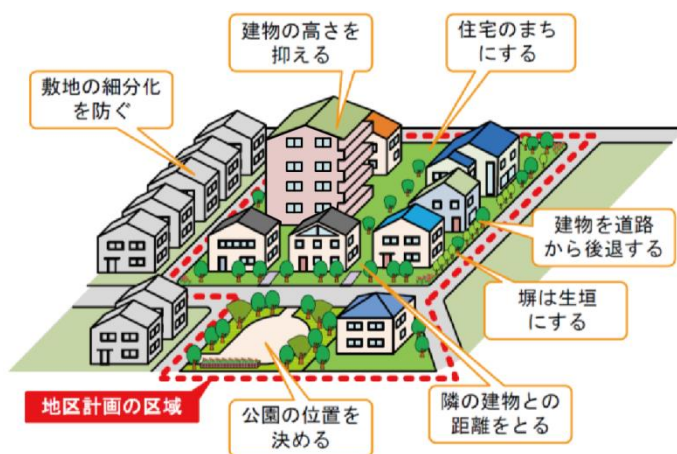
地区計画とは？

地区計画は、生活に密着した身近な計画です。

街区などの一定のエリアや共通した特徴を持つ地区ごとに、土地や建築物の所有者や住民が主役となって話し合い、考えを出し合いながら、地区の実情に合った計画をつくっていきます。

地区計画では、どのようなまちにしていきたいかを、地区の将来像「地区計画の方針」として定めます。また、道路・公園などの施設の位置、規模、建築物の用途や形態などに関するルールを「地区整備計画」として定め、まちづくりを進めます。

地区計画は、都市計画として定め、条例を定めることで守られます。



戸建住宅地での地区計画のイメージ

名著紹介 ～都市 この小さな惑星の～

近年、サステナブル（持続可能）な都市を目指し、今後の都市のあり方を模索する地域が多く見られますが、サステナブルな都市とはどのようなものなのでしょうか。

イギリスの建築家であるリチャード・ロジャース（1933～）は、1998年に発表した「Cities For A Small Planet（「都市 この小さな惑星の」（野城智也,手塚貴晴,和田淳訳,鹿島出版会,2002年）」の中で、サステナブルな都市にみられる7つの側面を以下のようにあげています。

- ① 公 正 な 都 市：正義・食べ物・いえ・教育・健康・希望を公正に分ちあい、誰もが行政に参加することが出来る場所
- ② 美 し き 都 市：芸術・建築・景観が想像力をかきたて魂を揺り動かす場所
- ③ 創 造 的 な 都 市：寛容で前向きな試みが、人のもつすべての力をひきだし、急速な変化にも柔軟な場所
- ④ エ コ ロ ジ カ ル な 都 市：エコロジカルな影響を最小にする。景観と建造物の調和がとれ、建物とインフラが安全で十分に有効活用される場所
- ⑤ ふ れ あ い の 都 市：公共の場所がコミュニティと人の流れを活性化し、電子的にも、直接的にも情報を交換できる場所
- ⑥ コンパクトで多核的な都市：いたずらに田園に広がらず、隣近所にまとまりのよいコミュニティがあり、近場でことがたりる場所
- ⑦ 多 様 な 都 市：様々な活動の重なりあいが活気とインスピレーションを生み、社会生活をいきいきとさせる場所

用語説明（五十音順）

行	用 語	解 説
あ行	ICT（ICT 技術）	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を表す言葉。これまで IT（Information Technology）が同義で使われてきたが、国際的には IT に「Communication（コミュニケーション）」を加えた ICT が定着している。
	IoT	「Internet of Things（モノのインターネット）」の略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表す言葉。
	アドプト制度（アドプトプログラム）	“アドプト”は「adopt」のことで「養子にする」という意味をもつ。アドプト制度とは、自治体と連携する市民団体などが「里親」になり、担当地域の道路や公園などの公共施設を養子と見なし、わが子のように大事にして清掃することを制度化した「町の美化運動」。
	一時避難地	地震や火災が発生した時に、住民が一時的に避難できる面積 1 ha 以上の場所として「茨木市地域防災計画」に位置づけられる公園をいう。
	EV	電気モーターを動力源とする電動輸送機器（Electric Vehicle）の略称。
	イノベーション	これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。「技術革新」などと訳される。
	インキュベーション施設	創業間もないベンチャー企業や、新分野進出、新商品・新技術開発等に取り組む中小企業に対し、施設・機器・資金などの援助を行い、その成長を促進する施設のこと。
	インフラ（インフラストラクチャー）	国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設などがそれに含まれる。
	NPO	「Non-Profit Organization（民間非営利組織）」の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体。
	AI	「Artificial Intelligence（人工知能）」の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。

あ行	エリアマネジメント	一定の地域（エリア）における良好な居住環境等の形成や価値を維持・向上させるための地域住民・事業主・地権者等による地域の形成を含めた様々な主体的な取組のこと。
	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	大阪府及び Osaka あんしん住まい推進協議会等と連携し、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅を斡旋する不動産店等に関する情報提供を行い、高齢者等の民間賃貸住宅への入居をサポートする制度。
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、対流圏オゾン、メタンなどが該当する。
か行	開発指導要綱	都市施設等の整備水準の低い劣悪な環境の市街地となるのを防ぎ、計画的なまちづくりと良好な居住環境の創出を進めるため、都市計画法や建築基準法で対応できない面について行政指導を行う要綱。
	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画。
	関西イノベーション国際戦略総合特区	総合特区とは政府の新成長戦略に基づき、先進的取組を行う区域として定められた区域を指す。国の経済成長を牽引する産業・機能の拠点集積を目指す「国際戦略総合特区」と、地域資源を最大限に活用した地域活性化の取組により地域力の向上を目指す「地域活性化総合特区」の2パターンがあり、規制や制度の特例、税制上の支援措置などのメリットがある。 関西イノベーション国際戦略総合特区は、大阪・関西の強みであるライフサイエンス分野（医薬品、医療機器、先端医療技術、先制医療）や新エネルギー分野（バッテリー、スマートコミュニティ）に集中投資し、研究開発から事業化、海外展開まで一貫した取組みで世界に向けて新しいイノベーション（製品・サービス）を生み出すエリアをいう。
	キスアンドライド	自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自動車等で送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。
	既成市街地	一般には、都市において既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域のこと。
	既存ストック	これまでに整備されてきた市街地やその中の建築物、土地、道路、公園などの都市施設全般のこと。
	協働	市民、事業者・NPO、行政などが、公平な役割分担のもとに、協力しあいながら取り組む活動のこと。
	緊急交通路	災害時に応急活動（救助・救急・医療・消火並びに緊急物資の供給など）を迅速かつ的確に実施するための道路

か行	近隣住区	1924年にC. ペリーによって体系化された住宅地の単位。1つの小学校を必要とする人口規模を幹線道路によって囲い、その範囲内にコミュニティを指させる小学校、境界、コミュニティセンター、公園などを配置する。
	グループホーム	一人暮らしが困難な障害のある人に、共同で生活する住居において、専門スタッフなどが日常生活の援助を行うもの。
	グローバル化	人々の行動や経済活動、情報通信などが国境を越えて、地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
	景観協定	景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定のこと。
	景観計画	景観法に基づく施策を進めるために定める計画で、対象となる区域（景観計画区域）、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針などを定めている。
	景観条例	景観法に基づく景観計画とあわせて、景観法に基づく市の景観施策の基本姿勢や枠組み、必要となる手続きなどを定めている。
	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所用の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。
	広域避難地	地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するもの。 (1)面積が10ha以上のもの。 (2)面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの。(3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの((1)又は(2)に該当するものを除く。)大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

か行	構造体	建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、壁、柱、梁、床などを指す。「躯体（くたい）」ともいう。
	交通結節機能（交通結節点）	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。
	高度地区	都市計画法に基づく制度の一種。用途地域内において市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
	合理的配慮の提供	障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような事柄を除去するため、負担が過重でない範囲で工夫や手助けを行うこと。
	コミュニティ	日常生活を通じ住民相互の交流が図られる地域社会や地域共同体のこと。
	コミュニティデザイン	人と人とのつながりを広げることで地域の活力を生み出すこと。
	コミュニティビジネス	地域の人々による、地域の資源を使った、地域の課題解決とともに行われるビジネス的手法を取り入れた取組。
	コミュニティミックス	年齢や職業、所得階層等にかかわらず様々な人々が共存して暮らすことにより実現される多様な地域社会のこと。
	コラボレーション	異なる分野の人や団体が協力して制作すること。また、制作したものをもいう。
	コワーキングスペース	会議室、打ち合わせスペースなどのオフィス環境を共有しながら各個人が独立して働きながら、その場に居合わせた人とスキルや情報交換を行うことで相乗効果を目指すコミュニティスペース。
	コンバージョン	建物を他の用途に変換・転用すること。
さ行	サードプレイス	アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが提唱したもので、人は人生において、「第1の居場所」である家庭、「第2の居場所」である職場や学校のほかに、「第3の居場所」として居心地の良い場所が必要であるという概念。そこに行けば誰かとゆるやかに交流できる、コミュニティの核となる場所が都市の魅力を高め、豊かな生活をもたらすとされている。
	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅のこと。高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正（平成23(2011)年10月20日施行）に伴い、これまでの高齢者円滑入居賃貸住宅注）及び高齢者専用賃貸住宅の登録制度は廃止となり、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が都道府県知事への登録制度として創設された。

さ行	災害協定	災害が発生したときに、物資や人の援助が受けられるよう、市が民間企業や大学等と締結している救援協定。
	細街路整備計画	市街地の環境、安全性等の向上のため市内各所に道路幅員 6.3m を基本とした細街路整備計画を策定し、開発行為等の土地利用時において計画に基づき整備・誘導を行い、ゆとりある都市空間の形成に努めている。
	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、波力、地中熱など、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料等と違い、エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ない。
	里山	集落の身近にあり、人の管理・活用により生かされる自然環境（田んぼ、丘陵地、あぜ道、水路など）のこと。
	シェアアトリエ	複数の利用者が同じスペースを共有するアトリエ。
	シェアオフィス	複数の利用者が同じスペースを共有するオフィス。
	市街化区域	都市計画法にもとづいて指定された、既に市街地を形成している区域やおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備、面的な整備を行うことにより積極的に市街地をつくっていく区域。用途地域の指定を行うとともに、土地利用を規制することによって、良好な市街地の形成を図ることを目的としている。
	市街化調整区域	都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の 1 つであり、市街地の拡大を抑制すべき区域。市街化調整区域では原則として、開発行為などは厳しく制限される。
	自主防災組織	地域住民自らが結成する防災組織。平常時には防災訓練の実施による意識啓発、防災用資機材の整備、災害時には初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。
	シビックセンター	市役所や図書館、文化ホールなどの公共公益施設が集積する市民生活の中心となる区域。
	社会資本ストック	これまでに整備された道路、港湾、空港、鉄道、通信、治水などの公共施設の蓄積のこと。
	住宅確保要配慮者	高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮が必要な人のこと。
	住宅・建築物耐震改修促進計画	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的とし、耐震化の目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。平成 18(2006)年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県に対して策定が義務付けられるとともに、市町村に対しても策定の努力義務が課せられた。

さ行	住宅ストック	既存住宅、あるいはある時点で存在しているすべての住宅。
	住宅セーフティネット	経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。
	準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。
	商業系用途地域	都市計画法の用途地域として定められた、近隣商業地域、商業地域をまとめた総称。
	商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。
	森林環境譲与税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税制度。
	スマートコミュニティ	地域で家庭やビル、交通システムをＩＴネットワークでつなぎ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまち及びまちづくりのこと。
	生産緑地	市街化区域内の一団の農地等について、市街地における良好な生活環境の確保や災害の防止、また、将来の公共施設等の整備に供する土地を確保するために都市計画で指定するもの。生産緑地地区は農地等としての保全を義務付けられる地域であるため、建築物等の建築や土地の形質の変更等、一定の行為が制限される。
	総合計画	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。
	総合交通戦略	「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により推進する、具体的な交通施策を定めた実行計画。
さ行	ソーシャルキャピタル	「Social capital（社会関係資本）」。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができる、信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。
	ゾーン 30	市街地等における通学路や生活道路の安全を確保するために、一定の区域（ゾーン）内に最高速度 30 キロ規制を実施し、歩行者や自転車の交通安全対策を行うもの。
た行	耐震化	耐震改修工事によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

た行	耐震改修	現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、擁壁の補強等を行うこと。
	耐震診断	地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組み（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。
	地域協議会	地域住民が自ら責任をもって、よりよい地域づくりに向けて、多様な主体が連携・協働して地域運営する組織のこと。
	地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を続けることができるよう、高齢者の状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供していく考え方のこと。
	地球温暖化	二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大等、人や環境への様々なりスクが増大することが予測されている。
	地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項の規定に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について定めた計画。
	地区計画	都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、道路・公園等の配置・規模や建物の敷地・形態などに関し、住民の意向を十分に反映した計画を定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制・誘導を図る制度。
	地産地消	地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
	地方分権一括法	地方自治制度を抜本的に見直した法律のこと。例えば、国と地方自治体の役割分担の明確化や、国の関与をやめたり少なくするなどの見直し、地方へ権限をわたすなどの地方分権の推進を図るもの。
	チャレンジショップ	商業地の活性化を目的とした空き店舗対策として、商店街等の空き店舗を活用し、意欲ある起業家の出店による店舗のこと。
	長期優良住宅	耐震性や耐久性に優れ、省エネやバリアフリーにも配慮した、少なくとも 100 年はもつ良質な住宅のこと。法律に基づいた認定を受けると、公的融資や住宅税制の優遇措置が受けられる。
	長寿命化対策	一般的な延命化に加え、点検・整備の効率化・高度化、コスト削減施策、新たな設計の考え方等を含めた、建物・建造物を長期間使用するための対策のこと。

た行	低炭素建築物	二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁（都道府県、市又は区）が認定を行うもの。
	低炭素社会	二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会のこと。
	低未利用地、低利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地等が挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。
	特定生産緑地制度	申出基準日（生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年を経過する日）が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取申出が可能となる期日を 10 年間延長する制度で、平成 29 年の生産緑地法改正で創設されたもの。
	都市基盤施設	都市の骨格を形成、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。
	都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が安全で、住みやすく、働きやすい都市をめざして策定するもの。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都市計画区域の決定権者である都道府県が定める計画。都市計画区域について定められる都市計画は、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければならないとされている。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つのことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 種類がある。
	都市計画法	都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、（１）都市計画の内容及びその決定手続き、（２）都市計画制限、（３）都市計画事業、（４）その他都市計画に関して必要な事項を定めている。
	都市計画マスタープラン	都市計画法により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第 18 条の 2）のこと。
	都市再生特別措置法	都市再生を図るための措置を定めた法律。

た行	都市再生特別措置法に基づく届出制度	都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」策定に伴い、計画で定めた居住誘導区域外で一定規模以上の住宅に係る開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合などに届出が必要となる制度。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可、建築物の構造規制等が行われる。
	土地区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
な行	ニーズ	必要、必要性のこと。
	日影規制	住居系用途地域等内において中高層の建築物によって生じる日影を一定基準の下に規制することにより、その建築物の周辺の一定の日照、あわせて通風、採光等を確保し、良好な住環境を保つことを目的としている。
は行	パークアンドライド	自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する交通手段。
	バイオ関連	生物学での研究を基盤として実業に結びつけ行われる産業の関連を指す。
	バスロケーションシステム	バスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム。
	ハザードマップ	自然災害による被害が予測される区域や避難場所、避難経路など、住民が自主的に避難するために必要な防災情報を地図上に示したもの。洪水や土砂災害、地震など、対象とする災害に応じて作成される。
	ハブ	ネットワークの中核を担う拠点のこと。
	バリアフリー	高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的な障害が除去された空間や環境のこと。
	バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。 高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設や車両、道路、建築物等についてバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区等にお住民参加によるバリアフリー化を進めるための措置などを定める。

は行	BID（BID 制度）	1980 年代以降、中心市街地活性化のための官民協力の取組として、北米各都市などで実施されてきた制度であり、治安維持、清掃、公的施設の管理などの行政の上乗せ的なサービスや、産業振興やマーケティングなどの行政からは得られにくいサービスを独自に地域に提供するもの。
	PFI 手法	「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）」の略。民間資金を活用して、公共事業を行う手法のこと。
	PPP	「Public Private Partnership（官民連携）」の略で、従来行政で行われていたサービス分野を、民間委託、PFI、独立行政法人、民営化などの方策を通じて民間に開放し、市民サービスの効率化と質の向上を図る考え方。
	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材。
	プラットフォーム	「地域協働の場」であり、行政のみならず、市民、企業、NPO、大学など地域の多様な主体が地域の諸課題を共有し、まちづくりを推進していく住民自治の組織手法。
	ブランド（都市ブランド）	もとは他のものと異なる明確な差別性があることを指す言葉であるが、地域間競争が激化する中で、都市そのものが持つイメージを高めることで、都市の魅力や価値を高め、ひいては人口の増加などに結びついていくことを指して、「都市ブランド」ともいう。
	防災拠点	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援・救護などの災害応急活動の拠点となる施設・空間のこと。
	防火地域、準防火地域	建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、火災の延焼を防止することを目的とする。都市の不燃化を効果的に促進するため、防災対策上重要な機能を果たすべき施設及びその周辺地域や木造密集市街地など防災上の課題を有する地域などに指定される。
や行	防災農地	災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等に活用できるものとして農地所有者と市が災害協定を締結した農地。
	ユニバーサルデザイン	「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況や年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく、という理念に基づいたデザインのこと。

や行	容積率	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。
	用途地域	秩序ある土地利用を誘導し、住居、商業、工業等、市街地の 大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法にもとづき 建物用途を制限するもの。
ら行	ライフサイエンス分野	生命現象や生物学を中心に化学・物理学の研究を基盤として 実業に結びつけ行われる産業関連分野。
	ライフスタイル	生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含 めた個人の生き方や考え方のこと。
	ランドマーク	地域の景観を特徴づける高木や高層建築物など視覚的に目立 つもの。
	リニューアル	建て替えではなく、施設や建物の外観、インテリアなどにつ いての大幅な、あるいは部分的な改修を行うこと。
	リノベーション	既存建物に大規模な改修工事を行い、その機能を向上させたり 価値を高めること。
	リフォーム	住宅の原状回復を目指して修繕を行うことを指し、主に局所 的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替える こと。
	レンタサイクル	旅行者や地域住民に自転車を有料あるいは無料で貸し出すこ と。
	6次産業化	農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）、 流通・販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態の こと。また、このような経営の多角化を6次産業化という。
わ行	ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話 し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われている。

参考資料

1 現行計画策定までの経過

(1) いばらき MIRAI カフェ開催経過

回	日時	場所	内 容	参加者数
1	平成 25 年 7 月 27 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	お互いを知り仲間を作ろう！ ○オリエンテーション ○交流プログラム： ネームカードを使ってテーブルごとに自己紹介	91 人
2	平成 25 年 8 月 10 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	私たちが住みたいまちってどんなまち？ ○ワールドカフェ	77 人
3	平成 25 年 8 月 31 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	いばらきのまちの良いところ、ちょっと残念なところ、レポート ○グループワーク	65 人
4	平成 25 年 9 月 21 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	茨木市の将来像を表すキャッチフレーズを考えよう！ ○グループワーク	66 人
5	平成 25 年 10 月 20 日(日)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	茨木市の将来像を表すキャッチフレーズを考えよう！（続き） ○プレゼンテーション ○ゲストスピーチ	55 人
6	平成 25 年 11 月 2 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	市民力で進めるまちづくり 「めざすこと」「やるべきこと」を考えよう！ ○グループワーク	58 人
7	平成 25 年 11 月 24 日(日)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をつくろう！ ○グループワーク	54 人
8	平成 25 年 12 月 14 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をみんなで魅力アップ！ ○プロアクションカフェ	62 人
9	平成 26 年 1 月 18 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	市民力で進めるまちづくり 「事業提案」をアピールするパネルをつくろう！ ○グループワーク	64 人
10	平成 26 年 2 月 1 日(土)	茨木市役所 南館 10 階 大会議室	最後はオープンカフェ！事業提案をみんなにアピールしよう！！ ○プレゼンテーション ○パネルセッション	130 人 (見学者等を含む)

～いばらき MIRAI カフェの様子～



(2) まちづくり寺子屋「明日のいばらきを創るために」開催経過

回	開催日	演 題
		講 師
1	平成 25 年 10 月 20 日(日)	まちづくりに関わる法的課題－司法と行政の適切な関係の構築 山本 隆司 氏（立命館大学政策科学部 教授）
2	11 月 2 日(土)	まちづくりにおける市民・行政の役割について 鶴谷 将彦 氏（立命館大学政策科学部 講師）
3	3 月 24 日(木)	住民による住民のための防災を考える 豊田 祐輔 氏（立命館大学政策科学部 准教授）
4	12 月 14 日(土)	いばらきの強み弱みを考える 服部 利幸 氏（立命館大学政策科学部 教授）
5	平成 26 年 1 月 18 日(土)	茨木のエコなまちづくりを考える 小幡 範雄 氏（立命館大学政策科学部 教授）

～まちづくり寺子屋の様子～



(3) 有識者ヒアリング

回	開催日時	開催場所	ヒアリング先（ヒアリング内容）
1	平成 25 年 9 月 30 日(月)	大阪駅前第 2 ビル 大阪市立大学文化交 流センター談話室	流通科学大学 商学部 石原武政 特別教授 (地域経済、にぎわいについて)
2	平成 25 年 10 月 3 日(木)	京都市内	大阪市立大学大学院創造都市研究科 佐々木雅幸 教授 (クリエイティブ系産業の動向について)
3	平成 25 年 10 月 22 日(火)	関西学院大学 総合政策学部	関西学院大学 角野幸博 教授 (暮らし(高齢化、ニュータウン等)について)
4	平成 25 年 10 月 25 日(金)	大阪学院大学 国際学部	大阪学院大学国際学部 三輪信哉 教授 (低炭素型まちづくりなど、環境に配慮した都市づくり のあり方について)
5	平成 25 年 10 月 28 日(月)	大阪市立大学大学院 経済学研究科	大阪市立大学大学院経済学研究科 長尾謙吉 教授 (企業立地の動向・傾向や工場跡地の活用について)

(4) 茨木市都市計画審議会・常務委員会での検討経過

回	開催日時	開催場所	議事内容
1	平成 25 年 5 月 21 日(火)	市役所南館 8 階 中会議室	平成25年度第 1 回茨木市都市計画審議会 ・ 茨木市都市計画マスタープランの改定について
2	平成 26 年 1 月 21 日(火)	市役所南館 10 階 大会議室	平成25年度第 3 回茨木市都市計画審議会 ・ 茨木市都市計画マスタープランの改定に向けた 取組について
3	平成 26 年 5 月 27 日(火)	市役所南館 8 階 中会議室	平成26年度第 1 回茨木市都市計画審議会 ・ 常務委員会の設置について
4	平成 26 年 6 月 23 日(月)	市役所南館 3 階 防災会議室	第 1 回常務委員会 ・ 茨木市都市計画マスタープラン（素案）について
5	平成 26 年 8 月 1 日(金)	市役所本館 6 階 第 1 会議室	第 2 回常務委員会 ・ 第 1 回常務委員会での指摘と対応について ・ 第 3 章「市民・民間主体のまちづくりを支える」 について
6	平成 26 年 9 月 1 日(月)	市役所南館 6 階 第 2 会議室	第 3 回常務委員会 ・ 第 2 回常務委員会での指摘と対応について
7	平成 26 年 10 月 2 日(木)	ローズ WAM 5 階 研修室	平成26年度第 2 回茨木市都市計画審議会 ・ 茨木市都市計画マスタープラン（素案）について
8	平成 26 年 12 月 25 日(木)	市役所南館 6 階 第 2 会議室	第 4 回常務委員会 ・ パブリックコメントの結果と対応について
9	平成 27 年 1 月 29 日(木)	ローズ WAM 4 階 セミナー室	平成26年度第 3 回茨木市都市計画審議会 ・ 茨木市都市計画マスタープラン（案）について

都市計画審議会委員名簿（現行計画策定時）

区分	氏 名	職 ・ 経 歴	備 考
学識経験者	建山 和由	立命館大学理工学部教授	会長
	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
	原田 由美子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	木村 正文	茨木商工会議所専務理事	
市議会議員	辰見 登	市議会議長	議会による推薦
	河本 光宏	市議会副議長	
	朝田 充		
	米川 勝利		
	大村 卓司		
	山崎 明彦		
	福丸 孝之		
	松本 泰典		
	安孫子 浩子		
	下野 巖		
機関の職員	平野 明	茨木土木事務所長	土木事務所長として委嘱
市民	池田 恵次		公募
	岸田 庸子		

常務委員会（都市計画マスタープラン）委員名簿（現行計画策定時）

区分	氏 名	職 ・ 経 歴	備 考
学識経験者	建山 和由	立命館大学理工学部教授	会長
	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
	原田 由美子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	木村 正文	茨木商工会議所専務理事	
市民	池田 恵次		
	岸田 庸子		
専門委員	紅谷 昇平	神戸大学大学院国際協力研究科特命准教授	防災
	加我 宏之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	みどり
	長尾 謙吉	大阪市立大学大学院経済学研究科教授	経済

2 施策中間見直しまでの経過

(1) 茨木市都市計画審議会・常務委員会での検討経過

回	開催日時	開催場所	議事内容
1	令和元年 5月28日(火)	市役所南館8階 中会議室	令和元年度第1回茨木市都市計画審議会 ・茨木市都市計画マスタープラン中間見直しについて
2	令和元年 8月19日(月)	市役所南館3階 防災会議室	第1回常務委員会 ・茨木市都市計画マスタープラン(施策中間見直し(素案)) について
3	令和元年 10月9日(水)	市役所本館4階 理事者控室	第2回常務委員会 ・第1回常務委員会での指摘と対応について
4	令和元年 11月11日(月)	福祉文化会館 202号室	令和元年度第3回茨木市都市計画審議会 ・茨木市都市計画マスタープラン(施策中間見直し(案)) について
5	令和2年 1月27日(月)	市役所南館10階 大会議室	令和元年度第4回茨木市都市計画審議会 ・パブリックコメントの結果と対応について ・茨木市都市計画マスタープラン(施策中間見直し(案)) について

都市計画審議会委員名簿（施策中間見直し時）

区分	氏 名	職 ・ 経 歴	備 考
学識経験者	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授	
	鈴木 依子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	栗尾 尚孝	茨木商工会議所常議員	
市議会議員	下野 巖	市議会議長	議会による推薦
	塚 理	市議会副議長	
	長谷川 浩		
	朝田 充		
	小林 美智子		
	米川 勝利		
	上田 光夫		
	青木 順子		
	友次 通憲		
	篠原 一代		
機関の職員	長井 順一	茨木土木事務所長	土木事務所長として委嘱
市民	平田 義行		公募
	中尾 希		

常務委員会（都市計画マスタープラン）委員名簿（施策中間見直し時）

区分	氏 名	職 ・ 経 歴	備 考
学識経験者	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	会長
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	会長代理
	秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授	
	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授	
	鈴木 依子	京都女子大学家政学部准教授	
	藤里 純子	弁護士	
	栗尾 尚孝	茨木商工会議所常議員	
市民	平田 義行		
	中尾 希		
専門委員	紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授	防災
	加我 宏之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	みどり

3 都市計画マスタープランと第5次総合計画の施策の対応

都市計画マスタープラン (都市づくりプラン)		第5次総合計画 後期基本計画 (施策別計画 (まちの将来像など))		
番号	都市づくりのテーマ	章	施策	タイトル
①	広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める	5	2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
②	無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める	5	2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
③	既存ストックの有効活用を進める	4	1	災害への備えを充実させる
		5	3	良好で住みよい都市づくりを推進する
		5	4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
		7	2	社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
④	暮らしの安全・安心を確保する	4	1	災害への備えを充実させる
		4	3	防犯や多様な危機への対策強化を図る
		5	3	良好で住みよい都市づくりを推進する
⑤	良好でうるおいのある住環境の形成を進める	5	3	良好で住みよい都市づくりを推進する
⑥	多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ	5	3	良好で住みよい都市づくりを推進する
⑦	都市の活力を高める産業を創り、守り育てる	5	1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
		5	2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
⑧	暮らしを支える「拠点」を活性化する	5	1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
		5	4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
		5	5	暮らしと産業を支える交通を充実させる
⑨	憩いと癒しの空間を守り、つくる	5	1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
		5	4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
		6	2	バランスの取れた自然環境をつくる
⑩	まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める	5	3	良好で住みよい都市づくりを推進する
⑪	地域と暮らしを支える交通システムを構築する	5	5	暮らしと産業を支える交通を充実させる
⑫	人と環境にやさしい都市づくりを進める	5	2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
		6	1	いごこちの良い生活環境をたもつ
		6	3	ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
⑬	市民・民間によるまちづくりを進める	5	4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する

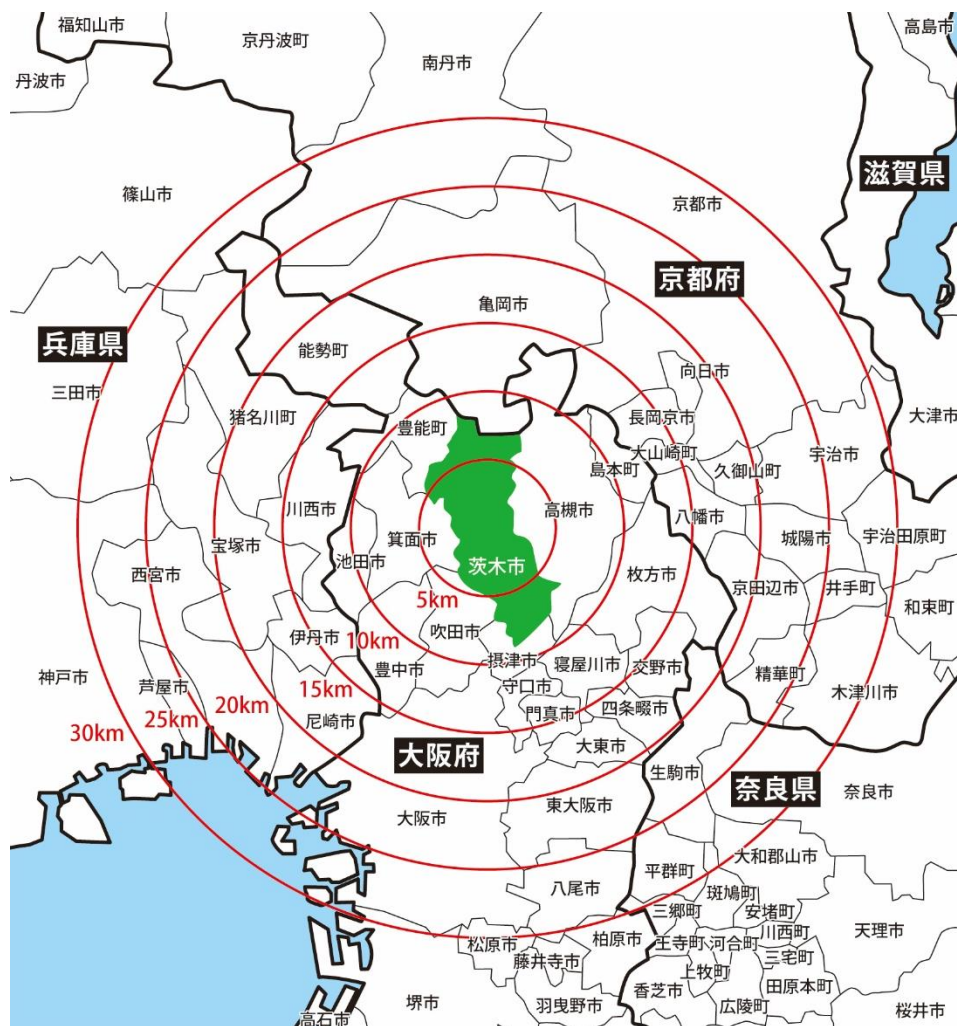
4 茨木市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、北は京都府亀岡市、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町にそれぞれ隣接しています。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。

市域は東西に 10.07km、南北に 17.05km と南北に細長く、面積は 76.49 km² 注6) です。

主要な河川には安威川、佐保川、茨木川、勝尾寺川、大正川があり、市の中央部を流れる佐保川は、中流で勝尾寺川と合流して茨木川となり、北部を源とする安威川と西河原で合流しています。また、市域の南西部では、大正川が摂津市域へ流れています。



位置図

注 6) 国土地理院が実施した電子国土基本図の地図データによる市面積計測に伴い、76.52 km² から変更
(平成 27 年 3 月 6 日 国土地理院公表)

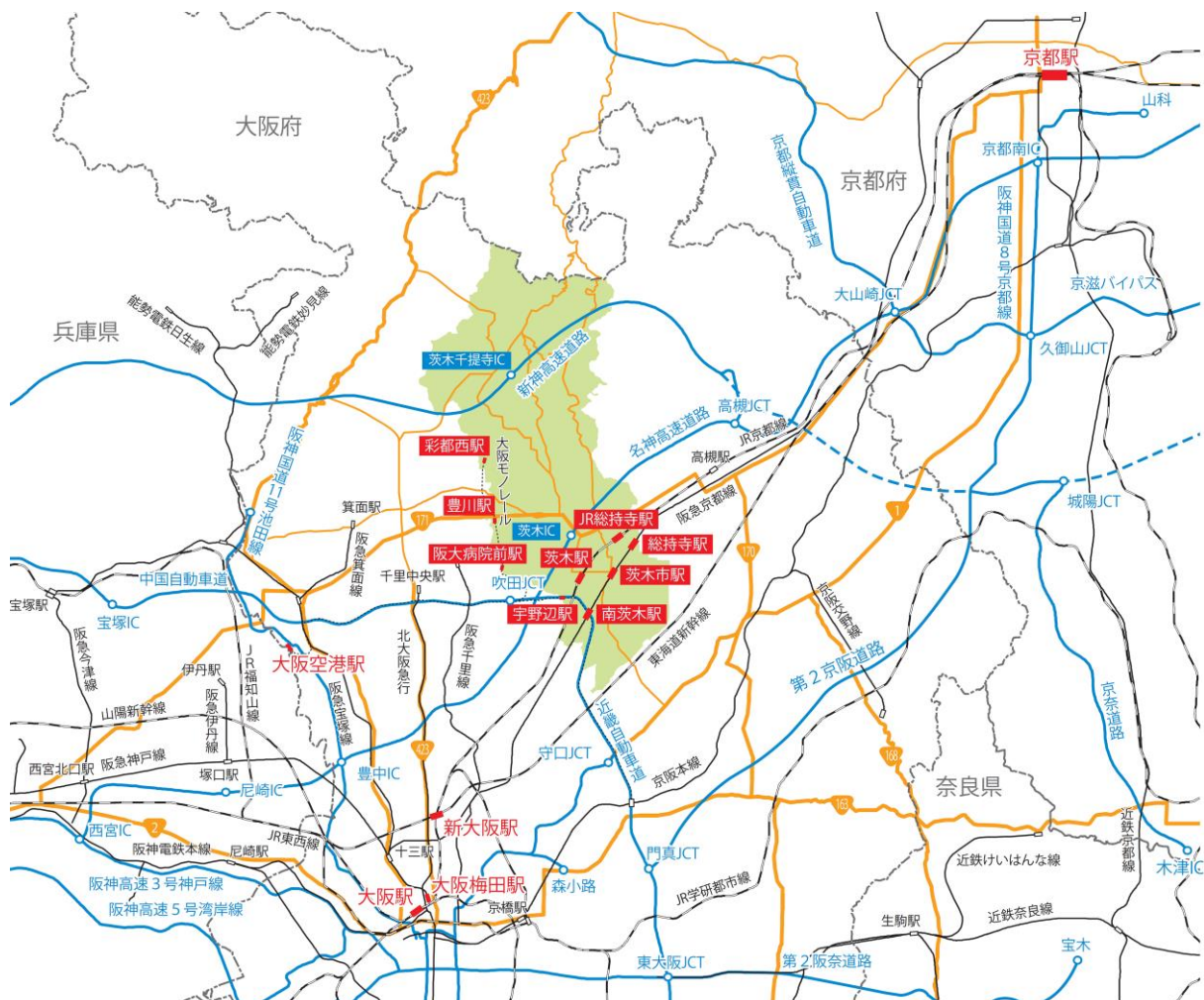
（２）交通条件

JR東海道本線と阪急京都線が市の中央部を並行して走っており、市域には、JR 2 駅（茨木駅、総持寺駅）、阪急 3 駅（総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅）が設置されています。また、大阪モノレールの本線がそれら 2 線をまたぐ形で市域南西部を走り、3 駅（宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅）が設けられているほか、彩都までのアクセスを支える大阪モノレール彩都線の 3 駅（阪大病院前駅、豊川駅、彩都西駅）が設けられています。

市内交通については、JR 茨木駅、阪急茨木市駅等の市の中心部と周辺を結ぶ交通機関として、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの 3 社によるバス交通がその主な役割を果たしています。

道路については、名神高速道路、近畿自動車道のほか、国道 171 号、大阪中央環状線など多くの幹線道路が走っています。

また現在、名古屋市を起点として神戸市に至る新名神高速道路の建設が進められており、茨木千提寺 IC を含む高槻 JCT/IC から川西 IC までの区間については、平成 29（2017）年 12 月に開通しました。

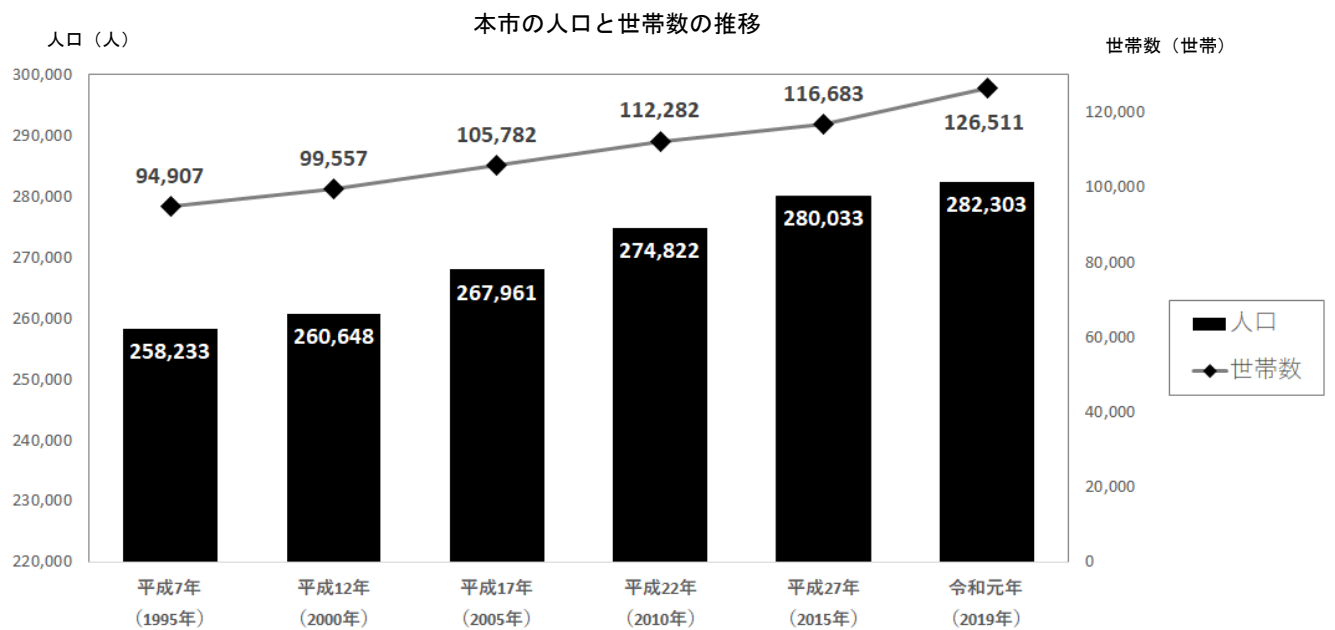


交通網図

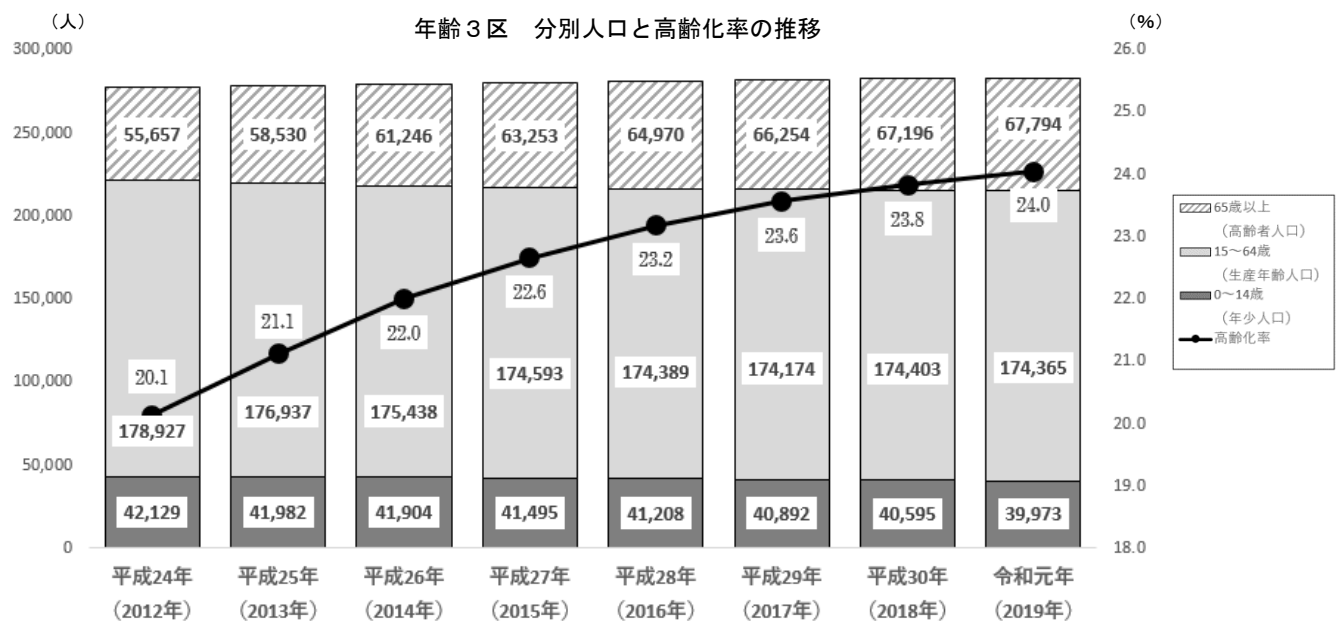
（３）人口及び世帯数

本市の人口は、令和元（2019）年9月末時点で282,303人、世帯数は126,511世帯（住民基本台帳参照）となっています。現在も人口がわずかに増加を続けていますが、家族形態の変化に伴い、世帯当たり人口の減少傾向が伺えます。

年齢3区分別推移では、65歳以上が増加しており、令和元（2019）年9月末時点で高齢化率が24.0%となっています。

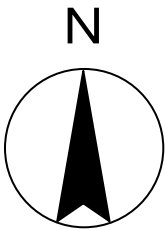


資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



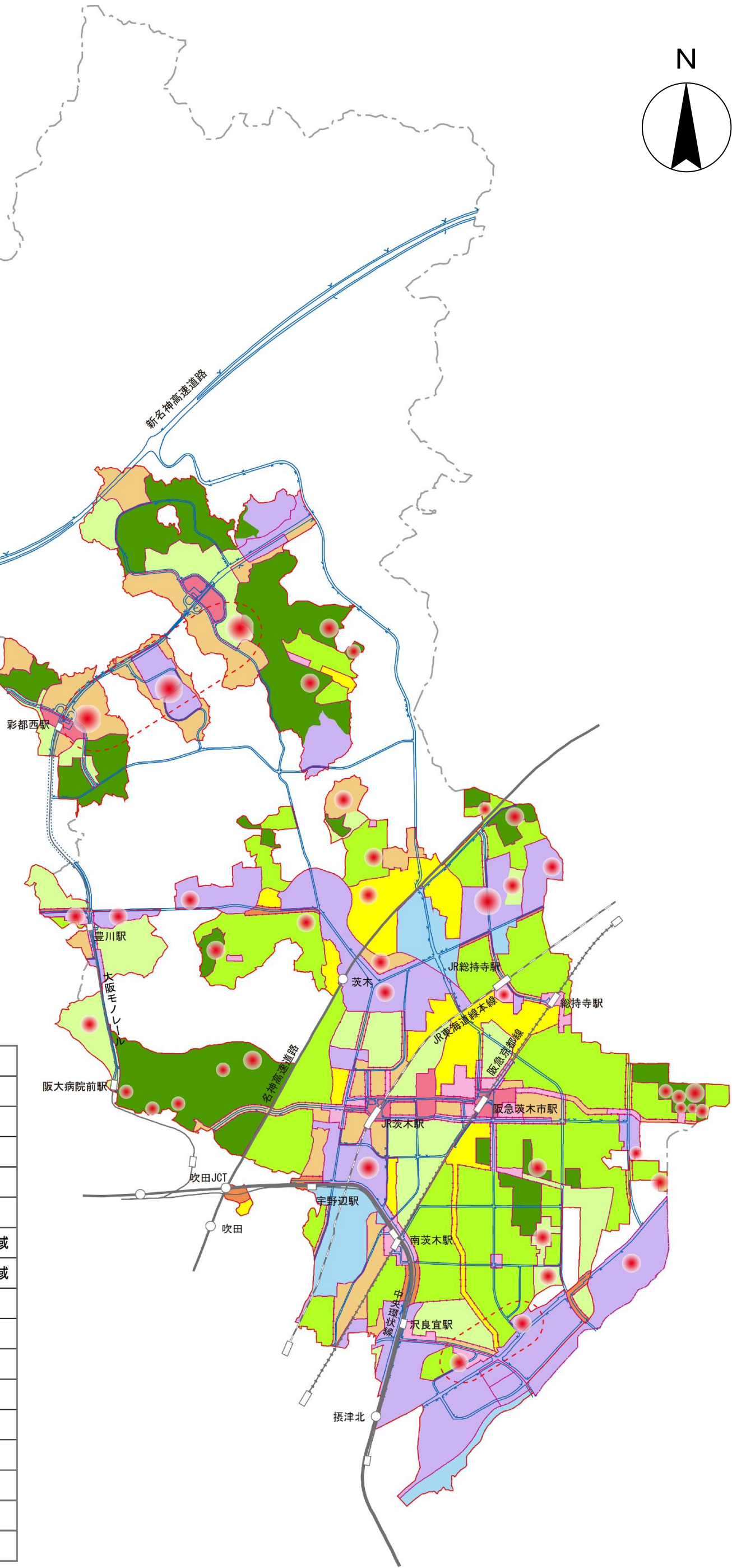
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(4) 都市計画図



S-15

凡 例		
市境界	—— —	行政界
区域 区分		市街化区域
		市街化調整区域
地 域 地 区		第一種低層住居専用地域
		第二種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
		第一種住居地域
		第二種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
都市 施設		都市計画道路
その他		地区計画



行動規範

まちの将来像の実現に向けて、市民一人ひとりが茨木のまちのことを考えて行動する際の想いを行動規範としてまとめました。

人の環を大切にする 茨木にしよう
そのために 人と会おう
あいさつをしよう
そして人持ちになろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

人の力を大切にする 茨木にしよう
そのために まず自分で頑張ろう
みんなの力を活かそう
新しい力を育てよう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

あるものを活かす 茨木にしよう
そのために まちにでよう
まちを使おう
そして楽しもう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

受け継いでいく 茨木にしよう
そのために 昔を知ろう
地元^{まち}を大切にしよう
大切なモノを守ろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

今、生きている私たちのためだけではなく、
これから生まれてくる子どもたちや人々^{あなた}のために
大好きと言える茨木にしよう

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番 13 号

茨木市都市整備部都市政策課

T E L : 072-622-8121 (代表) 072-620-1660 (直通)

F A X : 072-620-1730

E-mail : toshi@city.ibaraki.lg.jp

H P : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/toshiseisaku/index.html>